

総務財政委員会 令和4年1月14日
総務部 資料1番
所管 総務部内部統制推進担当課長

## 令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況について

標記の件について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり監査委員に通知し、公表する。

### 記

#### 1 令和2年度包括外部監査の概要

- 特定の事件（テーマ） 「一般廃棄物処理に関する事務の執行について」
- 監査実施期間 令和2年7月1日から令和3年3月26日まで

#### 2 監査結果に対する措置状況

指摘 42 件				意見 119 件			
措置済	措置中	検討中	参考扱	措置済	措置中	検討中	参考扱
24 件	3 件	8 件	7 件	71 件	6 件	17 件	25 件

措置済…具体的な措置方針・内容が決定し、措置が完了している。

措置中…具体的な措置方針・内容が決定したが、措置の完了には至っていない。

検討中…具体的な措置方針・内容を検討中、または措置を行うかどうかを検討中である。

参考扱…措置を行わないことを決定、または措置を行うことが困難である(そぐわない)。

#### 3 措置状況の監査委員への通知日

令和3年12月16日（木）

#### 4 措置状況の公表予定日

令和4年1月17日（月）

#### 5 措置内容

『令和2年度包括外部監査結果における「指摘及び意見」に対する措置状況』のとおり

# 令和2年度包括外部監査結果における 「指摘及び意見」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「一般廃棄物処理に関する事務の執行について」

令和3年12月16日

大 田 区

# 令和2年度包括外部監査結果における「指摘及び意見」に対する措置状況

(令和3年12月16日現在)

## 1 特定の事件（テーマ）

一般廃棄物処理に関する事務の執行について

## 2 監査実施期間

令和2年7月1日から令和3年3月26日まで

## 3 指摘及び意見

【指摘】42件

※法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

【意見】119件

※是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にするべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

## 4 措置状況

指摘 42 件				意見 119 件			
措置済	措置中	検討中	参考扱	措置済	措置中	検討中	参考扱
24 件	3 件	8 件	7 件	71 件	6 件	17 件	25 件

(内訳 No)

【指摘 (P1~30)】

措置中及び検討中の計 11 件は、改めて措置の進捗状況について公表する。

措置済	2. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 13. 15. 16. 17. 19. 23. 24. 26. 27. 30. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40
措置中	21. 32. 33
検討中	1. 3. 5. 12. 22. 25. 29. 42
参考扱	4. 14. 18. 20. 28. 31. 41

【意見 (P31～113)】

措置中及び検討中の計 23 件は、改めて措置の進捗状況について公表する。

措置済	2. 4. 5. 6. 9. 10. 11. 12. 13. 16. 17. 18. 20. 21. 22. 27. 29. 30. 32. 34. 35. 36. 40. 41. 42. 44. 46. 48. 50. 52. 53. 56. 57. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 69. 74. 75. 76. 77. 78. 80. 81. 84. 85. 86. 87. 91. 94. 96. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 106. 108. 109. 110. 111. 113. 114. 118. 119
措置中	15. 49. 51. 68. 82. 90
検討中	1. 23. 24. 25. 26. 28. 37. 38. 39. 47. 70. 83. 85. 88. 92. 93. 95
参考扱	3. 7. 8. 14. 19. 31. 33. 43. 45. 54. 55. 58. 71. 72. 73. 79. 89. 97. 104. 105. 107. 112. 115. 116. 117

(定義)

措置済…具体的な措置方針・内容が決定し、措置が完了している。

措置中…具体的な措置方針・内容が決定したが、措置の完了には至っていない。

検討中…具体的な措置方針・内容を検討中 or 措置を行うかどうかを検討中である。

参考扱…措置を行わないことを決定 or 措置を行うことが困難である (そぐわない)。

【指摘 42 件 (P1~30)】

指摘 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
1	60	大田区一般廃棄物処理基本計画における進捗状況の管理及び情報公開体制構築の必要性	検討中	清掃事業課	1
2	60	大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の議事録作成の必要性	措置済		2
3	61	大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の開催要否等の検討の必要性	検討中		2
4	66	車両雇上契約における覚書の見直しの必要性	参考扱		3
5	73	ごみ収集車両の雇上比率の上昇と品質管理の検討の必要性	検討中		4
6	75	収集ごみの計画量と配車台数の分析の必要性	措置済		5
7	77	環境公社の収集ごみの計画量と配車台数の分析の必要性	措置済		6
8	95	「資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約」の単価表の誤り	措置済		7
9	134	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報の提出期限遵守の必要性	措置済		7
10	135	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報と清掃事務所の月報の数値不整合	措置済		8
11	150	不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約の提出期限遵守の必要性	措置済		8
12	158	資源持ち去り防止パトロールにおける告発等の決定過程が分かる文書の必要性	検討中		9
13	159	資源持ち去り防止パトロールにおける作業日誌の不備	措置済		10
14	174	粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率未達の理由書の漏れ	参考扱		10
15	180	計量証明書の集団回収実績報告書への添付の徹底の必要性	措置済		11
16	180	資源回収実績入力確認リスト、資源回収実績報告書、計量証明書等の査閲による検出事項	措置済		11

指摘 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
17	192	令和元年度の有価物売却収入の集計誤り	措置済	清掃事業課	12
18	201	小型家電等の売却契約の内訳書における予定数量及び単価の訂正方法の不備	参考扱		12
19	205	小型家電等の売却契約における完了届の提出遅延	措置済		13
20	208	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約の内訳書の起案時と契約時の差異	参考扱		13
21	215	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における歳入金額算定時の消費税の取扱い誤り	措置中		14
22	239	多摩川清掃事業所における予備車両台数の適正化の必要性	検討中		15
23	239	廃止施設の事業概要での開示誤り	措置済		15
24	267	環境公社における出勤簿と休暇簿との不整合	措置済	環境計画課 (環境公社)	16
25	292	清掃職員と民間及び環境公社との人件費差額と適切なごみ処理体制構築のための方針策定の必要性	検討中	清掃事業課	17
26	294	再任用職員に対する給与等の清掃費への集計の必要性	措置済		18
27	295	多摩川清掃事業所の清掃職員の稼働状況及び人員構成の適正化の必要性	措置済		19
28	302	一般廃棄物処理業者への更新許可の瑕疵	参考扱		20
29	306	事業用建築物を有する事業者の登録遅延	検討中		21
30	306	事業用建築物を有する事業者の登録事項漏れ	措置済		22
31	310	対象事業者のマニフェスト（一般廃棄物管理票）の運用状況における管理体制構築の必要性	参考扱		23
32	311	ふれあい指導における月報の記載内容及び様式の統一等の必要性	措置中		24
33	312	ふれあい指導における日報と月報間の不整合	措置中		25
34	338	交通事故件数の事業概要と清掃車両事故一覧との不整合	措置済		25

指摘 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
35	343	車両事故報告書と清掃車両事故一覧との照合等の 監査手続における検出事項	措置済	清掃事業課	26
36	357	事業概要における広報活動実績での記載誤り	措置済		26
37	358	事業概要における環境学習等の実績の記載誤り	措置済		27
38	370	大田区清掃・リサイクル協議会での議論をまとめ た一覧性のある文書作成の必要性	措置済		27
39	371	大田区清掃・リサイクル協議会の開催回数減少に 関する検討過程が分かる文書等の必要性	措置済		28
40	377	事業概要における出前授業の実績の記載誤り	措置済	環境計画課	28
41	389	給食生ごみリサイクル事業の実施による追加コス ト検討の必要性	参考扱		29
42	402	大田区災害廃棄物処理計画における推進体制の整 備の必要性	検討中	清掃事業課	30

指摘 No. 1	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画における進捗状況の管理及び情報公開体制構築の必要性		
指摘事項		
<p>大田区一般廃棄物処理基本計画において「PDCA サイクルにより、毎年度、計画の進捗状況を管理し、区民に対して、区のホームページ等において情報を公開します」と記載されている。この情報公開について、どのような形で行われているのかを清掃事業課に確認したところ、「平成 30 年度主要施策の成果」「平成 30 年度大田区の環境」「平成 31 年度大田区実施計画」「清掃だより」が提示された。</p> <p>しかしながら、これらの資料において、本計画の計画指標の達成について触れられているところはあるものの、個別施策の推進状況等、計画全体での推進状況を報告しているような内容は見られない。また「平成 30 年度大田区の環境」については、平成 30 年度の情報が令和 2 年 1 月に公表されている状況であり、毎年度の情報公開としては適時性に欠けており不十分などところがあるものと思われる。</p> <p>なお、これらの報告資料を通じて公開される情報は、PDCA サイクルの中で検討会及びその作業部会で議論されるべき事項であると考えられるが、計画策定からの検討会及び作業部会の存在する資料を査閲しても、そのような議論が行われていると思われる形跡は確認できなかった。</p> <p>そもそも平成 30 年度については、年度報告書はあるものの、議事録どころか会議資料も存在しておらず、開催日時も不明で開催されているかさえも分からない状況であるが、本計画で定めた PDCA サイクルの中で本計画の進捗状況を評価し、その情報を公開する体制を構築することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>本計画の進捗状況の管理体制及び検討会等の在り方について、より合理的で実効性のある管理体制を構築する観点から検討を進めます。</p> <p>併せて、区民に対する情報公開に関しても、本計画の進捗状況等が正しく・早く・よりわかりやすく伝わることを念頭に検討していきます。</p>		



指摘 No. 2	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の議事録作成の必要性		
指摘事項		
<p>大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の議事録が一切作成されていない。本計画は法定計画であって、検討会はその計画の中で明確な役割を与えられた会議体であり、区の設置要綱に沿って設置された会議体でもあるのだから、その役割を果たしていることが確認・説明できるように会議の内容を記録した議事録を作成・保存しておくことが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、当該検討会及び作業部会を存続していく場合はもとより、他の会議体で本計画の管理等を行う場合も適切に議事録を作成し、保存しています。</p>		

指摘 No. 3	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会の開催要否等の検討の必要性		
指摘事項		
<p>令和元年度以降、検討会及び作業部会が開催されていない。その代わりに大田区環境審議会が検討会の役割を引き継いでいるとのことであったため、大田区環境審議会及びその専門部会の令和元年度においてそれぞれ1回開催されている会議の議事録を査閲した。その結果、本計画に触れている部分はほんの少しはあったものの、本計画の進捗状況について議論された形跡は確認できなかった。</p> <p>今後の本計画の進捗状況の管理体制及び検討会の在り方について議論をし、その結果に基づき設置要綱等の規定の変更も含め、新たな管理体制を早急に整備する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田区一般廃棄物処理基本計画推進検討会及び作業部会（以下、「検討会等」とする）は、区職員のみによって構成されています。より広い視点から本計画の進捗状況に対してチェックを行う意図も含め、大田区環境審議会及び専門部会に資料を提出したところです。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、検討会等を開催しないこと等については、その意思決定を行っていません。本計画の進捗状況の管理体制及び検討会等の在り方について、より合理的で実効性のある管理体制を構築する観点から、検討会等を継続するのか新たな体制に移行するのか検討を進めます。</p>		

指摘 No. 4	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：車両雇上契約における覚書の見直しの必要性		
指摘事項		
<p>車両雇上契約は東環保加盟業者（51 社）のみを契約の相手方とする随意契約となっており、東環保加盟業者以外の新規事業者の参入はできない。</p> <p>区は、希望する契約の相手方となる雇上会社について、清掃協議会へ要望を出すことはできるものの、その決定は清掃協議会の作成する配車計画に委ねられており、雇上会社を主体的に選ぶことはできない。また、雇上会社の作業員のミスが多発した場合であっても、その雇上会社との契約を解除し、他の雇上会社と契約を締結することはできない。このように、契約の相手方の決定は清掃協議会による割り振り次第となっており、区は雇上会社が提供する役務の品質や安定的な役務の提供ができるための財務体質があるかどうか等を主体的に検討することはできない状況となっている。</p> <p>このような契約形態となっている背景には、過去からの経緯が存在しており、現在も特別区を縛っているのが東京都と特別区で交わした「覚書」の存在である。2005 年（平成 17 年）に特別区は現在の契約方法では効率性に関する要素を欠いているとの認識から、この覚書について見直しを要求し、特別区・雇上会社・東京都の 3 者で協議が行われた。しかしながら、一部の見直しが行われてはいるものの、ごく一部が受け入れられただけであり、その後現在まで覚書の見直し協議は行われていない状況である。</p> <p>現状の契約締結過程において、清掃協議会が窓口となって、一括して契約を締結できることに事務の効率性等のメリットも認められるが、地方公共団体として地方自治法が求める経済性や公平性・公正性が確保されていない状況にあるものと考ええる。</p> <p>このため、過去からの経緯への配慮や現状のメリットを維持しつつも、雇上会社の参入障壁を取り除き、特別区がそれぞれ独自に契約先を選定し、それぞれの契約条件で契約が締結できる体制が採れることが必要であり、清掃協議会の雇上契約検討会等において覚書の見直しの再検討を提案することが必要なものと考ええる。</p> <p>なお、現状の事務の効率化を維持することについては、事業協同組合等を区主導で設立し、資源や粗大ごみの車両雇上契約と同様に、その団体と随意契約により業務を委託するような方法も考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>覚書による雇上契約は随意契約ではありますが、清掃協議会では、最低価格同調方式に基づく入札の実施と財務諸表などの確認により、経済性の担保と財務状況の把握を行っています。</p> <p>さらに作業の効率性・安全性については、区の要望等を踏まえた配車計画の策定・運用と事故発生時の供給計画委員会による休車措置を通じて担保されていると考えます。</p> <p>なお、覚書の見直しについては、より現状に適した作業の効率性、安全性及び経済性を考慮するよう、清掃主管部長会等を通じた 23 区での議論が必要であると考えます。</p>		

指摘 No. 5	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課		
項目：ごみ収集車両の雇上比率の上昇と品質管理の検討の必要性				
指摘事項				
令和 2 年度を含む直近 4 年度の可燃ごみ及び不燃ごみの収集車両の雇上と直営の台数の推移は次の通りである。				
内訳	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
雇上（台数/日）	75 台	82 台	84 台	85 台
直営（台数/日）	20 台	19 台	18 台	16 台
合計：	95 台	101 台	102 台	101 台
雇上比率	78.9%	81.2%	82.4%	84.2%
<p>車両雇上契約の相手先となる雇上会社の選定については、区に主導権がない状態である。また、区の可燃ごみの収集・運搬においては車付雇上の形態はないものの、収集業務を環境公社へ委託している地域については、全ての作業を外部へ委託することとなり、現場に区の職員が不在となる状況が発生している（ただし、不適正排出者及び当該排出者の排出したごみの対応については、区の職員が行っている）。</p> <p>区の職員については、清掃事業に関する経験と知識を得る機会が奪われている状況にある。</p> <p>区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉の収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げており、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。</p> <p>しかしながら、当該計画においては、今後清掃職員数が大幅に減少する状況においても、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もある。清掃職員の採用については、新規採用として令和元年度及び令和 3 年度にそれぞれ 6 名を採用し（計画とは別に平成 29 年度において 6 名の新規採用がある）、そして令和 5 年度以降も計画的に採用を行うことが決定されているが、現状では、令和 5 年度以降の採用人数は決定されていない。</p> <p>このため、X 年後のあるべき姿から逆算した採用計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものとする。</p>				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）				
<p>職員の採用については、将来にわたり区が担う事業に必要な人数を各年度の退職者数等を見据え、計画的に行う必要があると考えます。採用後の研修計画等を含め、早期に具体的な採用計画等の策定に取り掛かります。</p>				

指摘 No.6	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課	
項目：収集ごみの計画量と配車台数の分析の必要性			
指摘事項			
直近3年度の可燃ごみ及び不燃ごみ収集に関する業務の計画と実績は次の通りである。			
内訳	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画 (t) (A)	161,805	159,067	160,089
実績 (t) (B)	127,731	126,579	128,200
配車台数 (雇上) (C)	75台	82台	84台
割合 (D=B÷A)	78.9%	79.6%	80.1%
E=C×D	59.2台	65.3台	67.3台
見積不要台数 (C-E)	15.8台	16.7台	16.7台
<p>可燃ごみ及び不燃ごみの収集量について、収集実績は計画の80%程度となっており、3年度ともに計画と実績に20%程度の乖離が生じている。配車台数は計画収集量に基づいて決定されているため、過剰な台数の手配が行われている可能性が危惧される。</p> <p>清掃事務所ごとに分けず、可燃ごみと不燃ごみ、雇上と直営の混在したデータによる分析となっており、より詳細な分析に基づいた検証も必要ではあるが、可燃ごみと雇上のみでのデータで分析できている後述する環境公社の計画と実績の乖離と同様の結果が導かれていることから、ある程度は有用な分析結果となっているものと考えられる。</p> <p>この結果より、平成29年度は15台、平成30年度と令和元年度では16台の減車の可能性があったことが分かり、大きな費用削減効果が期待できる状況にある。あくまでも机上での計算であり、清掃事務所ごとに個々の事情を考慮して検証する必要はあるが、減車できない理由について明確な回答が得られなかったため、適正配車を再検討することが必要なものとする。また、減車ができない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものとする。</p>			
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）			
<p>可燃ごみ、不燃ごみ及び資源の収集及び回収については、公衆衛生等の観点から即日収集及び午前中を中心とした昼間帯での収集が求められます。</p> <p>実際のごみの排出量は、年間を通じて一定ではなく、特に可燃ごみは週の前半と後半だけでも大きな差があります。また、ごみを収集するには、車両だけでなく作業人員を安定的に確保しておく必要があります。計画量と実績量の乖離を少なくするには、季節ごとの計画だけでなく週の前半・後半といった形式で計画することになります。これを行った場合、ごみ量が少ない時には車両を減らすこととなりますが、一方で人員には余剰が発生することとなります。</p> <p>こうした理由から、年間の計画量と実績量との間に乖離が起きてしまうことはやむを得ないと考えます。ただし、作業計画の見直しは毎年行っており、今後も実績量等を踏まえた適切な作業計画・配車計画を策定していきます。</p>			

指摘 No. 7	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課	
項目：環境公社の収集ごみの計画量と配車台数の分析の必要性			
指摘事項			
環境公社へ委託している直近 3 年度のごみ収集に関する業務の計画と実績は次の通りである。			
内訳	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画 (t) (A)	12,745	22,940	30,888
実績 (t) (B)	10,239	18,726	25,482
配車台数 (雇上) (C)	5 台	9 台	12 台
割合 (D=B÷A)	80.3%	81.6%	82.5%
E=C×D	4.0 台	7.3 台	9.9 台
見積不要台数 (C-E)	1.0 台	1.7 台	2.1 台
<p>環境公社の収集ごみ量について、収集実績は計画の 80%程度となっており、3 年度ともに計画と実績に 20%程度の乖離が生じている。環境公社との業務委託契約における委託報酬については、業務実績に基づいて精算がされるため、計画と実績に乖離があっても最終的な委託報酬への影響はない。しかしながら、配車台数については、収集計画量に基づいて決定されており、P65 第 2 項で述べた車両雇上契約により手配されているため、過剰な台数の手配になっている可能性が危惧される。</p> <p>上表はあくまでも机上での計算となるが、平成 29 年度と平成 30 年度は 1 台、令和元年度では 2 台の減車が可能であったことが分かる。費用削減効果が期待できる状況にあるが、減車できない理由について明確な回答が得られなかったため、適正配車を再検討することが必要なものとする。また、減車ができない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものとする。</p>			
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）			
指摘事項 No. 6 に対する措置内容と同様です。			

指摘 No. 8	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：「資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約」の単価表の誤り		
指摘事項		
平成 30 年度の契約書の単価表を確認したところ、小型家電回収車両分について、小型ダンプ車の作業員について 2 名であるべきところが、1 名と記載されていた。契約前の単価表の確認不足が原因と思われるが、明らかな誤りについては、正式に訂正する必要があるものとする。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
ご指摘のとおり、単価表の確認不足によるものだと思います。ダブルチェック等による確認を強化し、訂正が必要な場合は訂正印等で対応しています。		

指摘 No. 9	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報の提出期限遵守の必要性		
指摘事項		
<p>業務内容指示書において、3 月の業務月報以外は「作成した業務月報は、翌月 5 日までに管轄の清掃事務所及び清掃事業課に提出すること。5 日が作業休日又は閉庁日の場合は翌作業日までに提出すること」とされている。12 月の業務月報の受付日は 1 月 8 日となっており、業務内容指示書で規定する提出期限を遵守できていないこととなる。</p> <p>年末年始の休業の関係で提出が遅くなっていることが想定できるが、期日を守ることが厳しい状況であれば、区と委託者で協議の上、区側で問題がなければ期日を延ばす等の対応をしても、期日を遵守してもらうことの方が、委託者への牽制機能等、統制面の効果を考慮すると大切なことだと考えられるため、遅延の原因を確認の上、提出期限を再検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
業務月報の提出が遅延した場合、委託先に連絡し、早急な提出を促しているところです。12 月と 1 月は年末年始作業期間にあたることから、委託先と協議の上、提出期限の見直しが必要となる場合は、令和 4 年度契約から仕様書の見直しを図ることとしました。		



指摘 No. 10	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報と清掃事務所の月報の数値不整合		
指摘事項		
<p>平成 30 年度と令和元年度の業務月報について、その搬入台数と搬出台数を清掃事務所から送られてきた月報と照合した。</p> <p>照合の結果、次の月において業務月報の数値と清掃事務所からの月報の数値が整合していなかった。</p> <p>業務月報は委託業者の業務の完了を確認するものであり、委託報酬の支払の根拠となる証憑である。このため、関連する書類間での整合性が当然に確保され、その正確性が担保されるべきものである。上記事実から区では書類間の整合性の確認が十分に実施されていないことが分かるため、管理体制の改善が必要である。不整合があれば委託業者へ確認を求める等、より一層の厳しい確認体制が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>業務月報は、委託代金の支払い請求時に合わせて当課及び各清掃事務所に提出されていますが、清掃事務所において業務月報の内容確認を徹底し、清掃事務所月報の数値との整合を図っています。</p>		

指摘 No. 11	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約の提出期限遵守の必要性		
指摘事項		
<p>令和元年 12 月分の業務月報はその完了届の受付年月日が令和 2 年 1 月 8 日の押印であった。業務内容指示書では業務月報は翌月 5 日までとなっており、12 月の業務月報の提出日は業務内容指示書の報告日の期日を超えている。</p> <p>年末年始の休業の関係で提出が遅くなっていることが想定できるが、期日を守ることが厳しい状況であれば、区と委託者で協議の上、区側で問題がなければ期日を延ばす等の対応をしてでも、期日を遵守してもらうことの方が、委託者への牽制機能等、統制面の効果を考慮すると大切なことだと考えられるため、遅延の原因を確認の上、提出期限を再検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘事項 No. 9 に対する措置内容と同様です。		

指摘 No. 12	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課																
項目：資源持ち去り防止パトロールにおける告発等の決定過程が分かる文書の必要性																		
指摘事項																		
<p>過去3年度の警告書、命令書の発行件数及び告発等の件数は次の表の通りであり、警告書、命令書の発行件数、告発等の件数ともに大きな件数の変動はない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警告書</td> <td>75件</td> <td>66件</td> <td>69件</td> </tr> <tr> <td>命令書</td> <td>6件</td> <td>8件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>告発等</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table> <p>資源持ち去り防止対策用公印（区長印）押印文書管理簿において、令和元年度に交付された警告書69枚の宛先を確認したところ、8名が3回以上の警告書交付を受けていた。</p> <p>仕様書では発見回数が3回目以降で常習性・悪質性等を判断した上で通報（告発等）又は命令書の交付を行うとしているが、このうち令和元年度において告発等に至った者は上表の通り1名のみであった。</p> <p>この8名の警告書の交付回数を確認すると14回の者が1名、9回の者が1名、7回の者が2名、5回の者が1名、4回の者が2名、3回の者が1名である。5回以上に交付を受けている者の常習性はかなり高いと考えられるし、また、この8名のうち2名は過去にも告発等を受けている者であって悪質性も高いと考えられるため、このような者に対しては、より積極的に告発等を行っていくことが、資源の持ち去り行為の防止につながるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、告発等を行わないとした判断過程が明確に文書として残されていないため、「常習性・悪質性等」の判断基準を明確に設定するとともに、「通報（告発等）又は命令書の交付」等の対応の決定過程を説明できるよう文書を残すことが必要なものとする。</p>			対応内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	警告書	75件	66件	69件	命令書	6件	8件	5件	告発等	2件	3件	1件
対応内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度															
警告書	75件	66件	69件															
命令書	6件	8件	5件															
告発等	2件	3件	1件															
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）																		
<p>現パトロール体制では、常習者に対し、委託パトロールでは警告書、職員パトロールでは命令書を交付しています。警告書、命令書の交付を重ねることで、より効果的な告発に繋がります。</p> <p>区としては、告発を行う場合、警察署との調整において、その後の公判維持のため警察による持ち去り行為の現認が不可欠と判断しています。そのため、地元警察署との合同パトロールにより、命令書交付者を対象に告発する体制をとっています。</p> <p>また、常習性・悪質性については明確な判断基準がないため、今後、警告書・命令書の交付回数等を考慮した判断基準の設定を検討します。</p> <p>併せて「通報（告発等）又は命令書の交付」等の対応の決定過程を把握する文書としては、パトロール実施報告書が存在します。これまでは命令書を交付した場合のみ作成していましたが、令和3年度から職員パトロール実施の都度、作成することとし、命令書の交付に至らなかった場合でも、その対応経過を文書として残しています。</p>																		



指摘 No. 13	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源持ち去り防止パトロールにおける作業日誌の不備		
指摘事項		
<p>4月～6月の作業日誌を確認したところ、不適切な事項が検出された。受託者から提出される月次の作業完了の報告書に基づいて委託料は支払われることになるが、作業日誌は作業完了の報告書の内容が実際に履行されたことの根拠となる重要な書類と考えられるため、委託者はその記載内容について今以上の注意を払って確認することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、受託者に対し、作業日誌及び実施結果報告書への記載不備がないよう確認することを指導しました。</p> <p>また、作業日誌受領の際にも、清掃事業課職員による最終確認を徹底しています。</p>		

指摘 No. 14	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率未達の理由書の漏れ		
指摘事項		
<p>平成 29 年度についてはファイルに電話受付の応答率未達の理由書が綴られていなかった。仕様書では、応答率未達の場合には必要な対策を講じた上で、書面で報告することを求めていることから、書面での報告書を入手し、対策が適切なものであるかを検討する必要があるが、その手続が実施されていることを確認できなかった。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>応答率の設定は平成 30 年度契約から実施しており、29 年度については応答率に対する報告を委託事業者に求めています。</p> <p>応答率未達の場合、区民からの受付に支障が生じている可能性が高いことから、引き続き、書面による報告を求め、適切な措置を講じるよう指導しています。</p>		

指摘 No. 15	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部 清掃事業課
項目：計量証明書の集団回収実績報告書への添付の徹底の必要性		
指摘事項		
<p>集団回収実績報告書について、計量証明書を添付して提出することは支給要綱第8条第1項で定められており、報奨金支給の根拠となる証憑でもあるため、計量証明書の添付のない回収実績報告書は受領せず、改めて計量証明書を添付して提出するよう求める必要があるものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>集団回収実績報告書の提出時に計量証明書の添付がない場合、清掃事務所では当該団体に対して計量証明書の提出を促しています。</p> <p>また、報奨金の金額算定時には、回収実績報告書と計量証明書の両方が揃っていることを確認しており、報奨金支給時に計量証明書がないということはありません。</p> <p>回収実績報告書を受領する際は、計画証明書の添付漏れがないか確認し、添付がない場合には期限を定め、至急提出するよう求めています。</p>		

指摘 No. 16	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源回収実績入力確認リスト、資源回収実績報告書、計量証明書等の査閲による検出事項		
指摘事項		
<p>9月と4月の資源回収実績入力確認リスト、資源回収実績報告書及び計量証明書等を査閲した結果、記載・添付漏れ等が検出された。</p> <p>資料間の整合性や不備の有無の確認を徹底することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>資源回収実績入力確認リストと資源回収実績報告書との整合については、清掃事務所と指摘事項を共有し、同リストへの入力漏れ、誤入力が生じないよう適正な事務執行に努めることを改めて指示します。併せて、関係資料の適正管理・保存につきましても改めて指導します。</p> <p>また、年2回の報奨金支給額算定時において、同リストの入力項目の確認を行うよう徹底しています。</p> <p>資源回収実績報告書の記載不備及び計量報告書の未添付については、実績報告書提出の際、記載事項及び計量証明書添付の確認を必ず行い、必要に応じてリサイクル活動グループに対し、同報告書への記載及び計量証明書の提出を促すよう、清掃事務所内で徹底しています。</p>		

指摘 No. 17	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：令和元年度の有価物売却収入の集計誤り		
指摘事項		
令和元年度決算説明資料の数値に誤りがあった。正確性を確保する必要がある資料であるため、複数人での検証等、事前の確認体制を改善することが必要である。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
ダブルチェック体制の整備と歳出予算整理簿との照合を徹底しています。		

指摘 No. 18	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：小型家電等の売却契約の内訳書における予定数量及び単価の訂正方法の不備		
指摘事項		
<p>小型家電等の売却契約の内訳書のうち、予定数量について、第1四半期の「粗大ごみに係る有価物」の予定数量 331,860 kgと「不燃ごみに係る有価物」の予定数量 315,480 kgは訂正後の金額であるが、訂正前の金額については二重の線が引かれて消されているだけであり、訂正印が押されていないかった。</p> <p>また、単価について、第2四半期の内訳書の単価の「上記品目を除く小型家電」の金額「1.0」円及び第3四半期の10品目の単価「25.0」円も訂正後の金額であるが、訂正前の金額については二重の線が引かれて消されているだけであり、訂正印が押されていないかった。</p> <p>契約書の文章を訂正する場合には改竄が行われないように、必ず訂正印を押印し、訂正が改竄によるものでないことを証するようしておかなければならないと考えられるため、契約事務の改善が必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>契約書等を訂正する場合は、「文書の欄外余白に訂正の旨を表示し、その部分に当該文書に用いた公印を押印します。」と文書事務の手引に整理されており、今回の内訳書の訂正については、適正に事務処理を行っています。</p> <p>一方、契約関係事務は、契約相手方との信頼関係をもとに進めるので、関係文書の訂正により、こうした信頼関係が損なわれることにならないよう、適切な事務執行に努めています。</p>		

指摘 No. 19	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：小型家電等の売却契約における完了届の提出遅延		
指摘事項		
<p>平成 30 年度及び令和元年度において、完了届の提出遅延はなかったが、平成 29 年度の 4 月分の提出日が 5 月 11 日と業務指示書に定める 10 日以内の提出がなされていなかった。</p> <p>提出日が遅延した場合には、完了届の提出があった際に、その理由を書面等で報告させる等の指導を徹底し、その過程を記録しておくことが必要であると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
完了届提出日が遅延した場合、早急に提出するよう促すとともに、提出の際に遅延理由等を聴取し、その内容を記録することとしました。		

指摘 No. 20	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約の内訳書の起案時と契約時の差異		
指摘事項		
<p>起案時（平成 31 年 2 月 12 日決定）と契約時（平成 31 年 4 月 1 日締結）で単価が大きく変動している。区にとって不利な変動ではないものの、単価契約の単価の変更であり、起案時の予定金額が倍以上変動することにもなるため、起案の修正が必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>入札不調等であれば再度予定価格を設定し、再度起案することが必要となりますが、本件の場合に入札が成立しているため、契約事務上適切に処理され、再度起案が必要とはなっていません。</p> <p>しかし、より適切に予算を執行・管理するため、引き続き精度の高い見積もりを入手できるよう努めます。</p>		

指摘 No. 21	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における歳入金額算定時の消費税の取扱い誤り		
指摘事項		
<p>売却単価は2円/kgであるが、物品売却契約書の内訳書には「表示価格は、消費税抜きである」とあり、また「支払金額については、消費税率を乗じて得た金額を加算する金額とする（円未満切捨て）」とある。</p> <p>内訳書の通りであれば回収量に売却単価を乗じた金額にさらに消費税を乗じた金額が歳入金額になるはずである（第1、2四半期は消費税8%、第3、4四半期は消費税10%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1四半期 868円 → 937円（+69円）</li> <li>・第2四半期 2,160円 → 2,332円（+172円）</li> <li>・第3四半期 2,600円 → 2,860円（+260円）</li> <li>・第4四半期 3,000円 → 3,300円（+300円）</li> </ul> <p>消費税を考慮すれば第1四半期から第4四半期の歳入金額は9,429円となり、801円歳入金額は増加することになる。</p> <p>実際の歳入金額は回収量に売却単価の2円/kgを乗じた金額だけであるため、今後は消費税を加味して納入金額を決定することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘のとおり、今後は消費税を含めて売却価格を算出の上、歳入金額を確定します。</p> <p>過去の当該契約（平成31年度、令和2年度）で計上の漏れた消費税相当額については、契約相手方に説明し、歳入の確保に努めます。</p>		

指摘 No. 22	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：多摩川清掃事業所における予備車両台数の適正化の必要性		
指摘事項		
<p>ごみ収集車両として 8 台の小型プレス車をリース契約によって保有しているが、清掃事務所へ配車しているのは通常そのうちの 4 台のみである。法定点検や故障時の代車として予備車は必要であることは理解できるが、通常の稼働台数と同じ台数の予備車が必要とは考えられない。</p> <p>現状の車両保有体制となっている理由を質問したところ、まとめてリース契約を実施しているため、法定点検の時期が重なることが理由の一つとして挙げられた。その他明確な理由の説明は得られなかったが、リース契約が理由であればその締結時期を分散させる等の対応を図る必要がある。同型式の車両をリースするようなことがあれば、一斉にリコールの対象となって使用できないような事態も生じるため、保有車両の車種や年式等についても契約時には考慮することが必要なものとする。</p> <p>区の清掃事業の体制として必要な保有台数を改めて検討し直し、その結果に基づいた購入又はリース契約の締結を行うことが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>直営車につきましては、平常時の稼働車両に加えて、法定点検・日常点検対応、車両故障対応用の予備車両を保有することで、安定的な配車体制を確保しています。</p> <p>一方、ご指摘のとおり 4 台稼働する計画において、8 台保有していることの是非については、リース契約期間及び予備車の稼働状況等を踏まえ、適切な保有台数について検討を進めます。</p> <p>なお、今年度から対策車が必要な場合は、直営車で対策車を優先的に使用することで予備車のさらなる活用を図っています。</p>		

指摘 No. 23	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：廃止施設の事業概要での開示誤り		
指摘事項		
<p>平成 29 年度に廃止されている整備工場 367.84 m<sup>2</sup>、駐車场上屋 178.80 m<sup>2</sup>及びポンプ室 11.35 m<sup>2</sup>について、令和 2 年度の「環境清掃部事業概要」に清掃事業関連施設として多摩川清掃事業所の中に建物として開示されたままである。</p> <p>これらの建物は蒲田清掃事務所の移転先工事のために廃止され、既に取り壊されているものであるため、多摩川清掃事業所内の施設からは削除する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘のとおり、令和 3 年度の「環境清掃部事業概要」作成の際、複数職員による確認のもと、現状の内容に修正しました。開示誤りが発生しないよう、施設を所管する所属とのダブルチェックを行うなど、作成時の確認体制を強化しています。</p>		

指摘 No. 24	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（環境公社）
項目：環境公社における出勤簿と休暇簿との不整合		
指摘事項		
<p>環境公社の労働時間や出勤の状況を確認するため、職員の出勤簿、超過勤務命令簿、休暇簿を査閲した。また、賃金台帳を査閲し、出勤状況と支払われた賃金が適正か確認した。</p> <p>その結果、職員 1 名の 2 月の出勤簿について、2 月 21 日が出勤扱いとなっていたが、休暇簿では 2 時間の年次休暇を取得していることが検出された。</p> <p>正しい給与計算を行うためにも、出勤簿と休暇簿との整合性の確認を徹底し、管理体制を今以上に整備していくことが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>有給休暇を取得した際の出勤簿への表示は、担当職員が手作業で作成していました。当該職員については、出勤後体調が崩れたため 2 時間の年次休暇を申請したものであり、本来、出勤簿に「2 時間休暇」の表示をすべきでありましたが失念していました。</p> <p>今回の事案は、有給休暇期間内の休暇であり給与計算に影響はないものではありませんが、ご指摘を踏まえ、新年度からタイムレコーダーのデータを基にした表形式の出勤簿に変更しました。休暇等の表示については、担当職員のスタンプ等による手作業を無くしケアレスミスが生じないように改めました。</p> <p>また、休暇簿と出勤簿の照合を翌日にも再度行うよう徹底し、不整合が生じないように対策を講じました。</p>		



指摘 No. 25	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：清掃職員と民間及び環境公社との人件費差額と適切なごみ処理体制構築のための方針策定の必要性		
指摘事項		
<p>区の清掃職員の 1 人当たりの給与等支給額及び人件費は民間及び環境公社より明らかに高くなっており、区の清掃事業に係わる業務について経済性を追求する場合には外部へ委託することにメリットがあることが分かる。</p>		
<p>地方公共団体は地方自治法において「その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」(第 2 条第 14 項)とされており、区は民間及び環境公社との人件費の差額を負担していることについて、その効果及び必要性を説明する必要がある。</p>		
<p>現状、清掃職員の原則退職不補充の方針が採られ、車両雇上契約及び環境公社への委託等、外部業者への委託割合は年々高くなってきており、再任用を含め、結果として経済性に効果のある対応がなされてはいる。この傾向が今後も続くことになると考えられるが、業務委託が進むことによって、一方では現場に区の職員が不在となる状況が発生し、行政サービスの品質低下等の問題が発生することも危惧される。</p>		
<p>区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉的収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げ、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。</p>		
<p>しかしながら、当該計画においては、行政サービスの品質低下等を招くような問題を生じさせないよう、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もあるため、X 年後のあるべき姿から逆算した採用計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものと考えられる。そして、その方針の中で、現状の民間等との差額人件費を負担している体制の効果及び必要性についても説明されるべきものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>職員の採用については、将来にわたり区が担う事業に必要な人数を各年度の退職者数等を見据え、計画的に行う必要があると考えます。採用後の研修計画等を含め、早期に具体的な採用計画等の策定に取り掛かります。その中で、直営職員の必要性・役割については、より明確化していきます。</p>		



指摘 No. 26	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課		
項目：再任用職員に対する給与等の清掃費への集計の必要性				
指摘事項				
<p>再任用職員に対する給与等について、特殊勤務手当及び時間外勤務手当を除き、清掃費には集計されていない。しかしながら、それらは明らかに清掃事業に係わるものであり、「環境清掃部事業概要」等、清掃事業の歳出について説明する際には再任用職員に対する給与等の人件費を清掃費に含める必要があるものとする。</p> <p>粗い計算ではあるが、その金額を試算すると以下の通りである。</p>				
	再任用職員		一般職員	
	事務職員	清掃職員	事務職員	清掃職員
給与月数 (A)	12.00		12.00	
期末手当支給率 (B)	1.45		2.60	
勤勉手当支給率 (C)	1.00		2.05	
年間支給月数 (D=A+B+C)	14.45 (D1)		16.65 (D2)	
再任用支給比率 (F)	70%			
再任用比率 (G=D1×F÷D2)	60.75%			
1人当たり年間人件費 (千円) (H1=H3×G、H2=H4×G)	5,475 (H1)	5,411 (H2)	9,012 (H3)	8,907 (H4)
人数 (I)	12	34	<b>再任用職員人件費合計</b>	
再任用職員人件費 (千円) (H×I)	65,700	183,974	<b>249,674</b>	
<p>※ Fは「職員の給与に関する条例」の給料表の「職務の級」ごとの一番給料月額の高い「号給」の金額と再任用職員の金額との比率に近い70%とした。</p> <p>※ 期末・勤勉手当の支給率は、管理職員ではない者の率を使用している。</p>				
措置内容 (具体的な対応策・再発防止策等)				
<p>ご指摘のとおり、再任用職員に対する給与等は明らかに清掃事業の運営に係わる経費の一部であり、今後、清掃事業の歳出について説明する際は、再任用職員に対する給与等の人件費を清掃事業経費に含めて集計します。</p>				

指摘 No. 27	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：多摩川清掃事業所における清掃職員の稼働状況及び人員構成の適正化の必要性		
指摘事項		
<p>多摩川清掃事業所の自動車運転手について、特殊勤務実績簿の従事日数が 14 日となっていた。支給の対象となる平成 31 年 3 月の勤務日は最大で 21 日となるが、その 3 分の 2 の稼働状況である。人事課に確認したところ、従事日以外は年休取得とのことであった。</p> <p>多摩川清掃事業所の人員構成を見ると、運転手は予備員を含めると 9 名が所属しており、そのうちの 1 名は休職中であるため、8 名が運転業務に従事している状況である。また、保有する車両は、環境学習車 1 台を除くと小型プレス車 8 台であるが、そのうち常時清掃事務所へ配車しているのは 4 台のみである。</p> <p>運転手 8 名のうち 4 名は待機となることが想定されるが、清掃車両の運転以外の業務に従事していることも考えられる。この点、区に確認したところ、常時出勤している職員は、週休日や休暇等を踏まえると 5～6 人程度で、待機している職員については、車両の故障や事故、予測し得ない量のごみが排出された場合や環境学習等の対応を行っているとのことであった。</p> <p>しかしながら、多摩川清掃事業所には、収集車両の運転等に原則、直接携わらない技能長クラスの職員も作業係長以下 5 名が所属している状態であり、多摩川清掃事業所の人員構成を検討する必要があるものと考えられる。</p> <p>第 5 節「清掃事務所及び清掃事業所の役割」でも指摘しているが、経済性の観点からは清掃事務所との統合等の検討が必要なものと考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和 3 年 4 月 1 日付で蒲田清掃事務所と多摩川清掃事業所は組織統合に伴い、管理係を統合し、人員配置について見直しました。</p> <p>多摩川清掃事業所の作業係は、自動車運転係と名称が変更となりましたが、作業計画に基づく人員配置に変更はありません。</p> <p>ご指摘の中で、「収集車両の運転等に原則、直接携わらない技能長クラスの職員も作業係長以下 5 名が所属している状態であり、多摩川清掃事業所の人員構成を検討する必要がある」とのことですが、収集車両の運転は、原則、自動車運転Ⅱという職種に限られます。作業係長、統括技能長及び技能長が運転することはできません。結果としてですが、令和 3 年度から作業係長以下の職員の配置は 4 名となり、1 名減となっています。</p>		

指摘 No. 28	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：一般廃棄物処理業者への更新許可の瑕疵		
指摘事項		
<p>一般廃棄物収集運搬業者が普通ごみを取り扱う場合には、区内に継続的な作業場所（一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所）を有することが求められている。</p> <p>この問い合わせに対して区は、当該事業者が普通ごみの許可要件を満たしていないことを確認しつつも、清掃協議会に対して更新許可の手続を進めるよう依頼する回答を行っていた。</p> <p>普通ごみの許可要件を満たさない事業者に対して許可更新を認め、かつ、契約条件を満たさない事業者に業務を委託することを継続していることが明らかであり、各種規定及び契約条項が遵守されていない。規定に違反することは許されないため、委託業者に契約条件の遵守を徹底させるような指導・管理体制を整備する必要があるものとする。普通ごみの許可更新に関しては、毎月の業務報告等で更新時期と更新手続実施予定日も一緒に報告させる等の対応が有効ではないかと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>一般廃棄物処理業者が普通ごみを取り扱うには、継続的な作業場所（以下、「作業場所」という。）の確保が要件となっています。</p> <p>しかし、社会経済活動においては、開業・廃業や業者選定の自由等、事業者の事業活動には流動的な部分も多く、例えば、処理業者の作業場所（契約先）が許可更新直前に廃業したような場合では、新規の作業場所（契約先）確保及び契約が許可更新時に間に合わないケースも想定されます。</p> <p>本件業者についても、これまでの許可更新の際には作業場所を有しており、今回指摘の許可更新後には、指導に沿って新たな作業場所を確保しています。前回許可更新時に作業場所を有していた処理業者に対し、次の許可更新時に作業場所を有していないことをもって、各種規定が順守されていないとして普通ごみの取り扱いを認めないとすると、処理業者だけでなく作業場所である契約先にも混乱が生じることが想定されます。</p> <p>このため、これまでの許可更新時に作業場所を有し、普通ごみの取り扱いを認めてきた処理業者が、次の許可更新にあたり、その時点で作業場所を確保できていないが、引き続き普通ごみの取り扱いを希望する場合は、早急に作業場所を確保するよう指導した上で許可更新を行っています。</p> <p>ただし、複数回続けて、許可更新時に作業場所を確保していない処理業者に対しては、希望があったとしても、原則として普通ごみの取扱いは認めず、作業場所を確保した上で取扱いごみ種の変更申請を行うよう指導しています。このことから、今後も本件と同様の事案があった場合については、必要な指導を行うことを前提に取り扱いの変更は予定しておりません。なお、「指導・管理体制整備」並びに「業務報告対応」については、契約所管課に指摘及び提案内容を伝えます。</p>		

指摘 No. 29	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：事業用建築物を有する事業者の登録遅延		
指摘事項		
<p>事業用大規模建築物の登録書類を査閲した中で、平成 30 年 3 月 30 日に「設置届」が提出された調布清掃事務所管内の建築計画の一つについて、実施要領における「收受簿兼処理簿」及び「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届調査書兼意見書」が保管されていたが、「設置台帳」は見当たらず、当該建物のシステムへの登録も確認できなかった。現状を確認したところ、建物は既に完成しているようであるが、「廃棄物管理責任者選任届」が提出されていないため、「設置台帳」が作成されておらず、システムへの登録も行われていないとのことであった。</p> <p>これから当該届出書の提出を催促するとのことであるが、「設置届」は平成 30 年 3 月 30 日に提出され、工事完成予定日：平成 31 年 1 月 15 日、使用開始予定日：平成 31 年 2 月 1 日、との記載がなされている。</p> <p>「設置届」が提出されてから 2 年半、工事完成予定日から 1 年半以上もの期間が経過しているにもかかわらず、処理が行われず放置されていたことは、適切な立入調査の実施ができないことにつながると考えられるため問題である。</p> <p>現状は、所有者から能動的に完成検査の依頼が提出されて初めて、施設の完成が確認できるようになっているとのことであるが、「設置届」に完成予定日が記載されていることから、設置届入手時点で何らかのシステム登録を行い、完成予定日が過ぎても完成の登録がされないものを把握できるようにし、適時に「廃棄物管理責任者選任届」の提出を促し「設置台帳」の作成、システム登録が行われるような仕組みを構築することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（以下「設置届」という。）は、建築物の計画段階で（建築確認申請の前）提出することになっています。</p> <p>このため、設置届上の完成予定日等はあくまでも目安に過ぎず、当該建築物の建築確認申請の提出時期で大きく変わることもあり、また、建築計画の延期や中断、中止といった事態も想定されることから、建築主等からの完成検査の依頼があって完成を確認することで運用しています。</p> <p>大規模建築物管理システム（以下「システム」という。）への情報登録についても、前述の理由から、建築物の完成確認をもって行う運用としており、当該事案は、設置届提出後、建築主等からの完成検査の依頼がないことから、運用に則りシステム登録を行っていなかったもので処理を放置していた訳ではありません。</p> <p>しかし、他の方法で建築物の完成や使用開始を把握することもできることから、改めて各清掃事務所と調整の上、運用についても柔軟に見直しを行うなど、処理漏れが生じない方策を検討していきます。</p>		

指摘 No. 30	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：事業用建築物を有する事業者の登録事項漏れ		
指摘事項		
<p>「大田区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱実施要領」第2条によると、「設置届」が提出された場合、内容を調査及び検討し「再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届調査書兼意見書」を作成するものとされている。</p> <p>平成27年12月4日に完成した家具量販店について、上記の調査書を査閲したところ、「調査担当者氏名及び年月日」の欄が空欄となっており、調査実施日が確認できなかった。</p> <p>書類自体は存在し、調査が実施されたことは伺えるものの、実施日の記載がないため、適切な時期に調査が行われたことが確認できない状態になっている。当該書類は作成後5年経過すると廃棄する取扱となっているが、5年経過したかどうか確認できない状態であるといえる。</p> <p>調査実施日は当該書類における記載必須項目であると考えられるため、確実に記載されるよう書類の管理を一層徹底する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各清掃事務所の作業係長と統括技能長が出席する作業業務連絡会（令和3年6月25日開催）において、指摘書類の写しを配付し、書類作成時における確認の徹底を依頼しました。</p> <p>また、本件に限らず、調査実施日や担当者等の記載漏れが発生しないよう、各種の書類や日付管理についても同様の依頼をしました。</p>		

指摘 No. 31	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：対象事業者のマニフェスト（一般廃棄物管理票）の運用状況における管理体制構築の必要性		
指摘事項		
<p>マニフェスト（一般廃棄物管理票）の運用状況をどのように管理しているか質問したところ、大規模事業者については立入調査の際にマニフェスト制度の対象かどうかの確認等は行われているものの、それ以外については自己申告によっており、必ずしも適用事業者が適切にマニフェストを運用しているか確認できていないとのことである。そもそも、一般廃棄物であれば最終的に清掃工場に持ち込まれることになる蓋然性が高く、一般廃棄物についてのマニフェスト制度が本当に必要かどうかという議論もあるとのことである。</p> <p>確かに一般廃棄物のマニフェスト制度は国の法律に基づいたものではないが、区の条例によって定められた制度であり、一般廃棄物の適正処理をより一層図るために有用な制度とも考えられるため、対象となる事業者のマニフェストの運用状況について、モニタリングできるような管理体制を構築する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度は、廃棄物処理責任の意識強化、適正処理の確保、ごみ減量・リサイクルの促進を目的とした、東京 23 区独自の制度です。</p> <p>東京 23 区部での一般廃棄物処理業者による事業系ごみの収集では、複数の排出先から出る廃棄物の混載を認めており、収集後に排出者毎のごみ量を適切に把握することは難しい面があります。</p> <p>こうしたことから、本制度の適用対象の有無については、大規模建築物の立入調査時の聞き取りによる確認のほか、排出事業者の自己申告による届出制としています。</p> <p>今後も、本制度の目的を踏まえ、立入調査時の確認の徹底や他区と情報共有を行いながら適切な運用に努めていきます。</p> <p>なお、本制度の目的や適用対象事業者数、産業廃棄物におけるマニフェストの運用実態や費用対効果を考慮すると、マニフェストの運用状況の管理体制構築の予定はありません。</p>		



指摘 No. 32	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：ふれあい指導における月報の記載内容及び様式の統一等の必要性		
指摘事項		
<p>ふれあい指導業務月報では、結果報告書 P311 表に示した排出状況調査に記載された個数に関し、排出指導個数、区引取個数、引き取らせごみ個数、取り残しごみ個数の内訳を記載するようになっている。この記載について、内訳の欄に記載されている個数の集計対象が清掃事務所によってまちまちとなっており、記載方法が統一されていなかった。記載方法のマニュアルはあるが、各清掃事務所への徹底がなされていなかったとのことである。</p> <p>また、別の問題点として、各清掃事務所の各月のふれあい指導業務月報を集計して年間合計の月報を作成しているが、大森清掃事務所の分について、一部の月の分が集計漏れとなっており、誤った集計結果が作成・承認されていた。</p> <p>月報について、各清掃事務所の活動を適切に把握・評価するために統一様式の月報を利用しているものと思われるが、記載方法が統一されていなかったり、集計が誤っていたりすると、その目的を果たせなくなってしまう。このため、記載方法のマニュアルの内容について、各清掃事務所と確認するとともに、これに沿った統一した方法で記載することを徹底した上で、正確な記載を行うためのチェック体制も改善することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>今年度の第 1 回ふれあい指導担当者打ち合わせ会を令和 3 年 4 月 28 日に開催し、令和 4 年度からの実施に向けて、日報の様式類やマニュアルの見直しに取り組んでいます。</p>		

指摘 No. 33	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：ふれあい指導における日報と月報間の不整合		
指摘事項		
<p>ふれあい指導業務月報に記載されている活動内容は日報に記載された活動内容を集計したものになるはずであるが、サンプルで令和元年5月の調布清掃事務所の日報に記載された日々の調査数量を集計してみたところ、月報の排出状況調査の数量と異なっている等、日報と月報との整合性が図られていなかった。</p> <p>各清掃事務所で、それぞれ独自の様式によりふれあい指導班による指導業務に関する日報が作成されているが、総じて誰がどのようなスケジュールでどのような業務を行ったかが分かりにくいものであるように感じられた。</p> <p>ふれあい指導班の日々の活動の適切な実施・評価のため、活動実態がわかりやすい日報の作成が必要である。また、日報を集計すれば月報となるような両者の整合性の確認が容易にできる形で、清掃事務所全体で統一された日報の様式を定めることが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘 No. 32 に対する措置内容と同様です。		

指摘 No. 34	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：交通事故件数の事業概要と清掃車両事故一覧との不整合		
指摘事項		
<p>平成30年度の交通事故の件数について、環境清掃部事業概要の件数と清掃車両事故一覧の件数との間に1件の差があった。</p> <p>蒲田と調布の清掃事務所分は件数が一致していたことから、環境公社分の交通事故件数が環境清掃部事業概要には含まれていないことが原因と思われる。</p> <p>事業概要等の公表資料の開示に当たっては、事前に関連資料との整合性を確認する等のチェック体制の整備が重要であり、今後同様の誤りが発生しないよう、より一層厳格なチェック体制の整備が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
担当者だけでなく、ダブルチェック及び校正時のチェックを実施することで同様の誤記がないよう対応しています。		



指摘 No. 35	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：車両事故報告書と清掃車両事故一覧との照合等の監査手続における検出事項		
指摘事項		
<p>車両事故が発生した際には車両事故報告書を作成することとなっている。令和元年度分の車両事故報告書の内容を査閲するとともに、清掃車両事故一覧との照合を実施した。</p> <p>上記の手続を実施した結果、検討すべき事項が検出されたが、車両事故等の定義を明確に規定していないことにより発生しているものと考えられるため、既存の規程内又は新規に規定を制定し、関係各所へ周知することが必要である。また、その運用に当たっては、清掃事業課等において車両事故報告書と清掃車両事故一覧との照合を行い、車両事故として取り扱っていない処理の妥当性を検証することも必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>車両事故発生時には、原則、事故報告書を提出することにしており、事故の集計及び概要、原因、対策等について共有することを目的に清掃車両事故一覧（以下、「事故一覧」）を作成しています。しかし、年度によっては原因の所在不明な事故やもらい事故及び軽微な事故について、その重要度に応じて「事故扱いにしない」といった処理により事故一覧から除きました。</p> <p>ご指摘のとおり「事故扱いにしない」といった明確な基準がないこと、及び上記の目的を鑑み、令和3年度からは全ての車両事故を事故一覧に掲載しています。</p> <p>また、速報後の車両事故報告書の提出については清掃事務所及び事業者と密に連絡を取りながら報告漏れがないように対応しています。</p>		

指摘 No. 36	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：事業概要における広報活動実績での記載誤り		
指摘事項		
<p>「令和2年度環境清掃部事業概要」に記載された広報活動の実績のうち、令和元年度の小学校環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」の発行部数について6,200部と記載されているが、広報活動に関する決算関連資料等を査閲したところ、正しくは6,500部であった。事業概要に正確な記載ができるような公表前のチェック体制を改善する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、令和3年度の「環境清掃部事業概要」の作成に当たっては誤記載のないよう、根拠資料との突合作業や複数の職員による内容確認をより丁寧に行いました。</p> <p>公表前にダブルチェックを行うようチェック体制を改善しました。</p>		

指摘 No. 37	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：事業概要における環境学習等の実績の記載誤り		
指摘事項		
<p>「令和2年度環境清掃部事業概要」に記載された環境学習等の実績について、集計資料との照合を行ったところ、小学校における資源循環学習教室の平成30年度の実績について、下記の誤記載が検出された。事業概要に正確な記載ができるような公表前のチェック体制を改善する必要があるものとする。</p> <p>(誤)</p> <p>調布清掃事務所 10校 918人  蒲田清掃事務所 9校 670人</p> <p>(正)</p> <p>調布清掃事務所 9校 918人  蒲田清掃事務所 10校 670人</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、令和3年度の「環境清掃部事業概要」の作成に当たっては誤記載のないよう、根拠資料との突合作業や複数の職員による内容確認をより丁寧に行いました。</p> <p>公表前にダブルチェックを行うようチェック体制を改善しました。</p>		

指摘 No. 38	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区清掃・リサイクル協議会での議論をまとめた一覧性のある文書作成の必要性		
指摘事項		
<p>協議会での議論について、2年の任期ごとに作成される区長宛ての報告書の中で主な検討事項や各回の協議内容の簡単なまとめの記載はあるものの、委員からの意見・提案等及びその回答・対応等の一覧性をもって確認できる資料は作成されていない。協議会での議論がどのように既存事業や新規事業に反映されているか確認できるような、出席委員からの意見、質問、提案等について、ある程度網羅的に回答・対応状況等を一覧できる資料を作成し、可能であれば公開することも検討することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、第11期大田区清掃・リサイクル協議会より、委員からの意見、質問、提案等への回答及び対応状況等について一覧できる資料を作成しました。</p> <p>対応状況については、適宜協議会開催時に報告し、情報共有します。</p>		

指摘 No. 39	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区清掃・リサイクル協議会の開催回数減少に関する検討過程が分かる文書等の必要性		
指摘事項		
<p>第9期（平成29年7月～令和元年6月）までは協議会を毎年5回開催し、2年の任期中に10回の協議会が開催されていたが、第10期（令和元年7月～令和3年6月）より、毎年3回、任期中に6回の開催とするよう変更されている。</p> <p>協議会の在り方を検討する中で第10期より削減しているとのことであるが、施設見学を除くと年4回の開催から年2回の開催へと減少することとなり、開催の間隔も空くことから、協議会の設置目的に照らし従来と同等の役割を果たせるかどうかという疑念が生じる。これについて、区としては、第10期協議会の開催に当たっては、より効果的な運営を行うため、委員構成の精査、資料説明におけるパワーポイント導入等の対応を行った上で回数の変更を実施しており、従来と比べ実効性が損なわれることなく活動ができていると認識しているとのことである。</p> <p>しかしながら、当該回数削減は事務局の判断によるものであり、本来であれば、協議会においてもその設置目的に照らして回数削減の必要性が議論され、その過程が議事録等で記録されていること等により、回数削減の合理性が明らかにされている必要があったものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>協議会の開催回数の変更は、区として、より効果的な協議会運営を目指して検討した結果です。</p> <p>また、第10期協議会終了時に実施した委員対象のアンケート調査にて、約8割の委員から回数減について承知する旨の回答を得たことから、開催回数の削減は妥当であったと考えます。</p> <p>しかし、ご指摘を踏まえ、協議会の運営方法の見直し等を行う際は、協議会に諮り、検討の過程について議事録等で確認できるようにします。</p>		

指摘 No. 40	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：事業概要における出前授業の実績の記載誤り		
指摘事項		
<p>「令和2年度環境清掃部事業概要」の中で出前授業の実績報告が記載されているが、スケジュール変更があったため、実際の実施日と異なる当初の実施予定日付を記載していた。区の事業としての取り組みを評価する際に実施状況を適切に把握する必要があるため、事業概要に正確な記載ができるような公表前のチェック体制を改善する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、令和3年度の「環境清掃部事業概要」における同出前授業の過年度実績報告にあたり、実施日を修正し掲載しました。</p> <p>公表前にダブルチェックを行うようチェック体制を改善しました。</p>		

指摘 No. 41	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：給食生ごみリサイクル事業の実施による追加コスト検討の必要性		
指摘事項		
<p>予定回収量 654,994kg を前提とした推計値により、当リサイクル事業に掛かる費用と一般廃棄物として処理する場合の費用を比較すると、飼料化によるリサイクルを行う場合 16 百万円程度費用が増加することが見込まれる。</p> <p>食品に限らずリサイクルには費用が掛かるとの前提で、財政判断により当該予算は承認されているとのことであるが、従来通りの処理に比べいくらまでの費用の増加であれば受け入れられるのかといった視点での評価はされていない。事業開始時に、追加コストを算定の上、それと新規事業の効果とを比較衡量して検討すべきであったものとする。</p> <p>当該リサイクル事業の意義は、廃棄物の削減、資源の有効利用といったものに加え、循環型社会の構築へ向け環境学習の一環としての児童、生徒への啓発の意義もあるとのことであり、必要・有益な事業であることは理解できる。しかしながら、従来通り一般廃棄物として処理する場合と比べコストが大きくなっていることを念頭に、当年度以降で改めてコストに見合った効果があるかどうか検証し、事業を継続することの有益性を説明できるようにすることが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>給食生ごみリサイクル事業は、それまで焼却処分されてきた給食生ごみを飼料等にリサイクル活用し、再生利用を促進することで循環型社会の形成を図るとともに、この取り組みを普及啓発等に活用することで、小・中学校等において食品ロス削減など環境意識の向上へつなげることを目的としています。</p> <p>区立小・中学校には給食生ごみリサイクルについてポスターを作成・配布して環境学習への活用などを図っていますが、この普及啓発等については、費用対効果などの定量的な観点からの検証を行うことは困難であると考えます。このため、食品循環資源の再生利用及び普及啓発を内容とする当事業については、従前の一般廃棄物処理の際の費用からの追加コストがいくらまでであれば事業継続とするという明確な基準を設定できるものではないと捉えています。</p> <p>しかし、今後の継続展開を見込むにあたっては、事業に要する費用の縮減へつながらうよう、学校や調理業務受託事業者に対し、ごみの適正分別及び脱水等によるごみ減量の徹底について適宜の啓蒙を図っています。</p> <p>また、食品リサイクルをはじめとする循環型社会の構築へと寄与するよう、当事業を通じた普及啓発等の拡充にも努めていきます。</p>		

指摘 No. 42	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区災害廃棄物処理計画における推進体制の整備の必要性		
指摘事項		
<p>2 年度にわたる時間と少額でない支出によって策定している計画であるにもかかわらず、その推進が適切に実行されなければ絵に描いた餅になってしまう。</p> <p>現状、本計画及び災害廃棄物処理マニュアルの庁内での研修会等、周知する機会が設けられていない状況である。</p> <p>また、本計画において、発災となれば実行計画を策定することとなっているが、実行計画をどのような体制で策定していくのかの詳細は決まっていない状況である。概要で記載したように、発災時の組織体制は、総務班、資産管理班、処理班、受援班と決まっており、それぞれの班の業務内容や連携すべき部局及び調整すべき内容は掲げられているものの、具体的な行動計画となる実行計画の策定については、本計画の中では具体的な体制及び方法は決められていないため、本計画推進の中で定めていく必要がある。</p> <p>首都直下地震の切迫性がささやかれる中、このような状況にあることは大きな問題であると考えられる。策定した以上、早急に推進体制を整え、発災に備えた体制を整備する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、まずは環境清掃部内における災害廃棄物処理の推進体制について、具体的な班体制の整備に向け検討を進めます。</p> <p>併せて、防災危機管理課をはじめとする関係部局との連携・調整にも取り組みます。</p> <p>なお、清掃事業課担当職員は災害廃棄物処や気候変動に関する種々の研修を受講しているところですが、担当にとどまらずより多くの職員が計画的に受講できるよう努めます。</p>		

【意見 119 件 (P31～113)】

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
1	59	大田区一般廃棄物処理基本計画における個別施策の評価	検討中	清掃事業課	31
2	62	大田区一般廃棄物処理基本計画の見直し及び新計画の策定	措置済		32
3	70	車両雇上契約における契約単価の決定過程	参考扱		32
4	73	決算説明資料の内訳データの誤り	措置済		33
5	78	戸別収集事業の対象者	措置済		33
6	78	粗大ごみの運び出し収集事業の受付手続	措置済		34
7	79	粗大ごみの運び出し収集事業の体制整備	参考扱		34
8	80	防鳥ネットのサイズ	参考扱		35
9	82	有料ごみ処理券の印刷の契約単価	措置済		36
10	83	ごみ処理券の配送及び保管業務の契約単価	措置済		36
11	94	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価の検討（情報入手）	措置済		37
12	94	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価の検討（予測）	措置済		37
13	95	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価値上げの妥当性の検討	措置済		38
14	97	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の業者選定時の他業者からの見積書入手	参考扱		39
15	97	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における契約先業者の情報公開	措置中		40



意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
16	98	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における完了届の届出日	措置済	清掃事業課	40
17	98	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における作業完了確認書類の提出期限	措置済		41
18	99	資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における作業月報の受信日付	措置済		41
19	107	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における契約先業者の選定方法	参考扱		42
20	109	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における契約単価値上げの妥当性検討	措置済		43
21	110	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における作業完了確認書類の提出期限	措置済		43
22	110	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における提出書類の明確化	措置済		44
23	117	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における収集効率の分析及び適正配車	検討中		45
24	117	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（大森清掃事務所）	検討中		45
25	117	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（調布清掃事務所）	検討中		46
26	118	資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（蒲田清掃事務所）	検討中		46
27	118	雑がみの資源化の普及・啓発及び広報活動	措置済		47
28	119	雑がみの資源化における就労支援等の取り組み	検討中		48
29	119	生ごみの資源化	措置済		48

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
30	122	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約における報告書の提出期限	措置済	清掃事業課	49
31	123	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約の契約先業者選定における契約単価の検討	参考扱		50
32	124	収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約における回収目標の設定	措置済		51
33	124	水銀含有物の排出方法	参考扱		52
34	128	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における契約単価変更時の妥当性の検討	措置済		52
35	129	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における契約先業者選定の契約単価の検討	措置済		53
36	134	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における業務月報の届出日	措置済		53
37	137	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における安全作業の確認書類	検討中		54
38	137	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締簿の開閉時間の記録	検討中		54
39	137	糞谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締簿への押印	検討中		55
40	140	「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における契約先業者の選定	措置済		55
41	141	「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における期別支払金額の妥当性	措置済		56
42	143	「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における予算額と精算額の乖離	措置済		57
43	146	「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」の契約先業者選定における契約単価の検討	参考扱		58



意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
44	147	「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」における契約単価変更時の妥当性の検討	措置済	清掃事業課	59
45	150	「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」における完了届提出	参考扱		60
46	158	資源持ち去り防止パトロールにおける罰則規定の積極的な適用	措置済		60
47	161	資源持ち去り防止パトロールの他区との比較	検討中		61
48	167	粗大ごみ申告受付業務委託契約の契約先業者選定	措置済		61
49	169	粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（経費項目の金額増減）	措置中		62
50	169	粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（新規経費項目）	措置済		63
51	174	粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率低下の防止策	措置中		63
52	176	粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率未達の理由書提出基準	措置済		64
53	179	集団回収実績報告書の提出期限遵守の徹底	措置済		64
54	185	アルミ缶の報奨金支給額の決定	参考扱		65
55	188	集団回収登録業者リストの整理	参考扱		65
56	188	集団回収登録業者数増加のための施策	措置済		66
57	191	集団回収コストと行政回収コストの比較分析による効果測定	措置済		66
58	191	集団回収の対象一元化の効果	参考扱		67
59	195	資源回収事業に係る資源及びびすプレー缶の売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済		67
60	198	資源回収事業に係る資源及びびすプレー缶の売却契約における引取完了届の名称	措置済		68
61	199	資源回収事業に係る資源及びびすプレー缶の売却契約における完了届の提出期限	措置済		68

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
62	202	小型家電等の売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済	清掃事業課	69
63	204	小型家電等の拠点回収増加のための施策	措置済		69
64	209	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済		70
65	210	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約における回収枚数の予定と実績の分析	措置済		70
66	211	羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約における消費税の取扱い	措置済		71
67	213	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討	措置済		71
68	214	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における回収量の端数処理	措置中		72
69	216	古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における古布回収実績報告書の受付日の記載	措置済		72
70	218	古布の回収日程の増加及び回収拠点の設置	検討中		73
71	225	東京二十三区清掃一部事務組合分担金の削減	参考扱		74
72	226	清掃一組への外部監査導入の提言	参考扱		76
73	235	清掃事務所の人員配置の適正化	参考扱		77
74	236	多摩川清掃事業所における出張旅費精算の現金出納簿への記帳方法	措置済		蒲田清掃事務所
75	238	多摩川清掃事業所の稼働状況	措置済	清掃事業課	79
76	241	(仮称) 大田区多摩川清掃事務所新築工事における分離発注の工程管理	措置済	経理管財課	80
77	245	大田区環境公社における役員等の情報開示	措置済	環境計画課 (環境公社)	80
78	255	大田区環境公社における監事の適格性に関する情報開示	措置済		81

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
79	259	大田区環境公社における派遣職員の退職手当取扱いに関する協定書への明記	参考扱	人事課	81
80	260	大田区環境公社における派遣職員の勤務状況等の詳細報告	措置済		82
81	262	大田区環境公社における級別標準職務表の内容の充実	措置済	環境計画課 (環境公社)	83
82	265	大田区環境公社における給与規程で定める衛生管理者に対する資格手当の規定	措置中		84
83	267	大田区環境公社における勤怠管理ソフトの導入	検討中		84
84	272	大田区環境公社における労働安全管理体制の一層の整備	措置済		85
85	272	大田区環境公社における急性腰痛症による病気休暇と労働災害認定との関係	検討中		86
86	274	大田区環境公社における安全運動要領第5条の独立規則化	措置済		86
87	274	大田区環境公社における区の清掃事務所との人事交流等の研修制度構築	措置済	清掃事業課	87
88	275	区の適切なごみ収集体制構築のための方針	検討中		88
89	276	委託化によるコスト削減と区民への行政サービスの維持	参考扱		89
90	277	大田区環境公社における財務書類等の情報開示の充実	措置中	環境計画課 (環境公社)	90
91	279	大田区環境公社における事業概要及び事業実績等の情報開示の充実	措置済		91
92	279	川崎市における経営健全化に向けた出資法人の主体的な取り組み	検討中	企画課	92
93	308	廃棄物管理責任者講習会の実施状況及び方法	検討中	清掃事業課	93
94	318	大森清掃事務所における安全衛生委員会の構成員名簿の記載内容	措置済	大森清掃事務所	93
95	323	各清掃事務所における労働安全衛生計画の仕様及び内容の統一	検討中	清掃事業課	94

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
96	324	安全衛生関連図書への購入における支出予定額への 値引きの反映	措置済	清掃事業課	95
97	332	非常勤職員に対する遺族特別援護金及び障害特別 援護金に相当する支給制度の制定	参考扱	人事課	96
98	335	安全衛生連絡会の議事録の作成	措置済	清掃事業課	97
99	343	自転車事故に対する交通安全対策	措置済		97
100	343	バック時の安全指導	措置済		98
101	347	小型充電式電池による火災事故防止の啓発	措置済		98
102	352	イベント等における啓発活動の企画内容の検討	検討中		99
103	354	常設施設による清掃・リサイクル普及啓発活動の 検討	措置済		100
104	357	全世帯向け広報物の配布の検討	参考扱		101
105	359	小学校における資源循環学習教室開催数増加に向 けた体制	参考扱		102
106	359	小学校、児童館・保育園、自治会等における環境 学習、出前講座でのアンケート調査の実施	措置済		102
107	359	自治会や町会等における出前授業の普及	参考扱		103
108	362	大田区清掃・リサイクル協議会における委員定員 数の改定	措置済		103
109	371	大田区清掃・リサイクル協議会の議事録における 発言者の特定	措置中	104	
110	371	大田区清掃・リサイクル協議会への事務局の参加 メンバー及び人数	措置済	105	
111	375	「大田区食べきり応援団」登録事業者にとっての メリットを高めるための施策	措置済	環境計画課	106
112	375	「大田区食べきり応援団」登録事業者数の具体的 な目標設定	参考扱		107

意見 No	報告書 ページ	項目	措置状況	所属	本書 ページ
113	377	出前授業委託先との契約金額の妥当性の検討	措置済	環境計画課	108
114	378	出前授業におけるアンケートの実施	措置済		108
115	378	出前授業の普及	参考扱		109
116	379	「平成 30 年度地産地消型未利用食品の有効活用 に向けた需給調査委託報告書」の活用	参考扱		110
117	382	フードドライブに関する常設した受付窓口の拡充	参考扱		111
118	383	食品ロス削減実践講座に関する YouTube 配信動画 の広報活動	措置済		112
119	388	学校給食生ごみリサイクル処理業務委託先との契 約単価の妥当性の検討	措置済		113

意見 No. 1	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画における個別施策の評価		
意見事項		
<p>結果報告書 P55 で記載した本計画の個別施策と実施している主な施策等との関係の表を見ると、個別施策に対する具体的な事業が紐付けられている訳ではないことが分かる。本計画において、推進すべき個別施策が設定されているのであるから、これらの施策が現状の事業との関係でどの程度実施されており、その事業が個別施策の実施を推進するに当たって十分な効果を上げているかをまずは評価する必要があるものとする。</p> <p>その評価については、PDCA サイクルの中で検討会及びその作業部会で議論されるべき事項であると考えられるが、計画策定からの検討会及び作業部会の現存する資料を査閲しても、そのような議論が行われていると思われる形跡は確認できなかった。</p> <p>新規事業の立上について検討していることは確認できるが、個別施策と現状で実施している事業との関係を分析した結果として、それらの事業が炙り出されたようには思えない状況である。</p> <p>議事録が存在していないため、議論の過程を詳細に知ることはできないが、この節の第 1 項の表を見る限りでも、そのような評価・検討がなされていないと考えられるため、改めて本計画の個別施策について、現状の事業との関係を洗い出し、優先順位をつけて、既存事業の改廃や新規事業の立上等、個別施策の推進につなげる必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>環境審議会専門部会において、特に重点的に取り組む施策について審議いただいている他、本計画の上位計画である環境基本計画の中でも進捗管理を行っています。</p> <p>今回の意見を踏まえ、本計画の個別施策に関する進捗状況を的確に把握するため、現在の検討会等のあり方について、より合理的かつ実効性ある組織とするよう見直しを図ります。</p> <p>また、検討過程における資料・議事録については、適切に管理・保管します。</p>		

意見 No. 2	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区一般廃棄物処理基本計画の見直し及び新計画の策定		
意見事項		
<p>本計画は、社会情勢の変化や、それに伴う国・東京都の計画や法律の変化に対応しきれていない状況となっており、目標値についても、先の令和7年度の目標値を令和元年度の時点で既に達成している状況であるため、現状に即した新たな計画の策定が望まれる状況となっている。</p> <p>また、上述した進捗状況の管理体制についても、現状では本計画で定めた対応がされていないため、その体制についても新たな計画の中で策定し直し、それに沿った運用を実施することが必要と考えられるため、新計画の策定についての早急な対応が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>平成28年3月策定の大田区一般廃棄物処理基本計画は、令和2年度において計画期間の5年となることから中間見直しを行い、令和3年3月に改定しました。計画期間は変更せず、引き続き令和7年度までとするとともに、計画目標については5年間の実績等を踏まえ一部見直しました。進捗状況の管理体制については、意見No.1の措置内容と同様に対応していきます。</p>		

意見 No. 3	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：車両雇上契約における契約単価の決定過程		
意見事項		
<p>契約単価の決定過程に関する資料を依頼したところ、入手できたのは「令和元年度 雇上契約検討会報告」のみであった。この資料は清掃協議会の協議会部長会での報告資料とのことであった。この報告資料には予定価格の設定や契約単価の決定に関する方法の記載はあるものの、具体的な検討資料は添付されていなかった。別途、予定価格の設定及び契約単価の決定過程について、資料の依頼及び説明を求めたが、清掃協議会の資料であることを理由に入手することも十分な説明を受けることもできなかった。</p> <p>清掃協議会で適切な検討に基づいて契約単価が決定されているとしても、その決定過程については、自区においても説明できる体制を整えていることが必要なものと考えられるため、報告書等の添付資料の充実等、清掃協議会に提案することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>清掃車両の雇上契約に関する事務は、東京二十三区清掃協議会の管理執行事務の一つです。契約に関する検討は同協議会専門部会で行われ、その結果は同協議会部長会に報告されており、同協議会において適切に事務が行われているものと考えます。</p> <p>区としては、雇上契約の単価の決定過程をより具体的に把握できるよう、東京二十三区清掃協議会に対し、添付資料の充実等を求めています。</p>		



意見 No. 4	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：決算説明資料の内訳データの誤り		
意見事項		
<p>結果報告書 P71. 72 の延台数及び決算額のデータは決算説明資料として清掃事業課で作成された内部資料のものであるが、分析の過程でその内訳データに誤りがあることが判明した。平成 29 年度の決算額について、平日作業と清掃工場対策臨時車との間で入り繰りがあった。内部資料では、それぞれ 1,068,726,946 円及び 107,304,052 円となっていた。また、同年度の清掃工場対策臨時車の延台数について、内部資料では 2,133 台となっていた。</p> <p>内部資料ではあるものの、決算説明用の資料であり、議会等での質問に対する回答に使用される等、外部に公表される可能性のあるものと考えられるため、確定する前の清掃事業課での内部チェック体制をより徹底する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>今回の内訳データの誤りは、データ集計の際に事業担当と予算担当での確認が不十分であったことに起因するものと考えます。決算説明資料の性質を踏まえ、今後はその他資料と齟齬が生じることのないよう、課内での確認をより徹底しています。</p>		

意見 No. 5	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：戸別収集事業の対象者		
意見事項		
<p>区が公表している「大田区介護保険業務状況」（令和 2 年 6 月分）によると要介護 2 以上の認定者は 17,765 人おり、要支援 1 から要介護 5 までの認定者数は 30,683 人となっている。それに対して上表の実績数は非常に少ない状況である。</p> <p>要介護のレベルが上がると一時的な介護施設での生活や養護施設での生活に移行することが考えられるため、利用件数がそれ程増えないのかもしれないが、そもそも事業目的として「日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援すること」を掲げているのであれば、支援等を受けながらも在宅生活を送っている要介護 2 未満の認定者についても対象の範囲を広げるべきとも考えられるため、それに対応できる事業体制の構築を検討することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>高齢者等を対象とした戸別収集事業については、高齢社会の進展に伴い、利用希望者が増えていくことが予想されるので、引き続き各清掃事務所において適切に対応します。</p> <p>なお、要介護 2 未満の認定者については、平成 29 年に根拠規程（家庭廃棄物戸別収集実施要領）を改正し、生活状況等からごみ出しが困難な場合には利用できる仕組みとなっています。</p>		

意見 No. 6	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみの運び出し収集事業の受付手続		
意見事項		
<p>相談・受付は清掃事務所が行っているが、この運び出しの依頼とは別に粗大ごみ受付センターへの申し込みも必要となっている。</p> <p>区民サービス向上の観点からは、一箇所への依頼で手続が完了することが望ましい。そもそも通常の生活に困難がある区民を対象としたサービスであることから、清掃事務所又は粗大ごみ受付センターのいずれか一方への依頼のみで手続が完了するようなサービス体制の構築が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>粗大ごみの運び出し収集事業については、相談・受付・事前調査・収集に到る一連の対応を清掃事務所で行っており、粗大ごみ受付センターでは受付していません。現状、本事業の窓口は清掃事務所に一本化しています。</p>		

意見 No. 7	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課								
項目：粗大ごみの運び出し収集事業の体制整備										
意見事項										
<p>粗大ごみの運び出し収集事業の直近3年度の事業実績は次の通りである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>546 件</td> <td>606 件</td> <td>606 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年の国勢調査によると区の高齢夫婦世帯（夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯）及び高齢単身世帯（65 歳以上の者 1 人の世帯）の数はそれぞれ、26, 937 世帯及び 41, 901 世帯となっている。それに対して上表の実績数は非常に少ない状況である。</p> <p>戸別収集事業と同様に年齢が高くなれば一時的な介護施設での生活や養護施設での生活に移行することが考えられるため、利用件数がそれ程増えないのかもしれないが、いずれこの事業のサービスを受けることが必要となる潜在的な世帯数は多数存在しているため、今後の対応について検討し、年々の需要増加に対応しながら体制を整えていくことが必要なものとする。</p>			年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	件数	546 件	606 件	606 件
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度							
件数	546 件	606 件	606 件							
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）										
<p>粗大ごみの運び出し収集事業は、高齢者等の家庭ごみ戸別収集事業と同様、今後さらにニーズが高まるものと考えています。今後、より多くの要望に速やかに対応できるよう、様々な視点から収集体制等について検討する際の参考とします。</p>										

意見 No. 8	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課	
項目：防鳥ネットのサイズ			
意見事項			
<p>カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥ネットの貸し出しを行っている。防鳥ネットは基本的に2サイズで、大は3×4m、小は2×3mとなっており、いずれも集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸し出している。直近3年度の防鳥ネットの使用数等の実績は次の通りである。</p>			
年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防鳥ネット使用数	約13,700件	約15,200件	約16,700件
集積所数	約28,000か所	約30,000か所	約30,000か所
貸出率	49%	51%	56%
<p>防鳥ネットの購入代金は8「環境清掃費」(款)の3「廃棄物対策費」(項)の2「ごみ収集費」(目)の1「ごみ収集費作業」の3「作業運営費」に計上されており、その直近3年度の実績は次の通りである。</p>			
(単位：円)			
サイズ	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大	3,159,432	1,323,000	-
小	4,562,352	1,209,600	1,284,800
立体型他	2,184,192	-	-
合計：	9,905,976	2,532,600	1,284,800
<p>他の特別区では、サイズを大、中、小の3種類を揃えているところもある。区の小サイズが他区の中サイズに相当し、3種類揃えている場合の小サイズ(1.5×2.0m又は1.5×1.5m)が区では用意されていない。防鳥ネットを利用する側からすると持ち運びやその保管場所を考えると集積所の規模に適したできるだけコンパクトなサイズを使用できることが望ましいと考えられる。3種類を揃えることで業務は煩雑になってはしまうが、集積所は細分化される傾向も予想されるため、利用者からの意見の聴取を行う等により、サービスの向上の観点から3種類の貸し出しの必要性を検討していくことが必要なものと考えられる。</p>			
措置内容(具体的な対応策・再発防止策等)			
<p>防鳥用ネットのサイズに関して、現在貸与しているサイズより小さいものを希望されるケースは、これまでほとんどありませんでした。集積所の分散により、集積所ごとのごみ量が少なくなることも考慮し、様々な角度から検討する際の参考とします。</p>			

意見 No. 9	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：有料ごみ処理券の印刷の契約単価		
意見事項		
<p>契約単価については見積書を入手しているが、その金額の妥当性について検討した資料は入手できなかった。特別区で共通して委託しているものと思われるため、単価の妥当性については特別区全体で検討しているものと思われるが、契約締結に当たってはその検討結果についても起案書等で言及しておくことが必要なものと考えられるため、今後の契約締結時には留意する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>有料ごみ処理券の印刷の契約単価は特別区共通であり、特別区清掃リサイクル主管課長会における有料シール検討会で決定しています。</p> <p>今後、契約締結の際は、検討会での検討結果を付して起案することとしました。</p>		

意見 No. 10	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：ごみ処理券の配送及び保管業務の契約単価		
意見事項		
<p>契約単価については見積書も起案書には添付されておらず、その金額の妥当性について検討した資料は入手できなかった。特別区で共通して委託しているものと思われるため、単価の妥当性については特別区全体で検討しているものと思われるが、契約締結に当たってはその検討結果についても起案書等で言及しておくことが必要なものと考えられるため、今後の契約締結時には留意する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>有料ごみ処理券の印刷の契約単価は特別区共通であり、特別区清掃リサイクル主管課長会における有料シール検討会で決定しています。</p> <p>今後、契約締結の際は、検討会での検討結果を付して起案することとしました。なお、起案文書における見積書については適切な箇所に添付し直しました。</p>		

意見 No. 11	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価の検討（情報入手）		
意見事項		
<p>契約書の内訳書には、それぞれの単価のみが記載されており、特にその内訳の記載はなかった。また、見積書においても同様であった。</p> <p>契約単価は人件費、燃料費等の経費や車両の減価償却費等から構成されるが、その内訳が不明であり、費用構成が分からなければ、契約単価の妥当性の精査を行うことができないと考えられる。また、各清掃事務所の単価が資源回収車両分の新小型特殊車又は小型プレス車（作業員1名付）等で異なっているが、費用構成が分からなければ、その要因を分析することもできない。そのため、契約単価のみではなく、その構成内容についての情報も入手することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>清掃協議会が行う清掃車両の雇上契約に基づく契約単価等を参考にしながら単価を決定しています。ご指摘を踏まえ、令和4年度予算編成時から、契約単価の費用構成を示す資料の提出を求め内容の精査を行っています。</p>		

意見 No. 12	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課																
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価の検討（予測）																		
意見事項																		
<p>契約単価は概ね次の費目から成り立っており、ある程度の推測は可能である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 人件費</td> <td style="padding: 5px;">： 運転手、収集員の給与・手当・社会保険料等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 減価償却費</td> <td style="padding: 5px;">： 車両の購入価額を耐用年数で除して求める</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 燃料費</td> <td style="padding: 5px;">： ガソリン代、オイル代等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 修繕費</td> <td style="padding: 5px;">： 修理費、車検代等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 消耗品費</td> <td style="padding: 5px;">： 車関連部品等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 租税公課</td> <td style="padding: 5px;">： 自動車税、重量税等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 保険料</td> <td style="padding: 5px;">： 自賠責保険、任意保険料等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 事務経費</td> <td style="padding: 5px;">： 地代、事務員給与等</td> </tr> </table> <p>上記費目に利益を見込んだ数字が経費となり、ここから契約単価を割り出すこともできると思われるため、経費を予測し、契約単価が適正なものであるか検討していくことも必要であるものとする。</p>			・ 人件費	： 運転手、収集員の給与・手当・社会保険料等	・ 減価償却費	： 車両の購入価額を耐用年数で除して求める	・ 燃料費	： ガソリン代、オイル代等	・ 修繕費	： 修理費、車検代等	・ 消耗品費	： 車関連部品等	・ 租税公課	： 自動車税、重量税等	・ 保険料	： 自賠責保険、任意保険料等	・ 事務経費	： 地代、事務員給与等
・ 人件費	： 運転手、収集員の給与・手当・社会保険料等																	
・ 減価償却費	： 車両の購入価額を耐用年数で除して求める																	
・ 燃料費	： ガソリン代、オイル代等																	
・ 修繕費	： 修理費、車検代等																	
・ 消耗品費	： 車関連部品等																	
・ 租税公課	： 自動車税、重量税等																	
・ 保険料	： 自賠責保険、任意保険料等																	
・ 事務経費	： 地代、事務員給与等																	
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）																		
意見No.11 の措置内容と同様に対応しています。																		

意見 No. 13	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の契約単価値上げの妥当性の検討		
意見事項		
<p>平成 29 年度からほとんどの項目で単価の値上げが行われているが、内訳書にも見積書にも特に値上げの理由についての記載がされていない。</p> <p>見積書を徴しているのであれば、単価の値上げが行われている項目についてはその理由を書面で入手し、値上げの妥当性を検討することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>予算編成時における見積書提出の際に単価が変更されている場合は、契約の相手方に理由を確認するとともに、適宜価格交渉を行い、単価を決定しています。</p> <p>意見No.11 の措置内容と併せて、単価の値上げ理由を示す資料の提出も求めています。</p>		

意見 No. 14	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約の業者選定時の他業者からの見積書入手		
意見事項		
<p>推薦理由</p> <p>(1) 現在、資源回収事業はごみ減量を目的に古紙（新聞、雑誌、段ボール）、びん、かん、紙パック、ペットボトル、食品トレイ、発泡スチロールを既存のごみ集積所を利用して実施している。このため、ごみ集積所、回収ルート、回収方法、中間処理施設への搬入方法等に精通して効率的な業務遂行を行っている事業者と契約する必要がある。</p> <p>(2) 小型家電回収事業においては、上記業者は小型家電リサイクル事業開始当初から小型家電回収・運搬車両を提供しており、小型家電回収方法、回収・運搬ルート、小型家電の計量、処理施設等への搬入方法等に精通しているため効率的な業務遂行が期待できる。</p> <p>(3) 粗大ごみ収集事業においても、上記業者は以前より区内清掃事務所に粗大ごみ収集・運搬車両を提供しており、粗大ごみ積込方法、収集・運搬ルート、処理施設等への搬入方法等に精通しているため効率的な業務遂行が期待できる。</p> <p>(4) ごみ収集・運搬車両は平成 12 年度から東京二十三区清掃協議会が 23 区を一括して契約事務を行っているが、平成 18 年度からは資源及び粗大ごみ収集・運搬車両については各区契約が可能となった。</p> <p>上記業者は、東京二十三区清掃協議会が配車するごみ収集車両の雇上業者としても良好な実績を残している。また、大田区においても平成 18 年度から本件を受託し、履行状況も良好である。</p>		
<p>区では上記の推薦理由を基にして平成 18 年度から「東京都環境衛生事業協同組合 大田区支部」と当該契約を締結している。確かに業務に精通しており、効率的な業務遂行は可能なものと考えられるが、そのことだけをもって、契約を継続していくことには慎重であるべきである。そのため、今後は契約の継続について、契約内容を吟味し、他業者からの見積を徴する等を検討していくことが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>契約の相手方として「東京都環境衛生事業協同組合大田区支部」を選定している理由として、平成 12 年に特別区・東京都で交わした「清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者（雇上会社に関わる覚書）」及び 17 年に特別区・東京環境保全協会・東京都で交わした「確認書」の存在があります。これに基づき、大田区を含む全ての区は、区ごとに雇上会社又は雇上会社で構成される団体と契約を行っており、他の団体・事業者との契約は困難であると考えます。</p> <p>区としては、引き続き効率的な業務運営のため、業務内容及び契約金額の精査に努めます。</p>		



意見 No. 15	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における契約先業者の情報公開		
意見事項		
<p>東京都環境衛生事業協同組合大田区支部について、東京都環境衛生事業協同組合のホームページ上で確認した限りでは、特に支部として独自のホームページは存在しておらず、構成員である(株)櫻商会等のいくつかの会社についてはホームページ等も存在せず、会社概要等の情報が公表されていない。</p> <p>推薦理由として雇上業者としての実績等を掲げているが、区民としてはどのような受託者であるかの情報が不足しているものとする。そのため区はどのような業務を行っているのかも含め、受託者に必要と考えられる情報を公表していくように求めていく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>東京都環境衛生事業協同組合大田区支部は、区の廃棄物収集及び運搬業務を長年請け負っている団体であり、OTAふれあいフェスタに大田区と共同で出展する等、区民と直接触れる機会を通じ、団体としてのPRも行っています。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、当該団体の中には企業ホームページを作成していない事業者も多く存在し、区民が容易に事業者情報を得られる環境が不足していると考えます。こうした点も踏まえ、当該団体に対して事業者情報の公開に関する検討を促します。</p>		

意見 No. 16	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における完了届の届出日		
意見事項		
<p>完了年月日と完了届の届出日が4月～3月まで全く同じであるが、完了年月日は作業の完了日であり、完了届の届出日は清掃事業課に提出する日であることから、受付年月日が全て月末でなければ1年間全く同じということは考え難い。12月と2月の完了届の届出日と受付年月日の日付が一致していないが、完了届には「下記のとおり完了したのでお届けします」との記載があり、郵送での提出以外は受付年月日と同一日付でなければならないと考えられることから、完了届の届出日は実際の届出日として記載することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>完了届の提出は、契約の相手方が直接持参する場合と郵送による場合があります。こうした点を考慮し、完了届の届出日は当課に提出された日として事務処理を行うよう徹底しています。</p>		

意見 No. 17	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における作業完了確認書類の提出期限		
意見事項		
<p>仕様書には「乙が、完了が確認できる書類を毎月提出すること」とあるが、特に提出期限が求められていない。</p> <p>12月と2月分を除き、月末に提出され、12月分は1月8日に、2月分は3月5日に提出されており、特に提出物の遅延はないものの、期限を記載することで、提出がない場合の根拠規定が明確となることから、その記載を検討することが必要であるものとする。</p> <p>また、上記(1)における提出書類についても同様に提出期限が「作業終了後」としか求められていないことから、提出期限の記載を検討することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
ご指摘を踏まえ、令和3年度契約から仕様書を見直し、提出期限（翌月10日まで）を明示しました。		

意見 No. 18	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源及び小型家電並びに粗大ごみ収集・運搬、不燃ごみ中継運搬車両雇い上げ契約における作業月報の受信日付		
意見事項		
<p>12月分のみ年始の休みの影響もあって受信日付が一番遅いもので1月8日のものがあるが、その他の月はほぼ翌月5日以内の日付となっており、実質的な問題はないものと考えられる。しかしながら、各社の東京都環境衛生事業協同組合大田区支部への報告は同支部のファックスの受信日に行われていることから、報告年月日は月末日付ではなくファックスの受信日になるものとする。</p> <p>また、上記(2)の完了届について、作業月報が各社から集まっていなければ、作業の完了を確認したこととはならないと考えられるため、完了届の届出日は、各社からの作業月報が集まった日以降の日付となるべきであるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
本契約の完了届の受付においては、東京都環境衛生事業協同組合大田区支部のファックス受信日に留意するとともに、完了届の受付年月日については、内容確認後、完了届提出日としました。		

意見 No. 19	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における契約先業者の選定方法		
意見事項		
<p>廃棄物処理法施行令では、自治体のごみの収集・運搬・処分を民間に委託する場合の基準として、「受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」（第4条1号）、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」（同条5号）を要すると規定している。この廃棄物処理法施行令の考え方はごみ処理業務の安定性や継続性を重視しており、一般競争入札を原則とする地方自治法（第234条）の考え方とは異なっている。</p> <p>この点、裁判所の判例では、ごみ処理委託業務の法的性格について、地方公共団体の行政事務を私人に委託する契約として公法上の契約といわれ、その契約の締結についての方法と手続を一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれとするかは地方公共団体の自由裁量に委ねられているとし、随意契約の方法により締結されたとしても、違法とはいえないとの判断が示されている（事件名：一般廃棄物収集業務委託契約無効確認等請求控訴事件）</p> <p>こうした解釈に基づいて、地方自治体の多くで、安定的な業務遂行や地元業者への配慮等から、特定の業者との随意契約が採用されている。しかしながら、地方自治法の契約の原則が一般競争入札であることを考慮すれば、慣習として随意契約とすることは好ましいものではなく、一般競争入札を採用したとしても制限付き一般競争入札として、入札参加要件や業務委託仕様書をきちんと設計することにより、安定性を重視する廃棄物処理法施行令の要件を満たし、かつ、地方自治法の効率性を原則とする考えに適った契約を行うことは可能であると考え。</p> <p>例えば仙台市では、制限付き一般競争入札を実施しており、その際に例えば次のような入札参加資格要件が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物収集運搬について許可を受けている者又は市町村から委託を受けている者であること</li> <li>・ 仙台市内に事業場を有し、1年以上一般廃棄物収集又は運搬業務を行っている者であること</li> <li>・ 収集運搬車両を15台以上保有し、そのうち5台以上が圧縮して積載する構造であること</li> <li>・ 収集又は運搬に従事する常勤従業員を30人以上雇用していること</li> </ul> <p>こうした制限的な資格要件を付することで、廃棄物処理法施行令第4条1号が求める施設、人員、経験等を担保することができると考えられるため、制限付き一般競争入札の導入も検討する必要があるものと考え。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在の委託業者は、区が資源回収事業を始める以前から、傘下の事業者が空き缶・空き瓶に関する事業を行っている等、業務に精通しており、豊富な知識・経験があります。</p> <p>また、回収業務と中間処理業務と一体的に行うことで効果的・効率的な事業を展開しており、同等の業務を遂行できる他の事業者はないため、随意契約による契約としています。</p> <p>他自治体の事例も参考にし、制限付き一般競争入札の導入可能性について研究していきます。</p>		

意見 No. 20	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における契約単価値上げの妥当性検討		
意見事項		
<p>基本的には人件費の上昇が契約単価の上昇要因と考えられるが、契約単価が上昇した理由について、特に区側及び委託側からのコメントが見当たらなかった。</p> <p>他社からの見積を徴さない業者推薦書による随意契約であることから、契約単価に変更がある際には、その理由について説明が必要であると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、令和4年度予算編成時から、契約単価の費用構成を示す資料の提出を求め内容の精査を行っています。見積り単価に変更がある場合は、その理由について資料により説明するよう求めます。</p>		

意見 No. 21	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における作業完了確認書類の提出期限		
意見事項		
<p>仕様書には委託完了届を月毎に提出することとされているだけであり、特に提出期限が明記されていない。10月分の完了届（11月12日提出）を除き、翌月10日以内には提出がされており、実質的な問題はないものと考えられるが、委託完了届は委託者への委託金支払の根拠となる証憑であるため、委託金の請求書とともに仕様書において提出期限を明確に定めることが必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見No.17の措置内容と同様の対応を行いました。		

意見 No. 22	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における提出書類の明確化		
意見事項		
<p>仕様書には完了届以外の提出物の記載はなく、「回収業務指示書」に作業月報と計量証明書を提出することが定められているのみである。</p> <p>完了届が綴られているファイルを確認したところ、完了届以外に次の書類が綴られていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃事務別曜日別 資源回収量一覧</li> <li>・ 業務指示書 資源回収曜日別配車台数</li> <li>・ 資源古紙集計表Ⅰ</li> <li>・ 資源回収集計表Ⅱ</li> <li>・ 資源回収集計表Ⅲ</li> <li>・ ペットボトル回収実績報告書</li> <li>・ トレイ&amp;処理量</li> <li>・ 二回目以降の作業時に回収した古紙回収量</li> <li>・ 車両配車実績報告書</li> </ul> <p>上記の書類は「回収業務指示書」の7「届出事項等」の(2)の「乙は、作業終了後、事務所別、品目別、車両別の作業時間及び回収量（5 kg単位の計量器については二捨三入、10 kg単位の計量器については四捨五入）を集計し作業日翌日までに清掃事業課へFAXで報告すること」の指示に基づいて提出されているものと考え、これらの書類は作業月報等の数字を照合する際や、区が今後分析を行う際に必要となる重要な書類であり、当該契約が複数ではなく一つの団体と締結していることから、回収業務指示書において、実際の提出書類の名称を明記して、その提出を明確に要求することが望ましいものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>委託業者から提出されている書類は、実績数値の照合や統計処理及び車両台数分析等を行う上で、必要不可欠な書類です。ご指摘を踏まえ、令和4年度契約から仕様書を見直し、提出書類として具体的に明記しました。</p>		

意見 No. 23	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における収集効率の分析及び適正配車		
意見事項		
<p>令和元年度の 1 台当たり平均年間回収量は調布清掃事務所の 68,884 トンに対し、蒲田清掃事務所は 59,423 トンであり、1 割以上、調布清掃事務所管轄の収集効率が高い結果となった。</p> <p>地域性や回収ルート等が異なることから一概にはいえないが、蒲田清掃事務所の稼働台数を減らして更なる経費削減を図ることも可能かと考える。</p> <p>また、今後は各清掃事務所の収集効率を分析し、どのような配車が最小の経費で効率良く収集していけるのかを検討していくことが必要であるものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご意見のとおり、車両 1 台当たりの平均年間回収量は管轄事務所間で差異が生じています。資源回収車両は、過去の回収実績等を踏まえ、管轄清掃事務所ごとに曜日別に台数を設定し、配車しています。配車台数については、回収量の季節変動、管内の地理特性、搬入先までの距離、作業終了時間等も考慮しつつ、より効率的かつ効果的な回収体制を構築できるよう、引き続き検討していきます。</p>		

意見 No. 24	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（大森清掃事務所）		
意見事項		
<p>大森清掃事務所の 1 台当たり平均年間回収量について、平成 30 年度と令和元年度ともに水曜日の回収量（平成 30 年度 57,083 トン/月、令和元年度 58,392 トン/月）は少なく、最も多い木曜日の回収量（平成 30 年度 72,343 トン/月、令和元年度 71,615 トン/月）との差が大きくなっている一方で、稼働台数については、両年度とも、木曜日の 13 台に対して、水曜日は 20 台と多くなっていた。</p> <p>水曜日の 20 台のうち 2 台は週に 1 回の特別出張所等で行われる廃食用油の回収車であるが、この実績を基に配車を考えた場合、木曜日の回収量をベースとすると水曜日の稼働台数を約 16 台にすることが可能であり、廃食用油の回収車 2 台を加えても 18 台に減車（2 台減）することが可能となる。</p> <p>机上の計算ではあるが、大きな費用削減効果が期待できる状況であるため、適正配車を再検討することが必要なものと考えます。また、減車ができない状況がある場合には、配車決定の際の検討過程を文書で残す等により、その合理的な理由を明確にすることが必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見No.23 の措置内容と同様に対応していきます。配車台数の決定に際しては、検討過程等を文書で残すように取り組んでいきます。</p>		



意見 No. 25	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（調布清掃事務所）		
意見事項		
<p>調布清掃事務所の 1 台当たり平均年間回収量について、平成 30 年度と令和元年度ともに月曜日の回収量（平成 30 年度 79,185 トン、令和元年度 81,495 トン）が他の曜日と比較して多くなっている。これは、月曜日の配車台数が両年度ともに 8 台と他の曜日と比較して著しく少ないことが要因である。</p> <p>No. 24 の大森清掃事務所について記載した意見と同様に、他の曜日の稼働台数を減らせる可能性があるため、適正配車を再検討するとともに、その検討過程を明確に記録することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見No.24 の措置内容と同様に検討していきます。		

意見 No. 26	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源分別回収業務及び中間処理業務委託契約における平均年間回収量の分析による適正配車について（蒲田清掃事務所）		
意見事項		
<p>蒲田清掃事務所の 1 台当たり平均年間回収量について、平成 30 年度と令和元年度ともに土曜日の曜日当たり回収量（平成 30 年度 54,276 トン、令和元年度 55,789 トン）が他の曜日と比較して少なくなっている。土曜日の配車台数は両年度ともに 19 台と他の曜日よりも少なく設定されているが、さらなる減車が図れる可能性があるため、適正配車を再検討するとともに、その検討過程を明確に記録することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見No.24 の措置内容と同様に検討していきます。		



意見 No. 27	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：雑がみの資源化の普及・啓発及び広報活動		
意見事項		
<p>区において平成 27 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみに 15.4%の資源ごみが混入しており、そのうち紙類は 14.5%を占め、その大半が雑がみであると考えられる。</p> <p>このように、可燃ごみの中にながりの割合で雑がみを主体とした紙類が占めており、リサイクル推進の観点からは、雑がみのさらなる資源化への取り組みを実施していくことが必要なものとする。</p> <p>この点、特別区では次の自治体が雑がみの資源化への取り組みとして雑がみ回収袋の作成配布プログラムを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 台東区、北区、練馬区、足立区、葛飾区</li> </ul> <p>上記の自治体のホームページを確認したところ、雑がみの種類や分別の仕方についても多くの情報が掲載されており、雑がみが可燃ごみとして出されることなく資源として回収するための情報発信が多く見られた。</p> <p>区においても、雑がみの資源としての回収を促進するために、雑がみの種類や分別の仕方について情報を発信していくとともに、雑がみ回収袋を作成して環境イベント等の実施時に配布する等のごみ減量に向けたさらなる普及・啓発及び広報活動を検討することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>雑がみのリサイクルについては、大田区一般廃棄物処理基本計画における基本方針 1 「3R の推進」に掲げる個別施策の一つとして、雑がみの回収強化を掲げており、区ホームページ、区設掲示板、デジタルサイネージ、清掃だより等で周知を図っているところです。</p> <p>今後も様々な手法で、より効果的な普及啓発及び広報活動を行ってまいります。</p>		

意見 No. 28	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：雑がみの資源化における就労支援等の取り組み		
意見事項		
<p>雑がみ回収袋の作成に当たっては、民間業者に委託するのではなく、その作成作業を障がい者作業所に委託して就労支援に役立てる取り組みを行っている自治体もある。こうした取り組みを行っていくこともごみの資源化と就労支援の両方に結びつき有用であるものとする。</p> <p>また、雑がみ回収袋をホームページ上で新聞紙を使って作成する方法を掲載している自治体（西東京市等）もあり、様々な先行事例も研究しながら有用性の高い事業として展開されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
他自治体の事例を確認・検証し、雑がみ回収袋の作成・周知方法について検討していきます。		

意見 No. 29	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：生ごみの資源化		
意見事項		
<p>生ごみの資源化は区民の分別への協力が必要であり、また、収集運搬や中間処理の問題もあるため、直ぐに実行できる施策ではないと考えられる。</p> <p>しかしながら、昨今ではSDGs（持続可能な開発目標）が企業をはじめ様々な活動や政策にも影響を及ぼしており、生ごみの資源化もこうした流れに合致した施策の一つになるものと考えられる。</p> <p>区には臨海地域にある東京スーパーエコタウンにバイオエナジー株式会社という生ごみから電気とガスを作り出している食品廃棄物をバイオガス化している事業者もあり、こうした事業者と提携してモデルプランとして生ごみの資源化の試みを実施し、資源ごみの適正処理、資源化を進めていくことも検討することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>平成 27 年度に実施した家庭ごみの組成分析調査では、可燃ごみの約 4 割が生ごみであり、ごみ減量を進めるうえで、生ごみの減量は大きな鍵を握っていると考えます。</p> <p>令和 2 年度から生ごみの減量を図る具体的な取り組みとして、小・中学校から出される給食の食べ残しや調理過程で生じた調理くずなどの残さを回収し、飼料等にリサイクルする「給食残さのリサイクル」を開始しています。この事業は、ご意見にあるとおり、区内の食品リサイクル事業者との連携により実施しています。</p> <p>また、生ごみに含まれる水分の除去について、清掃だよりの配布、区設掲示板へのポスター掲出等により普及啓発を行っていますが、引き続き生ごみの資源化に向けた取組について、幅広く検討していきます。</p>		

意見 No. 30	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約における報告書の提出期限		
意見事項		
<p>結果報告書 P122 仕様書の 5「報告書の提出」では、受託者は清掃事業課に処理実績報告書等の書類を提出すると定められているが、特に期日の指定が記載されていない。また、6「支払」においても「報告すること」とあるのみで特に報告期日を指定していない。</p>		
<p>処理実績報告書等は委託者への委託金支払いの根拠となる証憑であるため、委託金の請求書とともに、仕様書において、例えば「翌月 10 日までに提出すること」等と提出期限を明確に定めることが必要なものとする。</p>		
<p>・ 契約の方法及び経緯等</p> <p>本件についての契約の方法は、他社からの見積りを徴さない単価契約によっている。その理由は「業者推薦書」によれば次の 2 つである。</p>		
<p>(1) 業務に精通していること</p> <p>中略</p> <p>それにあたり、水銀含有物の適正処理において上記推薦業者は創業以来、長年水銀製錬に携わり水銀含有物の処理・処分・リサイクルを行っており、公益社団法人全国都市清掃会議において国内で唯一「使用済み乾電池等の広域回収・処理センター」に指定されている。東京都内においては品川区、港区、目黒区等、東京都市部においても処理・処分・リサイクルの実績がある。</p> <p>(2) 安全かつ円滑に適正処理が可能なこと</p> <p>推薦業者は回収・運搬について運送業者と企業体協定を結んでおり、回収・運搬から処理・処分・リサイクルまで安全かつ円滑に行うことができる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご指摘を踏まえ、令和 4 年度契約から仕様書を見直し、提出期限（翌月 10 日まで）を明示するようにしました。</p>		

意見 No. 31	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
<p>単価契約として契約を締結しているが、本事業を適正に履行できる業者であるとして、上記理由から他の業者からの見積りを徴していない。</p> <p>しかしながら、他に当該業務を行うことができる業者が皆無という訳ではなく、上記理由だけでは他業者からの見積りを徴しなくてよい理由とはならないと考える。例えば、京都市では毎年入札により業者を決定している。そのため上記業者に決定するとしても、少なくとも他社からの見積りを徴した上で、業者を決定するべきであると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>当該契約における業務委託内容は、家庭から排出される水銀含有廃棄物の適正処理等であり、区としては、国のガイドライン等に基づき適正かつ安全に処理することが必要であると考えています。当該契約の相手方は、水銀のリサイクル処理を行うだけでなく埋立処分まで可能な全国唯一の業者であり、他自治体との契約実績も豊富にある等の理由から選定しています。</p> <p>水銀含有廃棄物の安定的な処理を継続するとともに、効果的・効率的な業務を行うため、他の処理業者に関する情報収集に努めていきます。</p>		

意見 No. 32	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課									
項目：収集した不燃ごみに含まれる水銀含有物の運搬・適正処理委託契約における回収目標の設定											
意見事項											
<p>契約時の廃乾電池等と廃蛍光灯等の回収予定数量はそれぞれ 151,200 kg と 86,400 kg であったが、実際の回収量は上記の通り廃乾電池等は 124,793 kg、廃蛍光灯等は 51,885 kg と廃乾電池等は予定数量の約 8 割、廃蛍光灯等は約 6 割程度とかなり下回っている。</p> <p>予定数量との乖離が大きいことから、こうした状況が続くと契約単価の上昇も考えられ、また、回収すべき廃乾電池等と廃蛍光灯等が適正に回収できてない事態になっていることも危惧される。このため、現状を分析し、実態に沿った回収目標となる予定数量を設定し、その達成度合いを毎期評価していく体制を整備することが必要なものとする。</p>											
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）											
<p>廃乾電池等と廃蛍光灯の回収予定数量は、令和 2 年度予算策定時までは、前年度実績に 115% を乗じた数量を次年度の予定数量としていました。</p> <p>今回のご指摘を踏まえ、令和 3 年度予算策定時から過去 3 年間の回収実績の平均値を以って次年度の予定数量とするよう、見直しを図りました。</p> <p>回収予定数量につきましては、予算策定時において、前年度の予定数量と回収実績との比較・評価を行い、今後も適切に設定していきます。</p> <p><b>【令和 2 年度】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予定数量</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃乾電池</td> <td>135,240 kg</td> <td>144,360 kg</td> </tr> <tr> <td>廃蛍光灯</td> <td>57,390 kg</td> <td>60,019 kg</td> </tr> </tbody> </table>				予定数量	実績	廃乾電池	135,240 kg	144,360 kg	廃蛍光灯	57,390 kg	60,019 kg
	予定数量	実績									
廃乾電池	135,240 kg	144,360 kg									
廃蛍光灯	57,390 kg	60,019 kg									

意見 No. 33	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：水銀含有物の排出方法		
意見事項		
<p>区では基本的に水銀含有物は不燃ごみとして排出するよう求めているが、水銀含有物を不燃ごみとしてではなく、別の形での排出方法を採用、回収実績を上げている自治体もある。</p> <p>その例として、秋田市では水銀含有物をこれまでの家庭ごみ、粗大ごみ、資源化物の区分に加えて新たに「水銀含有ごみ」という区分を設け、購入時の箱や容器（箱等がない場合は布や紙に包んで）に入れてから、透明な袋に入れて排出することとしている。また、京都市では資源物を細かく区分し、水銀含有物を蛍光灯、乾電池、ボタン電池、水銀体温計・水銀血圧計、分別収集を行わない 18 品目を資源物とし、これらの資源物は分別収集を行わない代わりに市内に設けられた拠点（蛍光灯 112 拠点、乾電池 366 拠点、ボタン電池 22 拠点、水銀体温計・水銀血圧計 22 拠点）で回収する他、移動拠点回収や臨時回収をもって資源物を回収している。</p> <p>区でもこうした取り組みを検討し、水銀含有物の回収率の向上を図ることを考えていく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>水銀含有廃棄物は不燃ごみとして排出するよう区民に周知しています。各家庭単位で考えた場合、乾電池、蛍光灯、水銀体温計等の水銀含有廃棄物の排出頻度はそれほど高いとは言えず、月 2 回の不燃ごみ収集で十分対応できていると考えます。</p> <p>また、不燃ごみ資源化事業を開始して以降、水銀含有廃棄物が誤って可燃ごみとして廃棄されたという事例・報告はなく、区民には不燃ごみとして排出するという意識は浸透していると認識しています。</p> <p>今後、水銀含有廃棄物の適正処理に関する普及啓発の推進という視点から、他自治体の取組事例を参考に、回収方法等について調査・研究していきます。</p>		

意見 No. 34	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約における契約単価変更時の妥当性の検討		
意見事項		
<p>契約書の内訳に記載されている単価は総額のみであり、当該金額の妥当性を確認することはできないものと考えられる。</p> <p>令和元年度は平成 30 年度に比して平日で 3,000 円増額され、休日等で 270 円減額しているが、見積書にも特にその理由も契約単価の増減理由についても記載されていない。</p> <p>契約金額が変更された時には、他社からの見積を取っていない以上はその理由について確認し、書面で入手することが必要であるとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見No.13 の措置内容と同様に対応しています。		

意見 No. 35	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
<p>区では上記業者推薦書の推薦理由から特に他社からの見積りを徴せずに、委託業者を決定している。確かに粗大ごみの中継業務や積み替え作業は、迅速、円滑かつ安全にその作業を行える業者は限られている。</p> <p>しかしながら、例えば横浜市では保土ヶ谷工場の可燃ごみ中継輸送業務委託を公募型指名競争入札で行う等、競争入札を行う動きもあり、少なくとも上記業者に決定するとしても、他社からの見積りを徴し、その見積金額の適正性を確認していく必要があると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>粗大ごみの中継業務は、主に小型ダンプ車で収集した粗大ごみを大型プレス車等に積み替える業務であり、積替作業に関するノウハウだけでなく粗大ごみの収集業務にも精通しているとともに、業務の安全性を十分確保できる実施体制を有していることが必要です。現在の委託業者はこれらの要件を満たしている業者です。</p> <p>清掃事業の過去からの経緯等を踏まえ、今後も当該業者に業務委託することを予定していますが、当該業者の事業運営に関する事項については引き続き情報収集にあたり、契約の見積金額の妥当性を検証するため、根拠資料等の提出と説明を徹底するよう、業者に指導しています。</p>		

意見 No. 36	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約の業務月報の届出日		
意見事項		
<p>完了年月日と業務月報の完了届出日が4月～3月まで全く同じであるが、完了年月日は作業の完了日であり、完了届出日は清掃事業課に提出する日であることから、受付年月日が全て月末でなければ1年間全く同じということは考え難い。12月と2月の完了届の届出日と受付年月日の日付が一致していないが、業務月報には「下記のとおり完了したのでお届けします」との記載があり、郵送での提出以外は受付年月日と同一日付でなければならないと考えられることから、業務月報の届出日は実際の届出日として記載することが必要であると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見No.16の措置内容と同様に対応しています。		



意見 No. 37	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糎谷粗大中継所中継業務委託契約における安全作業の確認書類		
意見事項		
<p>当該中継業務委託の作業の安全確保について、仕様書によれば委託業者には次の事項が定められている。</p>		
<p>10 安全作業</p> <p>(1) 安全作業の指導</p> <p>受託者は、業務従事者に対して、以下の安全作業を徹底させること。</p> <p>ア 作業服や手袋、保護面、防塵マスク等の保護具の着用についての指導</p> <p>イ 中継車両の架装の操作指導</p> <p>(2) 事故発生時の連絡先</p> <p>ア 管轄の清掃事務所（閉庁日の連絡先については、別途通知する。）</p> <p>イ 清掃事業課</p>		
<p>区では委託業者に上記の安全作業を課しているものの、具体的にどのような安全作業を実施しているか確認している書類がない。</p> <p>安全作業をしていることを確認しているのであれば、どのような対策を行い、どのような指導をしているかを書面で残し、その旨を区に報告させるようにすることが委託した先に対する区の管理責任を果たすことになると考えられるため、安全作業に関する委託者からの報告及びその検証について、制度を構築することが必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>委託業者と調整し、当該業務を安全に実施するための作業手順・マニュアル等の作成、安全作業に向けた取組等の報告を行うよう検討していきます。</p>		

意見 No. 38	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糎谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締簿の開閉時間の記録		
意見事項		
<p>開閉時間が全ての日にちで全く同じ時間ということは通常考えられず、特に大きな変動がなければ、ルーティンとして開閉時間は7時00分、閉庁時間は16時25分と記載されていると考えられる。</p> <p>しかしながら、昨今の時間管理の厳格化からすれば、今後は分刻みでの時間管理やタイムカード等での管理を行っていくことが必要であると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>契約の仕様書上、作業時間を午前7時40分から午後4時25分までとしており、これを踏まえて開庁時間・閉庁時間を記載しています。記載する時間の表記については、業務実態等を考慮したうえで検討していきます。</p>		

意見 No. 39	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：糞谷粗大中継所中継業務委託契約における粗大中継所取締役簿への押印		
意見事項		
<p>粗大中継所取締役簿には確認欄があるが、押印されている粗大中継所取締役簿を確認することはできなかった。</p> <p>時間管理を上長が確認していることの確認及び責任の明確化のためにも当該確認欄への押印を行っていく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>これまでは現場担当者が確認欄の作成者欄に押印し、管轄の蒲田清掃事務所に日々送付していましたが、清掃事務所では、担当技能長による内容確認に留まっていました。</p> <p>令和3年8月、委託業者に対し、現場担当者だけでなく上長の押印も行うよう指示しました。清掃事務所による確認については、様式の変更を含め今後の検討課題とします。</p>		

意見 No. 40	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における契約先業者の選定		
意見事項		
<p>当該業務委託は特別区と東京都が交わした「覚書」により、区が全額出資する法人に委託する場合に限り認められるものである。このため、当該業務委託契約は「業務の性質上、契約の相手方が特定され、かつ、契約の性質又は競争入札に適さないもの」として区長が指定する委託契約（平成4年3月30日訓令甲第6号）の第7号に該当するものと判断し、平成29年度に総務部長との協議の上、業者推薦書は不要であることが決定されている。P140の業者推薦書は清掃事業課で誤って作成したものであるとのことであった。</p> <p>しかしながら、可燃ごみの収集業務であれば東京二十三区清掃協議会を窓口として、車両雇上契約（車付雇上）を一般社団法人東京環境保全協会に加盟する雇上会社と締結する選択肢があり、一般財団法人大田区環境公社に委託する業務についても委託先選定の余地があるため、いずれを選択するかを決定した過程を見積書等とともに文書として残しておくことが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>当該業務委託は、区長が指定する委託契約第7号に該当するため、業者推薦書の添付は不要でしたが、業者の選定過程等については、文書で改めて整理しました。</p> <p>なお、現時点においては、（一財）大田区環境公社以外には委託先となりうる団体はありませんが、今後状況が変わり、他にも委託先選択の余地が出てきた際には、改めて業者選定について検討していきます。</p>		

意見 No. 41	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課																										
項目：「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における期別支払金額の妥当性																												
意見事項																												
<p>当該業務委託契約の支出予定金額と期別支払金額は内訳書によれば次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払総額 <table border="0"> <tr> <td>消費税抜き</td> <td>236,604,100 円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>21,118,593 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>257,722,693 円</td> </tr> </table> </li> <li>・期別支払金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>税抜き</th> <th>消費税</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期（4～6月分）</td> <td>94,110,020 円</td> <td>7,528,801 円</td> <td>101,638,821 円</td> </tr> <tr> <td>第2期（7～9月分）</td> <td>32,980,765 円</td> <td>2,638,461 円</td> <td>35,619,226 円</td> </tr> <tr> <td>第3期（10～12月分）</td> <td>67,305,040 円</td> <td>6,730,504 円</td> <td>74,035,544 円</td> </tr> <tr> <td>第4期（1～3月分）</td> <td>42,208,275 円</td> <td>4,220,827 円</td> <td>46,429,102 円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> <p>消費税率 1、2期は8%、3、4期は10%</p> <p>期別支払金額は各期によりかなり異なっているが、これは人的経費及び事務経費等が業務量により変動するためであるとしている。</p> <p>期別支払金額は上記のように各期、均等払いではなく、その業務量に応じて各期で異なる形となっており、当該金額は見積書の金額と同じである。</p> <p>しかしながら、各期によって支払額が異なることについての理由が「各期の業務量に基づく経費の変動のため」だけでは、その理由を説明したことにはならないと考える。</p> <p>受託者は、人件費、経費等の費目を積み重ねた上で年間の請求額を計算していることから、その費目構成に関する各期の情報の提供を区から受託者に求め、支払金額が妥当なものであるかを検証することが必要なものと考ええる。</p>			消費税抜き	236,604,100 円	消費税	21,118,593 円	合計	257,722,693 円		税抜き	消費税	合計	第1期（4～6月分）	94,110,020 円	7,528,801 円	101,638,821 円	第2期（7～9月分）	32,980,765 円	2,638,461 円	35,619,226 円	第3期（10～12月分）	67,305,040 円	6,730,504 円	74,035,544 円	第4期（1～3月分）	42,208,275 円	4,220,827 円	46,429,102 円
消費税抜き	236,604,100 円																											
消費税	21,118,593 円																											
合計	257,722,693 円																											
	税抜き	消費税	合計																									
第1期（4～6月分）	94,110,020 円	7,528,801 円	101,638,821 円																									
第2期（7～9月分）	32,980,765 円	2,638,461 円	35,619,226 円																									
第3期（10～12月分）	67,305,040 円	6,730,504 円	74,035,544 円																									
第4期（1～3月分）	42,208,275 円	4,220,827 円	46,429,102 円																									
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）																												
<p>受託者からは、予算策定時及び契約時において詳細見積の提出を受けており、各期の必要経費を確認し、妥当と判断しています。今後も受託者である（一財）大田区環境公社に詳細の資料を求め、内訳の内容を確認しながら支払金額の精査をしていきます。</p>																												

意見 No. 42	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：「可燃ごみの収集業務並びに京浜島中継所における粗大ごみの搬入受入れ業務及び分別・積み替え業務委託契約」における予算額と精算額の乖離		
意見事項		
<p>当該業務委託契約は、業務量により経費が変動することから、第4期の支払いにおいて精算額は6,561,209円であり、予算額比で2.5%と予算の精度としてはそれなりの精度であったと考えられる。</p> <p>しかしながら、結果報告書P142.143の個々の科目で見ていくと、事業費では、予算では賞与引当金が計上されていないが実際には10,374,000円計上されていることから、その分差額が生じており、給与は予算額に賞与引当金を計上していると見られるためか、予算額が実際の金額よりも約1,600万円多くなっている。</p> <p>また、管理費においても、予算額で計上されている保険料と租税公課は実際発生額と大きく乖離しない科目であると考えられるが、保険料は予算額1,253,890円に対し実際発生額はゼロであり、租税公課は予算額2,981,080円に対し実際発生額は101,800円とかなり乖離している。</p> <p>そのため予算額を区は事前に入手し、その妥当性について事前に検討する等し、また、必要に応じて修正を求める等し、予算額の更なる精緻化を図っていくことが必要であるとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>昨年の委託料精算書の確認の際、予算見積書と異なる科目から支出されている項目があったため、公社に是正するよう指摘しましたが、既に公社の理事会において承認済みの内容であったことから是正に至りませんでした。</p> <p>ご指摘の内容も踏まえ、区と公社の間で、実態に合わせて予算書を作成し、区に提出することを相互に確認しました。</p> <p>令和4年度予算からは、予算科目及び予算額に応じた適正な支出に向けて確認・精査を行っています。</p>		

意見 No. 43	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
当該分別・積替え業務委託契約の方法は、業者推薦による随意契約によっている。その理由は業者推薦書によれば次の3点である。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="225 577 379 607">2 推薦理由</p> <p data-bbox="248 622 608 651">(1) 業務に精通していること</p> <p data-bbox="312 674 1334 943">① 不燃ごみ分別・積替え業務とは、収集した不燃ごみを資源化対象物、水銀含有物、その他資源・ごみを分別する。その後分別した品目ごとに車両へ積み替える業務である。資源化対象物、水銀含有物、その他資源・ごみへの分別及び積み込み業務では迅速かつ円滑な作業が必須となる。そのため、業務について熟知していることが求められる。推薦業者は粗大ごみの分別・積み替え業務を区より委託された経緯があるため、円滑に事業を進めることができる。</p> <p data-bbox="312 965 1334 1088">② 不燃ごみの積み替え作業は、小型プレス車等の特殊架装によって不燃ごみを破碎する。したがって、破片の飛散等による事故防止の観点から、安全作業について特段の配慮をしていることが必要不可欠である。</p> <p data-bbox="312 1111 1334 1178">③ 上記支部に加盟する事業者は、従前から23区清掃事業に関わり、本業務に精通し、業務に真摯に取り組む等、信頼度も非常に高い。</p> </div>		
<p data-bbox="201 1245 1393 1424">区では上記業者推薦書の推薦理由から他社からの見積りを徴せずに、委託業者を決定している。不燃ごみの分別・積み替え業務は業務に精通していることは必要であるが、当該理由をもって随意契約とすることは法で規定する随意契約できる場合の要件に当てはめることはできないと考える。</p> <p data-bbox="201 1447 1393 1514">そのため、業者の決定に当たっては他社からの見積りを徴し、その見積金額の適正性を確認していく必要があると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p data-bbox="201 1597 1393 1809">不燃ごみ等の分別・積み替え業務は、不燃ごみを資源化対象物、水銀含有廃棄物、その他資源、ごみに分別し、それぞれ委託業者の車両に積み替える業務であり、分別・積替作業に関するノウハウだけでなく不燃ごみの収集業務にも精通しているとともに、業務の安全性を十分確保できる実施体制を有していることが必要です。現在の委託業者はこれらの要件を満たしている業者です。</p> <p data-bbox="201 1832 1393 2007">清掃事業の過去からの経緯等を踏まえ、今後も当該業者に業務委託することを予定していますが、当該業者の事業運営に関する事項については引き続き情報収集にあたりるとともに、契約の見積金額の妥当性を検証するため、根拠資料等の提出と説明を徹底するよう、業者に指導していきます。</p>		

意見 No. 44	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」における契約単価変更時の妥当性の検討		
意見事項		
<p>令和元年度は平成 30 年度に比して分別・積み替え業務の契約単価が上昇しているが、これは拠点回収する小型家電が新たに業務として追加されたためであると考えられる。</p> <p>しかしながら、分別・積み替え業務の契約単価は平日で 76,000 円、休日等で 61,500 円上昇していることに対し、拠点回収した小型家電は 24 トンと少量であり、なぜこれだけ契約単価が上昇したか、契約単価の費用構成が不明であるため、検証することができない。</p> <p>また、見積書にも特に単価が上昇した理由について記載されていない。契約単価が変更される場合には、他社からの見積りを取っていない以上は、その理由について書面で入手し、その金額変更が妥当なものであるかを検証することが必要であるとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和元年度契約単価が前年度と比べ上昇した理由は、作業員数の増及び作業員 1 名当たりの単価増によるものです。</p> <p>これは、ご指摘のとおり、小型家電の収集及び分別業務が新たに追加されたことに加え、作業員単価の見直し要望があったこと等を踏まえ、契約の相手方と協議を行った結果、契約単価の増となったものです。</p> <p>小型家電の分別業務は、二次電池等の取り外し及び絶縁作業など分別作業工程が煩雑であり、かつ発火の危険性もあることから、収集量に反して多くの労働力と相応の技術・知識が必要となるため、単価増の要因となっています。</p> <p>こうした内容は、見積書徴取時に確認していますが、文書等による明確な資料の提出が不足しており、今後は、契約の見積金額の妥当性を検証するため、根拠資料等の提出と説明を徹底するよう、業者に指導しました。</p>		



意見 No. 45	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：「不燃ごみ等の再資源化事業における分別・積み替え業務委託契約」における完了届提出		
意見事項		
<p>業務内容指示書では業務月報と業務日報の提出は求められているものの、作業が完了した確認をする完了届についての提出が求められていない。実際の業務では完了届は提出されていることから、実際の業務に合わせ業務内容指示書においても完了届の提出についても記載することが必要であると考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>本契約を含む区の標準的な契約約款では、「乙（契約相手方）は、契約を履行し終わったときは、その旨の書面により直ちに届け出て甲（大田区）の定める検査を受けなければならない」（第8条第1項）と規定されています。本規定における「書面」とは、大田区契約事務規則別記第5号の2様式（完了届）であり、業務内容指示書において改めて記載する必要はないものと考えています。</p>		

意見 No. 46	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源持ち去り防止パトロールにおける罰則規定の積極的な適用		
意見事項		
<p>現状では、告発等を行った者に対しても、その後は特に罰則規定が適用されていない。今後は資源の持ち去り行為の防止に関する条例の実効性を高めるためにも、同一人の2回目以上の告発等に対して、積極的に罰則規定を適用していくことを検討する必要があるものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>警察への告発については、条例上の収集運搬禁止命令書の交付を受けている者が持ち去り行為を行ったことを警察と共に現認した場合、当該警察署での事情聴取を経ており、区が過去に告発した者は、全て罰金刑の対象となっています。</p> <p>残念ながら、罰金刑を受けた者がその後も持ち去り行為を繰り返す事例が存在します。こうした常習者への対応については、他区の状況を調査するとともに警察と協議しながら検討していきます。</p>		



意見 No. 47	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源持ち去り防止パトロールの他区との比較		
意見事項		
<p>結果報告書 P160. 161 表から、大田区は他区と比較して、持ち去り条例の制定、収集禁止や所有権の明示や罰則規定を設けており、持ち去り防止の取り組みとしては進んでいる区であると考えられるが、過去3年度の警告書等の交付件数や告発数の推移を見ても減少傾向にあるとはいえない状況にあるため、条例にさらなる実効性を持たせるためにも、板橋区のように常習者に対しては通常より高額な罰金を科すことや、中央区、目黒区、杉並区等のように罰則者の氏名の公表等も制度に取り入れていくことを検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見No.46 の措置内容と同様、他区の状況を調査するとともに警察と協議しながら対応を検討していきます。</p>		

意見 No. 48	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約の契約先業者選定		
意見事項		
<p>当年度において新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、令和2年12月には区が委託している推薦業者の受付センターで35名の新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明する大規模なクラスターが発生（令和2年12月21日現在）している。臨時センターを設置する等の処置により対応しているものの、受付対応のオペレーターが減少しているため、年末の繁忙期にもかかわらず、電話が繋がりにくい状況が生じていた。</p> <p>当該推薦業者は平成19年度から当該業務を受任しており、ノウハウを蓄積している他、複数区との共同処理によるスケールメリットも大きいことは理解できるが、受付センターは物理的に3密（密閉、密集、密接）環境となることが想定されるため、受付業務の集中処理は反って新型コロナウイルス感染症が流行しているような状況下ではリスクとなることを認識しなければならない。</p> <p>翌年度以降の委託業者選定時には、このようなリスクへの対応をも考慮して、テレワークでのシステム構築も可能なような他業者の見積を徴する等、1社のみによる業者決定も見直していく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在の業務委託先である東京都環境公社は、令和5年3月末を以って当該事業を終了するため、4月からは新たな事業者と契約する予定です。新たな事業者の選定は、受付業務におけるBCPの作成を義務付け、新型コロナウイルス感染症や自然災害等が発生した場合であっても滞りなく業務を遂行できる体制を確保することを評価項目に加え、総合的に判断します。</p>		

意見 No. 49	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（経費項目の金額増減）		
意見事項		
<p>令和元年度は過去 2 年度と比較して、OP（オペレーター）経費等、OP 経費増額分が増加した他、新たに受付番号案内が経費として計上されていることから、消費税増税の影響を除いても契約金額が増加している。OP 経費等、OP 経費増額分の増額理由としては見積書の内訳書には次の理由を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OP 経費等 直近 3 年間の平均応答件数を基に年間 17 万台を想定し費用を算出しています。</li> <li>・ OP 経費増額分 直近 3 年間の平均応答件数実績が年間 18 万台であったため、従来に比べ年間 1 万件相当の増加に対応するための OP 経費となります。</li> </ul> <p>OP 経費等は直近 2 年間より年間で 4,136,640 円、月換算で 344,720 円、OP 経費増額分は年間 240,000 円、月換算で 20,000 円増額されているが、上記理由は前年度の見積書においても記載されている内容であり、これだけでは増額理由として不足しているものと考えため、契約金額が変更（増額、減少）される場合には、見積書を徴した際に、その理由について議会や区民に説明できるだけのより詳細な内容を明記してもらうよう求める必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>本業務は、オペレーター業務やシステム運用を他区と共用のうえ実施しており、契約金額の内訳についても、共用している項目は受付件数で按分して算出されています。そのため、本区の受付業務以外の要因で金額が増減することがあります。</p> <p>見積徴取の際、金額の増減理由について明確に判断できるよう詳細な資料提供を求めています。</p>		

意見 No. 50	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における契約金額変更時の妥当性の検討（新規経費項目）		
意見事項		
<p>令和元年度より新たに受付番号案内として1,014,000円が計上されているが、令和元年度と前年度の仕様書とを比較したが、どのような機能が付加されたかを確認することができなかった。</p> <p>新たな経費項目が発生した場合には、見積書を徴した場合にどのような理由で追加経費が発生したのか、その背景を含む理由を記載するよう求める必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>受付番号案内は従来から行っていたサービスであり、内訳書上「OP 経費等」という項目に含めて金額計上していました。令和元年度からは他区との整合を図るため、経費項目として新たに設置したものです。</p> <p>今後、新たな経費項目が発生した場合には、その理由・背景と根拠について詳細な資料提供を求め、十分な内容把握を行います。</p>		

意見 No. 51	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率低下の防止策		
意見事項		
<p>応答率の低下は着信数の予想以上の増加という面もあるが、報告書の要因を見ると、1件当たり応答時間の増加も大きな要因と考えられる。</p> <p>このため、電話申込からインターネット申込への移行を促していくことが、応答率を上昇させる有効な対策の一つと考えられる。インターネット申込について、その利便性を高めることは、区民サービスの向上に資することからも、インターネットからの申込を促進させる施策を区は打ち出していく必要があるものとする。</p> <p>現状では、収集車両による各戸収集は電話受付であれば1回につき20個である一方、インターネット申込では1回につき10個までと受付量が少なく設定されており、電話申込の誘因となっていることが予想される。このような設定にしていることには理由があるものと思われるが、両者を同数とすることによる問題点を再検証し、さらに多い個数を受付できるようにする等の処置を施すことも含めて検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>インターネットによる申込件数は年々着実に増加しており、令和2年度は申込件数全体の約77%がインターネットによる申込となっています。引き続きインターネットからの申込を促進するため、時間と場所を問わず申込が可能というインターネット申込の利点をさらに周知するとともに、申込方法による利用条件の違いについても検証を行うなど、利用環境の改善に努めます。</p>		

意見 No. 52	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：粗大ごみ申告受付業務委託契約における応答率未達の理由書提出基準		
意見事項		
<p>応答率が50%に満たないような場合は2本に1本は受付できておらず、オペレーションに何らかの不具合が発生していると考えられる。</p> <p>しかしながら、月平均応答率が75%を超えている場合には、50%に満たなかった理由の報告は義務ではない状態である。</p> <p>そのため、月平均応答率が75%を超えている月であっても日によって応答率が一定水準（例えば50%に満たない等）に満たない場合には、その理由について報告を上げるように仕様書に記載することを検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>申込実績を確認すると、週前半（特に月曜日）は極端に電話申込が集中し、応答率が低下する場合があります。当課においても、電話の繋がり具合に関する苦情の頻度等に応じ、随時粗大ごみ受付センターに状況確認を行い、応答率改善に向けた対応を取るよう要望しています。</p>		

意見 No. 53	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：集団回収実績報告書の提出期限遵守の徹底		
意見事項		
<p>遅延報告率は8%を超えており区の業務への影響も少なくないと考えられることから、提出期限を遵守するよう指導していくことが必要であるものとする。</p> <p>なお、同じ団体で数か月分の実績報告書をまとめて提出しているケースも見られることから、このような団体に対しては督促を行って、提出期限の遵守を徹底していくことが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>提出が遅延している団体に対しては、清掃事務所が電話等により提出の督促を行っており、各団体からの提出状況を的確に把握し、提出期限の遵守を促しています。</p>		

意見 No. 54	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：アルミ缶の報奨金支給額の決定		
意見事項		
<p>リサイクル活動グループが回収した資源は古紙に該当する新聞、雑誌、段ボール、紙パックの他にアルミ缶、スチール缶、リターナブルびん等も含まれている。ここでスチール缶の相場は1kg当り10円程度が相場であるが、アルミ缶は1kg当り130円程度あり、古紙相場とは価格がかなり乖離している。</p> <p>このため、アルミ缶については古紙とは別に報奨金支給額を決定することを検討することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>回収品目によらず、報奨金単価は古紙の相場に基づいて定めています。アルミ缶は全体の回収量の約2%にとどまること、また、古紙相場よりも取引価格が低い古布、びんも対象品目としており、現状の報奨金単価の考え方は妥当性があると考えています。</p> <p>一方で、アルミ缶は古紙相場よりもかなり高額で取引されている実態もあり、報奨金単価の設定においては、今後も留意していきます。</p>		

意見 No. 55	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：集団回収登録業者リストの整理		
意見事項		
<p>結果報告書 P186～188 のリストからリサイクル活動グループは回収業者を選定しなければならないが、当該リストの登録業者はランダムに並んでおり、リサイクル活動グループがどの業者に決定すべきかの情報としては、不足かつ見やすいものとは思われない。</p> <p>このため、取扱品目でグルーピングしたものや、所在地でグルーピングしたもの等のリストを作成し、用途や地区で選びやすいようにすることを検討することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>集団回収登録事業者リストにおいては、現在、当該事業者を初回登録時に設定した業者番号順に並べています。取扱品目別・住所別等、リサイクル活動グループから見た利便性が向上するよう、事務上の負担も考慮しつつ適切に対応します。</p>		

意見 No. 56	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：集団回収登録業者数増加のための施策		
意見事項		
<p>集団回収登録業者数について、過去5年度で一番多かった平成29年度の57から令和2年度の50へと7業者が減少している。リサイクル活動グループとしては選択肢が多い方が好ましいと考えられるため、登録者数を増やすための施策を検討することも必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>集団回収登録業者の減少は、古紙価格の低落傾向が続いていることで集団回収事業から撤退する事業者が増えたためと考えています。こうした集団回収登録業者の減少に歯止めをかけるため、令和3年度から集団回収登録業者に対する支援金の交付制度を設け、回収業者に対する支援を行っています。</p>		

意見 No. 57	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部 清掃事業課
項目：集団回収コストと行政回収コストの比較分析による効果測定		
意見事項		
<p>結果報告書 P189.190 の試算例にある通り集団回収が行政回収のコストに比べて半分程度であれば、今後、集団回収での資源の回収量を増やしていく施策を行っていくことを検討することが必要であり、そのために、まずは集団回収に伴うコストの試算を行いその効果を測定していくことが必要である。</p> <p>また、もし集団回収のコストが低いという結果が得られれば、リサイクル活動グループ数を増やすことが集団回収の推進につながるため、地域活動の活性化にもつながる報奨金の金額を引き上げることも検討することが必要であるものとする。</p> <p>なお、集団回収率の高い荒川区では、報奨金の他に基礎額6万円/月の回収支援金や持去対策用物品購入補助金（1回限り5万円を限度）を支給することによって高い集団回収率を保っており、こうした取り組みも参考になるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>主な回収物である古紙を対象に、トン（t）当たりの経費を行政回収と集団回収で比較した場合、約10倍の差が生じています。資源をより効率的・効果的に回収するには、集団回収による取り組みを充実させる必要があります。現在、区ホームページやパンフレット等により事業周知を図っていますが、今後、様々な手法により事業の周知をさらに進めます。</p>		



意見 No. 58	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：集団回収の対象の一元化の効果		
意見事項		
<p>集団回収率の高い中野区と目黒区では、有価性の高い古紙に一元化する方法で高い集団回収率を保っている。</p> <p>回収資源を絞ることにより回収コストの節減効果を挙げていることから、こうした方法も集団回収率を高めるための施策として検討していくことが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>中野区と目黒区の場合、古紙については行政回収を廃止し、全て集団回収に切り替えたため、集団回収による回収率が高くなっています。</p> <p>こうした手法は、行政経費の低減につながるため、効果的・効率的な手法と言えますが、古紙の市況によって回収業者が業務を中止せざるを得ない可能性があり、安定的・継続的な手法ではありません。</p> <p>以上の理由から、本区は引き続き行政による資源回収を継続します。一方、集団回収の効果等を踏まえ、回収量及び登録団体数の増に向けて、さらに普及促進を図っていきます。</p>		

意見 No. 59	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
<p>区では結果報告書 P194. 195 の推薦理由を基にして大田区リサイクル事業協同組合と当該契約を締結している。確かに、同組合は安定的で継続的に業務遂行は可能なものと考えられるが、そのことだけをもって随意契約として契約を継続していくことには慎重であるべきであり、今後は契約の継続について、契約内容を吟味し、売却単価の妥当性を検証するとともに、他業者からの見積を徴する等を検討していくことが必要であるとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>本契約は、回収した資源物及びスプレー缶の売却に伴う契約ですが、資源物及びスプレー缶の処理は、回収・分別・売却を一体的に行うことで初めて安定的かつ効率的に実施することができることから、こうしたノウハウが豊富な当該委託業者と契約しています。</p> <p>今後、当該業者の事業運営に関する事項については引き続き情報収集にあたり、契約の見積金額の妥当性を検証するため、根拠資料等の提出と説明を徹底するよう、業者に指導します。</p>		



意見 No. 60	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却契約における引取完了届の名称		
意見事項		
<p>令和元年度の引取完了届を確認したところ、「引取完了届」という名称の書類は提出されておらず、他の契約で使用されている「完了届」が提出されているのみであった。また、月毎の引取数量及び代金については「件名 平成 31 年度（令和元年度）第〇四半期資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却（令和〇年〇月分）」という書類に記載があり、その書類が完了届と一緒に提出されていた。</p> <p>実質的な問題はないものと考えられるが、仕様書の文言と実際に提出されている書類とは、名称及びその内容が合致していないことから、仕様書の文言を訂正するか、提出書類の形式を修正することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
ご意見を踏まえ、令和 3 年度第 3 四半期以降、仕様書の文言を訂正しました。		

意見 No. 61	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：資源回収事業に係る資源及びスプレー缶の売却契約における完了届の提出期限		
意見事項		
<p>結果報告書 P198 表の通り、12 月から 2 月分を除き、完了届は月末に提出され、12 月から 2 月分についても 6 日以内に提出されており、特に遅延は認められなかった。しかしながら、契約書の仕様書等においても完了届の提出期限は定められていない。「引取完了届」に相当する書類は、売却代金等の根拠となる重要な書類であり、提出期限を明確にすることが必要なものと考えられるため、仕様書等での記載を検討することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
ご意見を踏まえ、令和 3 年度第 3 四半期以降、仕様書に提出期限を明記しました。		

意見 No. 62	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：小型家電等の売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
<p>結果報告書 P202 推薦理由の通り、区内に搬入施設を持ち、最も効果的に本事業を実施できることを理由に当該業者を推薦しているが、認定事業者であることは当然に必要なことであり、認定事業者であれば（２）の理由も他の事業者でも有していると考えられる。また、区内で施設を有していることも随意契約の要件には特に該当しないことから、今後、業者推薦による契約相手の決定には慎重であるべきであり、他業者からの見積を徴することや、競争入札も検討することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>本業務における委託業者が、区内に搬入先を有することで、区の運搬経費を抑えることができるという利点があります。また、区内に本社を持つ業者を契約対象とすることにより、区内業者の育成・産業振興に資すると考えます。</p> <p>国の認定事業者は現在全国に 58 社あることから、区にとって適正な業者選定となるよう今後も認定事業者の情報収集に努めていきます。</p>		

意見 No. 63	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：小型家電等の拠点回収増加のための施策		
意見事項		
<p>ピックアップによる回収量の増加は、粗大ごみや不燃ごみから資源となるものをピックアップしていることから、その分、残渣となるごみの減量に寄与していると考えられるが、一方で拠点回収は回収量が伸び悩んでいる。</p> <p>拠点回収は、ピックアップ回収と異なり、選別作業にほとんど手間が掛からないことから、効率性から考えると拠点回収を増やしていくような施策を検討していくことも同時に必要なものとする。</p> <p>なお、拠点回収を増加させていく方法としては、現在 42 か所に常設している回収ボックスを、民間のスーパーや家電量販店等にも設置して、回収拠点を増やしていくこと等が考えられるため、検討が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>42 か所で実施している小型家電等の拠点回収は、その設置場所により回収量に差異があります。設置場所ごとの回収実績を改めて精査するとともに、回収量の少ない場所については、広報手段等について見直しを行い回収量の増加を図ります。</p> <p>また、民間設置への設置については、すでに企業として実施している場合もあるので、そうした状況も踏まえて判断していきます。</p>		

意見 No. 64	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
<p>平成 30 年度の業者推薦書では 2 社から見積書を徴したことが記載されているが、日本羽毛製造(株)の見積書はあったものの、もう 1 社からの見積書がファイルに綴られていなかった。見積書は契約締結先を決定するに当たっての重要な根拠となる書類であるため、見積書を入手した場合には必ずファイルに綴じ保管することを徹底することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご意見のとおり、見積書は、契約相手方を決定する際の根拠書類の一つであり、他の契約も含め、徴取した見積書は適正に管理することを徹底しています。</p>		

意見 No. 65	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約における回収枚数の予定と実績の分析		
意見事項		
<p>平成 29 年度及び平成 30 年度は実際の回収枚数と予定回収枚数との差額は差異率 10%前後であるのに対し、令和元年度は差異率が 25%近くと大きく乖離しているが、その主な原因は羽毛布団（厚いもの）が予定回収枚数 2,410 枚に対して実際の回収枚数が 1,796 枚と大きく減少したためである。</p> <p>羽毛布団（厚いもの）の予定回収枚数については、平成 29 年度及び平成 30 年度で 1,700 枚前後の設定であったものを令和元年度は 2,410 枚へと大きく増加させている。しかしながら、実際の回収枚数が 1,796 枚と例年とほとんど変わらなかったことにより予定回収枚数と大きな乖離が生じている。</p> <p>ごみの減量を目指して予定回収枚数を大きく引き上げることは望ましいことであるが、目標を達成できず大きな乖離が発生した原因については精緻な分析を行うことが必要であり、今後の事業の発展に生かせるような検証が必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>予定回収数量については、実績数値をもとに近年の傾向等を踏まえて算出しています。令和元年度の予定回収数量と実績数量間に大きな乖離が生じたことについては、回収量の増加傾向を過大に評価したことが原因と考えます。</p> <p>現在は精緻に数量を予測し、再資源化事業の拡大につながるよう検証を行っています。</p>		

意見 No. 66	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：羽毛布団の再資源化事業に伴う売却契約における消費税の取扱い		
意見事項		
<p>令和元年度のみ消費税を加算して納入金額を算定しているが、平成 29 年度及び平成 30 年度は消費税が加算されていない。単価に消費税相当額を含めて算定していれば問題はないが、そうでなければ消費税分だけ納入金額が少なくなっていたものと考えられるため、今後の契約では納入金額に消費税を加算して計算することに留意する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>平成 29 年度及び 30 年度の契約単価は消費税込みの金額であり、納入金額には消費税も含まれています。令和元年 10 月の消費税率の引上げを踏まえ、令和元年度以降の契約書においては、内訳書上消費税を別途記載することとしています。引き続き、契約書の消費税の記載の仕方には留意します。</p>		

意見 No. 67	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約の契約先業者選定における契約単価の検討		
意見事項		
<p>本件についての契約の方法は、単価契約によっている。課長契約として契約を締結しているが、本事業を適正に履行できる唯一の業者であるとして、他の業者からの見積りを徴していない。その理由として起案書「30 環清発 第 11298 号」によれば次の通りである。</p>		
<p>当該業者は、従前から区内の集団回収に取り組んでおり、資源の効率的かつ安定的に選別処理する設備及び作業上のノウハウがあり、安定した流通ルートも有している。</p> <p>また、集団回収において古布を取り扱う業者（全 26 社）に確認したところ、拠点回収する古布の収集運搬等の観点からも、本事業を適正に履行できる唯一の業者である。</p>		
<p>古布を取り扱う業者が少ないとしても、他の業者から見積りを徴しなければ当該業者の単価が妥当か判断することは難しいと思われる。特に当該事業は新規で行うことになることから、なおさらである。このため、少なくとも他社から見積りを徴した上で、当該単価が妥当であると判断した上で、契約を締結することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>事業開始時から、毎年、区の集団回収事業で古着を扱う業者に見積依頼をしていますが、契約業者以外に見積りに応じる業者はありません。特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、古着の輸出が停滞したため、一部自治体では古着の回収を中止する事態となっており、業者としても新規に古着を扱うことに対し慎重になっていると考えます。</p> <p>今後は、区の集団回収事業で古着を扱う業者だけでなく、その他の業者も含め見積依頼を行っていきます。</p>		

意見 No. 68	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部清掃事業課																		
項目：古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における回収量の端数処理																				
意見事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期間</th> <th style="text-align: center;">回収量</th> <th style="text-align: center;">歳入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期（4月～6月）</td> <td style="text-align: center;">434.6 kg</td> <td style="text-align: center;">868 円</td> </tr> <tr> <td>第2四半期（7月～9月）</td> <td style="text-align: center;">1,080.0 kg</td> <td style="text-align: center;">2,160 円</td> </tr> <tr> <td>第3四半期（10月～12月）</td> <td style="text-align: center;">1,300.0 kg</td> <td style="text-align: center;">2,600 円</td> </tr> <tr> <td>第4四半期（1月～3月）</td> <td style="text-align: center;">1,500.0 kg</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">4,314.6 kg</td> <td style="text-align: center;">8,628 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1四半期の回収量は434.6 kgであるが、歳入金額は1 kg未満の0.6 kgを切り捨てて計算されている。売却単価が2 円/kgであれば端数の0.6 kgを含めた869 円（円未満切捨）となるはずである。1 kg未満が生じた場合にどう扱うかについて、契約書で取り決めていないことに問題があり、1 kg未満の端数が生じた場合に切捨てるのか、端数を含めて売却価額を決定するのかを明記することが必要であるものとする。</p>			期間	回収量	歳入	第1四半期（4月～6月）	434.6 kg	868 円	第2四半期（7月～9月）	1,080.0 kg	2,160 円	第3四半期（10月～12月）	1,300.0 kg	2,600 円	第4四半期（1月～3月）	1,500.0 kg	3,000 円	計	4,314.6 kg	8,628 円
期間	回収量	歳入																		
第1四半期（4月～6月）	434.6 kg	868 円																		
第2四半期（7月～9月）	1,080.0 kg	2,160 円																		
第3四半期（10月～12月）	1,300.0 kg	2,600 円																		
第4四半期（1月～3月）	1,500.0 kg	3,000 円																		
計	4,314.6 kg	8,628 円																		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）																				
<p>令和2年度以降、業者と協議・確認のうえ、1 kg未満の端数は切り捨てとしています。</p> <p>なお、仕様書への記載についても速やかに対応するとともに、回収量の実績は百グラム単位まで把握し管理します。</p>																				

意見 No. 69	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：古布の行政回収モデル事業に伴う売却契約における古布回収実績報告書の受付日の記載		
意見事項		
<p>古布回収実績報告書の日付は結果報告書 P216 の通りであり、これが受付日であれば仕様書8「実績報告書等の提出」で定められた「翌月10日まで」に区へ提出することを遵守していることになるが、当該報告書の日付だけでは実際の区の受付日が判明しない。そのため区では当該報告書が提出された場合には、その受付日を記載するようにすることが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご意見を踏まえ、報告書を受理した日付の記載を徹底しています。</p>		

意見 No. 70	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：古布の回収日程の増加及び回収拠点の設置		
意見事項		
<p>結果報告書 P217 を見ると令和 2 年度の古布の回収日程はモデル事業であった令和元年度に比べて回収日程は増えているが、回収先は地域庁舎が中心であり、また、各月一回と日程も少ないと思われる。</p> <p>特別区で古布の回収を行っている葛飾区では古布の回収拠点として結果報告書 P218. 219 の表のように各所に回収拠点を設けている。</p> <p>今後、古布の回収量を増やし、資源のリサイクルを増やしていく方針で施策を推進するのであれば、回収拠点の増加、常設回収拠点の設置及び受付時間の増加等を他自治体の先行事例を検討して対応することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>事業開始以来、定めた施設・日時に持参いただく拠点回収で事業を実施しています。この方法は、天候などに影響を受けず良好な状態で古着を回収できる利点があります。</p> <p>一方、他区では施設の入出口などに常設したボックスや公園等の屋外で回収を行っている事例があります。</p> <p>他区の状況も改めて把握し、区民の利便性を踏まえながら、より効果的に事業を進めます。</p>		



意見 No. 71

措置状況：参考扱

部課名：環境清掃部清掃事業課

項目：東京二十三区清掃一部事務組合分担金の削減

## 意見事項

区を含む特別区の人口上位5区の清掃費に係る予算に対する分担金の比率を比較すると次の通りであり、分担金が清掃費の2～3割を占めている状況である。

区名（人口総数）	令和2年度		比率
	清掃費予算額	分担金	
大田区（73.4万人）	10,200,000	2,664,359	26.1%
世田谷区（92.0万人）	12,631,944	3,458,005	27.4%
練馬区（74.0万人）	11,165,632	2,518,894	22.6%
江戸川区（69.6万人）	9,626,522	2,588,847	26.9%
足立区（69.1万人）	7,606,825	2,578,836	33.9%

※ 人口総数は、東京都総務局統計部作成「住民基本台帳上の人口・世帯数（毎月）」による令和3年1月1日現在の数値である。

この分担金は区の清掃費の予算の中で最も大きい金額となっており、職員人件費2,191百万円（2位）及び車両雇上費1,809百万円（3位）を超えている。このため、清掃事業における効率性・経済性を考える際には、この分担金の削減についても検討することが必要と考える。

概要で述べた通り、分担金は基本的に清掃工場等への各区のごみの持ち込み量の割合に応じて算定されるため、区の花担金を削減するためには区独自の施策により、特別区の中で相対的に高いごみの減量率を図ることが必要である。ただし、ある区でごみの減量を実現できたのであれば、他の特別区も同様の施策を導入し、いずれは元の分担割合に戻ってしまうと考えられる。これを繰り返すことによって特別区全体のごみの減量につながる可能性はあるものの、区独自の対応では効率が良くないように思われる。

一方、特別区全体でのごみの減量が達成できれば、中間処理施設の即閉鎖等の対応はできないものの、長い目で見れば清掃一組の人件費、施設維持費等の経費の大きな削減につながることを想定されるため、特別区全体でのごみ減量のための政策策定を進める体制の整備も必要ではないかと考える。

現状で実施されていない施策として、粗大ごみ以外の家庭廃棄物処理の有料化という施策が考えられる。受益者負担の考えに立ち、受益者に排出責任をより強く意識してもらうことにより、再資源化の効率を高め、ごみの減量につなげることが期待される。手数料の徴収業務の煩雑さや有料の区から無料の区への排出の問題等があるため、各区単独での推進は困難なことが多いことから、特別区全体で検討すべき課題である。このため、東京二十三区清掃協議会等の会議体において、区から有料化の調査・研究をより積極的に進める提案をしていくことも必要であると考える。



#### 措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の運営等に係る経費は、清掃一組の手数料収入の他、各区が支払う分担金等で賄われています。分担金の額は、23区全体のごみ量に対する、自区の区収集ごみ量及び持込ごみ量を基に算定されるため、他区の取組み状況によっては、減量効果が相殺される場合があります。また、清掃一組経費には、清掃工場等の運営費や施設整備費のうち、ごみ量に関わらず固定的にかかる経費も含まれるため、ごみ減量に応じて、必ずしも分担金が減額となるわけではありません。

特別区全体でのごみ減量のための政策策定を進める体制としては、現在、清掃主管部長会・清掃リサイクル主管課長会があります。このうち、清掃リサイクル主管課長会の分科会である課題検討会では、東京都環境局も交え、ごみ減量・リサイクル推進のための具体的な取組みについて検討を行っています。

さらに、令和2年11月の特別区長会総会において、特別区として目標を共有してごみ減量とリサイクルを推進していくことを確認し、特別区全体で課題を整理・検討していくこととなりました。

なお、家庭ごみの有料化については、令和2年度、特別区長会が設置する特別区長会調査研究機構において、ごみ減量に向けた効果的な手法や工夫・取組みの一つとして調査・研究が行われています。

意見 No. 72	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：清掃一組への外部監査導入の提言		
意見事項		
<p>結果報告書 P225 の通り、分担金が特別区の清掃費の 2～3 割を占めている状況であり、清掃事業における効率性・経済性を考える際には、この分担金の妥当性を各区で検証していく必要があると考えられる。</p> <p>分担金の妥当性の検証は、清掃一組の管理・運営の適正性の評価につながっており、その適正性が担保される制度が必要である。現状、清掃一組には監査委員が 3 名設置されており、内部監査により事務の執行が監査されている。しかしながら、特別区の清掃事業に与える影響の大きさを考慮すると、内部監査だけではなく、外部の第三者による監査の導入を検討することが必要なものと考えられるため、区から清掃一組に対して、外部監査制度の導入を提言することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>清掃一組においては、外部監査で行う「財務に関する事務の執行」や「経営に係る事業の管理」について、清掃一組の構成団体であり分担金を負担する 23 区の長を構成員とする経営委員会、評議会を始め清掃主管課長会、部長会等の会議体により、経営に係る重要な事項等を審議しています。</p> <p>また、清掃一組が担う事務はごみの中間処理という極めて限定的かつ専門的な事務であることから、案件に応じて外部評価を取り入れており、定期監査における工事及び委託監査（契約金額 100 万円以上の案件を対象）では、第三者である専門の「技術士」による技術調査を毎年実施しています。調査結果は今後の工事や委託契約に活用できるよう職員に情報提供されており、清掃一組ホームページにも掲載されています。</p> <p>他にも、多額の経費を要するごみ処理施設の建設において技術的評価・検討を行うために設置された「ごみ処理施設技術評価委員会」では、第三者である弁護士や学識経験者が技術評価委員会特別委員となっています。</p> <p>以上の理由により、清掃一組では地方自治法に基づく外部監査の導入は行っていません。しかし、評議会及び経営委員会等の審議を経ることにより 23 区が清掃一組の事業や財務等を実質的にチェックする体制がとられており、分担金を支出している立場から今後も 23 区として清掃一組の事業内容や財務状況、経営状況等に係る動向を注視していきます。</p>		

意見 No. 73	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：清掃事務所の人員配置の適正化		
意見事項		
<p>作業係分担表を査閲したところ、原則、直接収集業務に携わらない技能長クラスの職員が、作業係長以下再任用も含めて13名所属している。当然、全員に担当事務は割り当てられているものの、一つの清掃事務所における事務作業の体制としては人数が多いように感じられた。個々の業務内容について十分な調査はできていないが、清掃事務所の枠を超えた他清掃事務所との共通の作業管理体制の構築等については検討の余地があるものと考えられるため、現状の業務内容の整理や他清掃事務所との業務の共通化（報告書類等の書式の統一化等）を進めることを検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>技能長は直接収集業務に携わることはありませんが、毎日の収集業務を安定的に行うため、各収集班への指示及び指導・監督の他、収集職員の人員確保に関する調整を日々行うなど、実施体制に関する内部調整事務を担っています。</p> <p>また、区民からの電話対応に加え、事業用建築物への立入調査、不良集積所改善、臨時ごみ収集・戸別収集・運び出し収集に伴う対応など、頻繁に現場に赴き個別具体的な対応をしています。</p> <p>さらに、環境公社への委託が進む中、環境公社への適切な指導・監督を行っていく必要があるため、各事務所における技能長の人数が多すぎるといった認識はありません。</p> <p>しかし、今後、技能長は年齢により退職し、減っていくことになります。その分を技能長昇任選考で確保していかなければならず、受験対象となる職員数も同時に減少していくため、人数の確保が難しくなることは明らかです。こういった状況を見据え、現状の業務内容を整理し、技能長業務の事務職への置き換えや作業管理体制の見直しなどを行っていきます。</p>		

意見 No. 74	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部蒲田清掃事務所
項目：多摩川清掃事業所における出張旅費精算の現金出納簿への記帳方法		
意見事項		
<p>現金出納簿に記載されている預金残高を預金通帳と照合したところ、預金通帳に記載されている取引について、現金出納簿に記載されていない項目があった。内容は出張旅費精算であるが、記載されていない理由について区の担当者へ質問したところ、区の会計事務の手引では現金出納簿への記載を要しない項目とされているとの回答があった。</p> <p>大田区会計事務の手引において第7章「金銭会計帳簿」の第5節「資金前渡受者用現金出納簿の記載事項一覧」に下記の規定を確認できた。</p>		
<p>○ 給与等に係る前渡金は、支給表又は旅費請求書内訳書兼領収書及び精算残金の領収証書をもって現金出納簿の記帳に代えることができる。</p>		
<p>上述の出張旅費については旅費請求書内訳書兼領収書の記載が確認できたため、会計事務の手引から逸脱しない処理といえる。また、預金口座への入出金が同日中に行われていたため、その日の残高としては現金出納簿の預金残高と通帳の預金残高の不一致は発生していない。</p> <p>しかしながら、何らかの事情により入金と出金のタイミングがずれた場合には、現金出納簿の預金残高と通帳残高の不一致が起こる可能性も考えられることや、預金の入出金及び残高を帳簿上で確認できるようにするためにも、全ての入出金について現金出納簿に記載することがより望ましいため、今後の処理方法について検討が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>出張旅費精算についてこれまで大田区会計事務の手引に則り処理をしており、特段問題は生じていませんが、ご指摘後、現金出納簿の預金残高と通帳の預金残高不一致をなくし、確実に帳簿上で確認できるよう、出張旅費精算も含めた入出金内容を現金出納簿に記載することとしています。</p>		

意見 No. 75	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：多摩川清掃事業所の稼働状況		
意見事項		
<p>多摩川清掃事業所は現在、ごみ収集車両として8台の小型プレス車をリース契約によって保有しているが、清掃事務所へ配車しているのは通常そのうちの4台のみである。また、車両の維持管理についても、日々の点検は清掃事業所で行われているものの、法定点検や一部の修理については、外部の事業者へ委託している状況である。</p> <p>このような状況から多摩川清掃事業所の存在意義が薄れているのではないかと考えられる。一方、人員構成を見ると、運転手は予備員を含めると9名が所属しており、そのうちの1名は休職中であるが、11月4日～10日までの1週間（稼働日は6日間）の稼働状況日報によると、そのうち2日間は3名が「待機」となっており乗車していない状況であった。また、収集車両の運転等に原則、直接携わらない技能長クラスの職員も作業係長以下5名が所属している状態である。</p> <p>このまま事業所として独立した形態を維持することによって余計な経費が発生することが考えられるため、少なくとも経済性の観点からは清掃事務所等との統合等の組織再編を検討する必要があるものとする。</p> <p>蒲田清掃事務所が同じ敷地内に移転することもあるため、業務の効率性や経済性を考慮した組織の統合を早急に検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和3年4月1日付で蒲田清掃事務所と多摩川清掃事業所は組織統合を行いました。</p> <p>多摩川清掃事業所の作業係は、自動車運転係と名称が変更となりましたが、作業計画に基づく人員配置に変更はありません。</p> <p>結果としてですが、令和3年度から自動車運転係の係長以下の職員の配置は4名となり、1名減となっています。</p> <p>なお、「収集車両の運転等に原則、直接携わらない技能長クラスの職員も作業係長以下5名が所属している状態である」とのことですが、収集車両の運転は、原則、自動車運転Ⅱという職種に限られます。作業係長、統括技能長及び技能長が運転することはできません</p>		

意見 No. 76	措置状況：措置済	部課名：総務部経理管財課
項目：(仮称) 大田区多摩川清掃事務所新築工事における分離発注の工程管理		
意見事項		
<p>結果報告書 P240 表の通り、工事契約については、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事と工事の種目ごとに分離発注している。分離発注の下では、工事全体の管理責任が不明確になり、工程での非効率が生じていることも危惧される。</p> <p>現状、区の契約形態としては分離発注が原則となっているが、工程での非効率が発生することを未然に防ぐためには、発注前に工事内容を検討して、工事全体の一括発注と分離発注のそれぞれの経済性及び効率性等のメリットとデメリットを比較衡量した上で、契約形態を決定する体制が整備されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区内産業振興及び区内業者育成の観点から、業種別の分離発注を原則としていますが、ご意見も踏まえ、工事規模や内容に応じて、発注前に工事担当課と調整のうえ、工事を発注しています。</p>		

意見 No. 77	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における役員等の情報開示		
意見事項		
<p>ホームページ上では、評議員、理事及び監事について、氏名は公表しているものの、P245 表の「現職」欄で記載した内容は開示されておらず、区議会議員や区の職員、それとも外部者が就任しているのか等、役職に適任の者が就任しているのかを判別することができない状況である。</p> <p>環境公社が区の 100%出資団体である以上は、どのような者が役員に就任しているかを説明する責任があると考えられるため、ホームページ上でも役員の実職等を開示することを検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>公社ホームページをリニューアルし、役員の実職等について掲載しました。</p>		



意見 No. 78	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における監事の適格性に関する情報開示		
意見事項		
<p>監事の資格要件については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 65 条第 2 項において「監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない」と規定されるのみであり、この規定に反しない限り監事が誰であろうと特に問題とはならない。</p> <p>しかしながら、当該法人は区が 100%出資した法人であるため、その事業報告及び計算書類が適正に作成されていることについて、区は大きな責任を有しており、監事が監査を通じて法人の経営体制を適切にチェックしているかどうかは重要事項であるものとする。</p> <p>このため、区民への説明責任を果たすためにも、監事の保有資格や現職等を公開し、監事の適格性（役割を果たすための専門的能力等）の判断に資する情報の提供が必要なものとする。</p> <p>また、環境公社のホームページ上では監事の監査報告書は開示されていないため、これについても区民への説明責任の観点からも開示を検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
公社ホームページをリニューアルし、監事の保有資格や現職等の掲載と監査報告書についても開示しました。		

意見 No. 79	措置状況：参考扱	部課名：総務部人事課
項目：大田区環境公社における派遣職員の退職手当取扱いに関する協定書への明記		
意見事項		
<p>協定書には結果報告書 P258. 259 の条項に続き第 6 条（昇任選考及び能力認定）、第 7 条（昇格及び昇給等）等が定められているが、派遣期間における退職手当の取扱いについては特に規定されていない。これについては「職務に復帰した職員等に関する退職手当条例の特例」として派遣条例第 6 条において「職員の退職手当に関する条例」の規定の適用について規定しており、給料及び手当に関する規定と同様の建付になっていることから、派遣期間中の派遣職員の退職手当についても協定書で明記しておくことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>退職手当の取扱いについては、昇任選考・能力認定・昇格・昇給等の取扱いとは異なり、職員の退職手当に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に規定されていることから、派遣先団体と区との間で締結する協定書に明記する必要性はないと考えています。</p> <p>なお、派遣にあたり、対象職員には退職手当の取扱いをはじめとする勤務条件等を情報提供したうえで、派遣されることに対する同意を同意書の提出をもって確認しています。</p> <p>また、庁内周知用掲示板に「派遣の手引き」として勤務条件や研修、昇任選考・能力認定・昇格・昇給等の様々な取扱いについてマニュアル化したものを常時掲載することで、対象職員及び派遣元所属の適切な業務の遂行を図っています。</p>		



意見 No. 80	措置状況：措置済	部課名：総務部人事課
項目：大田区環境公社における派遣職員の勤務状況等の詳細報告		
意見事項		
<p>協定書第 16 条では、派遣職員の勤務状況等について、毎月、区へ報告することとされ、また、その他必要と認める事項についても、区は環境公社へその報告を求めることができるとされている。</p> <p>派遣職員の勤務状況等の詳細の報告を受けることは職員派遣の有効性の確認や人事管理のために必要な事項であるものと考えられる。</p> <p>このため、派遣先から勤怠の報告に限定せず、実際に従事している業務の状況等についても、所定の様式により、派遣先の承認の上、提出されるようにすることが望ましいものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>超過勤務や休日勤務、出張をはじめとする派遣職員の勤務状況等の報告については、手当や旅費等、給与の支給に直接関わる事項であり、また、当該内容が派遣先の上司の命令・承認を受けたうえで行われていなければならないことから、協定書の第 16 条において、毎月区へ報告することと規定しています。</p> <p>一方、実際に従事している業務の状況等については、その内容が多岐に渡ることから、派遣先の承認の有無にかかわらず、派遣職員と派遣元所属間で適宜共有しているところです。その頻度や方法等は、スマートワークの観点からも所定の様式によるものではなく、本人及び派遣元所属の判断によることとしています。</p>		

意見 No. 81	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における級別標準職務表の内容の充実		
意見事項		
職務の級	標準的な職務	
4 級	業務全般に精通して安全及び効率的な業務遂行に積極的に取り組むとともに、社員の勤務意欲、能力を高めるよう支援・指導を行う職務	
3 級	担当業務に関して正確な知識や技能を持って安全及び効率的に業務を遂行するとともに、新人職員や後輩の育成・指導に当たる職務	
2 級	組織の一員として上司等の指示・指導に従って担当する業務を遂行するとともに、職員に対する職務上の指導・育成等を行う職務	
1 級	組織の一員として上司等の指示・指導に従い、他の職員と協力して担当する業務を遂行する職務	
<p>標準的な職務の内容を記載しているものの、どれが主任、班長及び班員等の職務に該当するのかが不明であるため、職務の級と職種や職階との関係も明示することを検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和 3 年 5 月 6 日開催の理事会において、職員給与規程の級別標準職務表について主任等を職務の級に明示し、職務内容についても区に準じた内容に、以下のとおり改正しました。</p>		
職務の級	標準的な職務	
4 級 (統括技能長)	複数の 3 級職（技能長）を統括し、業務全般に精通して安全及び効率的な業務遂行に積極的に取り組むとともに、社員の勤務意欲、能力を高めるよう支援・指導を行う職務	
3 級 (技能長)	担当業務に関して正確な知識や技能を持って安全及び効率的に業務を遂行するとともに、主任及び係員の育成・指導に当たる職務	
2 級 (主任)	組織の一員として上司等の指示・指導に従って担当する業務を遂行するとともに、業務の円滑化を図るため現場作業におけるリーダーを担い、係員に対する職務上の指導・育成等を行う職務	
1 級 (係員)	組織の一員として上司等の指示・指導に従い、他の職員と協力して担当する業務を遂行する職務	

意見 No. 82	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における給与規程で定める衛生管理者に対する資格手当の規定		
意見事項		
<p>（給与の種類）</p> <p>第3条 職員の給与は、給料、賞与及び次に掲げる諸手当とする。</p> <p>（1）子ども扶養手当</p> <p>（2）住居手当</p> <p>（3）通勤手当</p> <p>（4）超過勤務手当</p> <p>（5）休日勤務手当</p> <p>（6）職制手当</p> <p>2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>給与規程第3条では、給与の種類として職制手当を掲げているが、衛生管理者に対する資格手当の記載がない。同条項が掲げる諸手当は例示列举ではなく限定列举として記載されていると考えられるため、資格手当も記載するべきであるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
次回開催の理事会において資格手当を記載するよう職員給与規程を改正します。		

意見 No. 83	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における勤怠管理ソフトの導入		
意見事項		
<p>現状では賃金台帳を除き、出勤簿、超過勤務命令簿、休暇簿等はソフト等を使用せず、手書きで作成されており、出退勤についてはタイムカードで始業及び終業時間の打刻管理している。出退勤や超過勤務、休暇等の人事管理について勤怠管理ソフト等を導入する等により、人事管理についての一層の効率化を図っていくことを検討することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>出勤簿については、打刻機のデータを利用して作成するようにしました。</p> <p>また、その他の超過勤務や休暇等の人事管理について、公社の現状に適した勤怠管理ソフト等の導入に向けて検討しています。</p>		

意見 No. 84	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における労働安全管理体制の一層の整備		
意見事項		
<p>労働災害と認定されて休業した者は6名おり、また、病気休暇で休業した者は15名おり、そのうち重複して休業した者は2名いることから、労働災害と病気休暇で休業した者は19名に及び、これは46名の作業員中の40%超という高い割合である。</p> <p>こうした状況が今後も続いてしまうと、ごみ収集という安定して行うべき業務が人員不足等により行えなくなる事態に陥りかねないことが懸念される。</p> <p>環境公社としては安全作業マニュアルを作成し、安全運動月間も設け、安全管理に配慮していると思われるが、それだけではまだ不十分なものと考えられる。</p> <p>このため、区からの指導を仰ぐ等、職員への講習会の実施や安全作業マニュアルの見直しを積極的に進めていくことが必要なものとする。また、業務の特質から腰の傷害を負う者が多いことから、そこにより重点的に注意（どのような作業を行うと腰に負担となるか等）を払った対応が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>一昨年度の労働災害及び病気休暇による休業日数が多かったため、昨年度から産業医を活用した定期健診結果等に基づく個別面談の実施や安全衛生委員会を通じた安全作業の周知徹底を図りました。そうした取組の他、職員に安全作業マニュアルの書き取り学習を取り入れる等、安全意識の向上を図り、昨年度の労働災害による休業日数ゼロを達成しました。</p> <p>今年度は、専門家を招き腰痛研修を2回行うなど作業によるケガの防止に努めています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策においても、うがいや手洗いの励行はもとより、毎朝の検温やマスク支給などを行い、職員の健康管理に努め業務に支障がないよう対策を講じています。</p>		

意見 No. 85	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における急性腰痛症による病気休暇と労働災害認定との関係		
意見事項		
<p>腰に関係する病気休暇も多く見られるが、これが実際の業務と関係しているかどうかについては慎重な判断が必要なものとする。厚生労働省は「業務上腰痛の認定基準」を定めている（P272～274 参照）。</p> <p>災害性の原因による腰痛については労働災害と認定されるが、線引きが難しいのが災害性の原因によらない腰痛であるが、清掃という作業は腰痛体操を行うように、腰部に負担の掛かる業務であると考えられることから、災害性の原因によらない腰痛であっても労働災害と認定されるケースは多いものとする。</p> <p>この点、病気休暇においても急性腰痛症を起こしているケースが散見されることから、こうしたケースが単なる病気休暇で良いのかについては、より慎重な検討が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在、腰痛については当該職員の既往歴を参考にし、本人から原因や症状の聴き取りを丁寧に行い、区の公務災害に準じた対応を取っています。</p> <p>今後は、紹介いただいた厚生労働省の「業務上腰痛の認定基準」を参考に、区の対応に準じて慎重に判断するよう検討していきます。</p>		

意見 No. 86	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における安全運動要領第5条の独立規則化		
意見事項		
<p>安全運動月間を設けていること自体に特に問題はないものの、安全運動要領に掲げているものの大半は日々の安全管理上も重要な事項であり、安全運動月間だけ徹底すれば良いものとは考えられない。</p> <p>そのため、安全運動月間に掲げるものは、安全運動要領第4条で設定された「重点取組事項」に限定されるべきであるものとする。</p> <p>また、安全運動要領第5条に掲げられている内容は常に徹底すべきものと考えられるため、それらを労働安全管理等として他の規則として制定し、その遵守の徹底を図ることが、労働災害休業や病気休暇の減少につながるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>安全運動要領第5条に掲げられている労働安全管理等の内容について、その遵守の徹底を図り、労働災害休業や病気休暇の減少につなげることにしました。</p>		

意見 No. 87	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区環境公社における区の清掃事務所との人事交流等の研修制度構築		
意見事項		
<p>第7項でも述べるが、今後、区の清掃職員の原則退職不補充の方針により、その役割は現場での収集業務から指導業務へと少しずつ変わっていくことになる。</p> <p>環境公社の設立から間もないため、区の清掃において十分な経験を積んだ作業員はまだ少ないものと思われる。経験の少なさ等が労働災害等につながっていることも考えられることから、区から経験豊富な清掃員を指導者として派遣する等、現場での経験を踏まえた指導を積極的に行っていくことが必要なものとする。なお、令和2年度から、環境公社職員を区へ派遣しての研修を実施しているようであるが、相互での人事交流等、より一層充実した研修制度の構築が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>（一財）大田区環境公社は、平成29年設立と設立後まだ年数が浅いことから、作業員の経験年数が少ないことは否めません。こうしたことから、区の清掃職員が今まで培った経験と知識を公社職員にどのように継承していくかが大きな課題と考えています。</p> <p>令和2年度は試行として、（一財）大田区環境公社職員を各清掃事務所に研修員として派遣し、事務所職員とペアを組んでの作業や指導業務への同行などを通じ、業務のノウハウの習得に努めました。公社からも継続要望があり、清掃事務所でも好評であったことから、今後も研修方法を検討しながら継続実施する予定です。</p> <p>将来的には、区と環境公社との相互交流、研修などを通じ、委託が拡大していく中でも現場経験の継承、蓄積を続けていくことで区民サービスの低下を招かないように最大限取り組んでいきます。</p>		

意見 No. 88	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：区の適切なごみ収集体制構築のための方針		
意見事項		
<p>区民や環境公社を含む外部の委託業者等への指導業務は、清掃に関する十分な経験と知識がなければ行えるものではないが、委託化の推進はその経験と知識を得るための機会を奪うことにつながっている。</p> <p>区は安定的で持続可能なごみ収集体制の構築に向け、直営職員が今後担う業務として、委託業者に対する監督・指導業務、福祉的収集業務及び不燃ごみ収集業務を位置付けるとともに、可燃ごみの収集業務については環境公社に対しての委託範囲を段階的に拡大していく方針を掲げ、現在、その方針に沿って環境公社への委託範囲の拡大、清掃事務所の統合や職員採用に関する計画を策定・推進しているところである。</p> <p>しかしながら、当該計画においては、行政サービスの品質低下等を招くような問題を生じさせないよう、区が指導的立場を確立し、それを維持していくための体制を確保するための政策の検討が十分ではないように思われる部分もあるため、X年後のあるべき姿から逆算した採用計画及び委託計画、人員配置（業務ローテーション）、教育研修制度等を検討し、より詳細な方針も早期に策定することが必要なものと考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>職員の採用については、将来にわたり区が担う事業に必要な人数を各年度の退職者数等を見据え、計画的に行う必要があると考えています。採用後の研修計画等を含め、早期に具体的な採用計画等の策定に取り掛かります。</p>		



意見 No. 89	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：委託化によるコスト削減と区民への行政サービスの維持		
意見事項		
<p>外部委託を行う理由の一つとして経費の削減が挙げられることが多い。経費の削減は基本的に人件費の削減である場合が多く、例え委託化しても安定的な収集業務を行うためには、ある程度のコストと経験のある清掃員が必要であることから、自ずと委託化によるコスト削減には限界がある。また、環境公社も設立から年数が経てば、清掃員の勤続年数も長くなり、昇給による人件費の増加も想定されるため、委託費が増加していくものと考えられる。</p> <p>さらに、外部委託は行政サービスの品質低下の問題も孕んでいることに留意する必要がある。環境公社は区の100%出資法人であるため、区からの指導・管理が行き届きやすい環境にはあるものの、公務員である区の清掃職員のような安定的な雇用は想定できないため、清掃員の頻繁な入れ替え等によるサービス水準の低下は避けられないものと考えられる。</p> <p>このように、コスト削減だけを目的とした委託化の推進は一概に好ましいものとはいえず、委託化の推進に関する今後の方針決定に当たっては、区民へのアンケート調査を行う等、区民の意見を確認していくことも必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>委託は、区が行わなければならないことは区が担い、民間が行えることは民間活力を活用することを目的として行うものと考えます。</p> <p>廃棄物収集においては、廃棄物処理の最終責任を負うべき区が担う指導業務と大田区環境公社が担う収集業務を役割分担することで、より効率的な執行体制を構築していく考えです。</p> <p>委託効果として一時的には経費削減に繋がることにはなりますが、ご意見のとおり年数がたてば委託費は増大していきます。</p> <p>これは、環境公社としての課題であり、事業拡大による経費の増加に見合うだけの事業について、今後は清掃分野に限らず、環境分野についても事業者としての価値の拡大を図っていくことが重要と考えております。</p> <p>委託による区民サービスの低下に対する懸念については、区の指導体制のさらなる確立や区と環境公社との相互交流、研修などを通じ、将来的に委託が拡大していく中でも、現場経験の継承、蓄積を続けていくことで区民サービスの低下を招かないよう最大限取り組みます。</p> <p>委託の推進に関する今後の方針決定に当たっては、区民を含む第三者の方から様々な手法を通じてご意見を伺うことについて、慎重に検討していきます。</p>		

意見 No. 90	措置状況：措置中	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における財務書類等の情報開示の充実		
意見事項		
<p>環境公社のホームページで開示されている事項は次の通りであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款</li> <li>・ 評議員・役員名簿</li> <li>・ 事業報告：平成 28 年度から令和元年度の 4 期分</li> <li>・ 決算報告：平成 28 年度から令和元年度の 4 期分</li> </ul> <p>上記の開示事項は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める公告の義務を果たしてはいる。しかしながら、当該法人は区の 100%出資法人であり、現状、その業務の全ては区からの委託が占めており、これは区の実質的な歳出と同一視できることから、通常の一般財団法人の開示とは異なり、区民への情報開示として、法で定める以上のものを開示していく責務があるものとする。</p> <p>このため、上記の開示事項に加えて、少なくとも収支予算書や監査報告書は開示することが必要であるものとする。確かに、区議会の定例会の報告では現状では開示されていない収支予算書や監査報告書等も開示されているものの、区民としては直ぐに情報を引き出せるものではないことから、ホームページ上での開示を検討すべきである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
今後、収支予算書等についても掲載し、区民に分かりやすい情報開示を行う予定です。		

意見 No. 91	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課（大田区環境公社）
項目：大田区環境公社における事業概要及び事業実績等の情報開示の充実		
意見事項		
<p>事業概要及び事業実績の開示は結果報告書 P278.279 の通りであるが、この内容では環境公社の事業内容を理解することは難しいものと思われる。大田区情報公開条例の第3条の2は出資法人等の責務として次のように定めており、環境公社としても、事業概要、事業実績の開示において、受託契約金額、収集ごみ量や粗大ごみ受入れ数や、受付時間、その連絡先等を具体的に示し、区民に対する情報の公開をより充実させていくことが必要であるものとする。</p>		
<p>(出資法人等の責務)</p> <p>第3条の2 区が出資する法人で区長が指定するもの及び公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、この条例の趣旨を尊重し、開かれた区政の実現及び区民との信頼関係の増進に寄与するため情報の公開に努めなければならない。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>公社ホームページをリニューアルし、事業概要、事業実績のなかで、現在開示されていない項目について具体的に掲載しました。</p> <p>今後も、その内容についても区民に分かりやすいよう情報開示していきます。</p>		

意見 No. 92	措置状況：検討中	部課名：企画経営部企画課
項目：川崎市における経営健全化に向けた出資法人の主体的な取り組み		
意見事項		
<p>川崎市では市が出資する法人について、出資法人が公共サービスの担い手として市が期待する役割が果たされるよう「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、出資法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた出資法人の主体的な取り組みを促している。その内容は結果報告書 P280 の通りである。</p> <p>出資法人たる環境公社が収集作業という公共サービスの担い手として区が期待する役割を果たすために、区においても川崎市のような取り組みを実施し、その結果を積極的に公表していくことを検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在、外郭団体と区が、自らの果たすべき役割やあるべき姿を改めて確認し、双方が一体となって改革を進めていくことを目的に策定した「新大田区外郭団体等改革プラン」（平成 29 年度～令和 3 年度）に基づき、外郭団体等の改革について取り組んでいるところです。当プランの計画期間は平成 29 年度からであるため、平成 29 年 1 月に設立された大田区環境公社については、設立後間もないことからプランの対象団体には含まれていないという経緯があります。</p> <p>今後は、大田区環境公社を含めた外郭団体等に関する区の関与について、外郭団体等のあるべき姿や果たすべき役割の明確化、外郭団体の活用及び区との連携のあり方等に関する基本的な考え方を示した方針の策定などについて検討していきます。</p>		

意見 No. 93	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：廃棄物管理責任者講習会の実施状況及び方法		
意見事項		
<p>廃棄物管理責任者講習会の対象者に対する受講率は毎年6, 7割とのことである。全員に年に2回の開催日のどちらかに都合を付けて必ず出席してもらうことが難しいことは理解できるが、これについて、現在のところ欠席者への対応としては次年度の参加を促しているのみであり、結局参加しないまま交代してしまう場合もあるとのことである。</p> <p>清掃工場の見学や生の講義等、実際に講習会へ参加する方がより有益であると思うが、やむを得ず欠席せざるを得ない対象者についても、指導要綱により受講義務があるため、資料の送付やインターネットでの講義の配信を行う等、代替的な方法により必要な講習を受けられるような方策も検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>対象者の講習会への参加機会を確保するため、引き続き年2回の講習会開催を計画したいと考えていますが、コロナ禍においては、感染拡大防止にも留意しながら事業を進める必要があります。区としても、対象者の講習会への参加は有益であると考えており、都合がつかず欠席する対象者に対しては、引き続き次年度以降の参加の働きかけを継続していきます。</p> <p>また、参加が難しい対象者への対応として、区ホームページへの講習会資料の公開などを検討しています。</p>		

意見 No. 94	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部大森清掃事務所
項目：大森清掃事務所における安全衛生委員会の構成員名簿の記載内容		
意見事項		
<p>大森清掃事務所の安全衛生委員会の構成員は構成員名簿には役職のみが記載され、どの者が安全衛生委員会規程に基づく所長指名の者か、労働組合の推薦に基づき所長が指名した者か不明である。役職で概ね分かるものの、どの者が構成員のどこに当たるのか、記載しておく必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>構成員名簿に「大田区清掃事務所安全衛生委員会設置規定」第2条に定められている指名方法を記載しました。</p>		

意見 No. 95	措置状況：検討中	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：各清掃事務所における労働安全衛生計画の仕様及び内容の統一		
意見事項		
<p>各清掃事務所が年間の労働安全衛生計画を作成しているが、その仕様や内容は各清掃事務所に委ねられており、仕様も内容も各々の清掃事務所により異なっている。</p> <p>各清掃事務所の実情に合わせて労働安全衛生計画は作成されるべきものであるが、仕様を統一することを検討する必要があるものとする。</p> <p>各清掃事務所で共通している項目は基本方針と産業医活動年間計画だけであり、それ以外の項目は各清掃事務所で記載の仕方が異なっていたり、そもそも記載されていなかったりする項目も存在している。</p> <p>例えば、報告・届出という項目は調布清掃事務所では記載がないが、迅速な報告・届出は必要事項であり、当該項目の記載は必要なものと考えられる。また、職場研修計画、事故防止計画等の年間スケジュールも基本的にはどの清掃事務所でも行われているものであり、そうしたスケジュール関係についても、どの計画を記載するか、そして、その仕様についてもある程度統一することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各清掃事務所では毎年度、「環境清掃部労働安全衛生管理の指針」に基づき、各所安全衛生委員会において職場及び事業運営の実態に即した労働安全衛生計画を策定しています。</p> <p>ご意見を踏まえ、各所の実態に即した内容であるとともに各所共通の必要事項を記載した計画となるよう、仕様の統一について安全衛生連絡会等で検討します。</p>		

意見 No. 96	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課																																																						
項目：安全衛生関連図書の購入における支出予定額への値引きの反映																																																								
意見事項																																																								
<p>清掃事業課における職務遂行上必要な情報収集及び職員の安全衛生のため、令和2年度に次の図書の購入を予定している。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>発行所</th> <th>数量</th> <th>単価(税込)</th> <th>金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月刊廃棄物</td> <td>日報ビジネス(株)</td> <td>60冊</td> <td>1,844</td> <td>110,640</td> </tr> <tr> <td>安全衛生のひろば</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>48冊</td> <td>708</td> <td>33,984</td> </tr> <tr> <td>安全と健康</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>48冊</td> <td>943</td> <td>45,264</td> </tr> <tr> <td>安全衛生壁新聞</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>120部</td> <td>220</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>216,288</td> </tr> </tbody> </table> <p>支出予定金額は上記216,288円で決定されているが、業者との見積書及び契約書には発行価格(税込)の6%引きとすることが明記されているため、支出予定金額は値引後の金額で決定すべきであるものとする。なお、6%引きとすると金額は次の通りとなる。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>発行所</th> <th>値引計算式</th> <th>金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月刊廃棄物</td> <td>日報ビジネス(株)</td> <td>定価1,844円×94%×60冊</td> <td>103,980</td> </tr> <tr> <td>安全衛生のひろば</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>定価708円×94%×48冊</td> <td>31,920</td> </tr> <tr> <td>安全と健康</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>定価943円×94%×48冊</td> <td>42,528</td> </tr> <tr> <td>安全衛生壁新聞</td> <td>中央労働災害防止協会</td> <td>定価220円×94%×120部</td> <td>24,720</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>203,148</td> </tr> </tbody> </table>			品名	発行所	数量	単価(税込)	金額(税込)	月刊廃棄物	日報ビジネス(株)	60冊	1,844	110,640	安全衛生のひろば	中央労働災害防止協会	48冊	708	33,984	安全と健康	中央労働災害防止協会	48冊	943	45,264	安全衛生壁新聞	中央労働災害防止協会	120部	220	26,400	合計				216,288	品名	発行所	値引計算式	金額(税込)	月刊廃棄物	日報ビジネス(株)	定価1,844円×94%×60冊	103,980	安全衛生のひろば	中央労働災害防止協会	定価708円×94%×48冊	31,920	安全と健康	中央労働災害防止協会	定価943円×94%×48冊	42,528	安全衛生壁新聞	中央労働災害防止協会	定価220円×94%×120部	24,720	合計			203,148
品名	発行所	数量	単価(税込)	金額(税込)																																																				
月刊廃棄物	日報ビジネス(株)	60冊	1,844	110,640																																																				
安全衛生のひろば	中央労働災害防止協会	48冊	708	33,984																																																				
安全と健康	中央労働災害防止協会	48冊	943	45,264																																																				
安全衛生壁新聞	中央労働災害防止協会	120部	220	26,400																																																				
合計				216,288																																																				
品名	発行所	値引計算式	金額(税込)																																																					
月刊廃棄物	日報ビジネス(株)	定価1,844円×94%×60冊	103,980																																																					
安全衛生のひろば	中央労働災害防止協会	定価708円×94%×48冊	31,920																																																					
安全と健康	中央労働災害防止協会	定価943円×94%×48冊	42,528																																																					
安全衛生壁新聞	中央労働災害防止協会	定価220円×94%×120部	24,720																																																					
合計			203,148																																																					
措置内容(具体的な対応策・再発防止策等)																																																								
<p>安全衛生関連図書の購入契約では支払いを四半期毎としています。四半期毎の請求額は、各期における納入済図書の発行価格(税込)の総額から、値引き分として総額の6%(端数切り上げ)を差し引いた金額となっているため、今後も契約締結に当たっては値引き前の価格をもって支出予定金額を算定します。</p>																																																								



意見 No. 97	措置状況：参考扱	部課名：総務部人事課
項目：非常勤職員に対する遺族特別援護金及び障害特別援護金に相当する支給制度の制定		
意見事項		
<p>地方公務員災害補償法では、労災保険にはない次のような福祉事業としての遺族特別援護金と障害特別援護金の制度がある。</p> <p>これは民間であれば労使で上積補償の協定を定める等の上積補償制度があることとの均衡を図るものである。</p> <p>遺族特別援護金は公務災害であれば最大1,860万円、通勤災害であれば最大1,115万円、障害特別援護金であればその障害等級によって次の表の通り公務災害であれば最大1,540万円、通勤災害であれば最大915万円が支給される。</p> <p>結果報告書 P332 のような遺族特別援護金及び障害特別援護金について、現状では非常勤職員には適用されない。</p> <p>これらの制度は民間の上積補償制度との均衡を図ることを目的として制定されているものであるが、区の非常勤職員に対しては、そもそも上積補償制度の適用もない。このため、その制度趣旨からも非常勤職員に対して同様の制度を制定することが必要であり、新たに条例を定めることの検討が必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現状の会計年度任用職員の災害補償制度についてですが、現業職場の職員は「労働者災害補償保険法」等が適用され、非現業職場の職員は、「特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」等に基づき、特別区人事・厚生事務組合が23区を統括して補償手続きを行っています。現行ではどちらの制度においても、遺族特別援護金及び障害特別援護金（以下援護金等という）についての定めはありません。</p> <p>また、特別区人事・厚生事務組合に確認したところ、現時点で援護金等に関して制度を変更する予定はないとのことでした。このことから、大田区においても、現時点では補償する予定はありません。</p>		

意見 No. 98	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：安全衛生連絡会の議事録の作成		
意見事項		
<p>令和元年度の安全衛生連絡会のファイルを確認したところ、第2回の安全衛生連絡会の議事録が作成されておらず、「概要」として安全衛生連絡会の簡単な議事内容が記載された文書のみが作成されていた。</p> <p>議事録であれば議題に対し誰がどのような発言等を行ったかを確認できるが、当該概要では、議題のタイトルとその説明を行った旨しか記載されておらず、それらの議題に対してどのような発言があったか等も全く記載されていないため、そのような確認ができない。</p> <p>欠席委員や委員以外の関係職員との情報共有のため、連絡会の活動報告のため等、このような概要では、振り返って確認する際の検証書類としては不十分なものであることから、全ての安全衛生連絡会において議事録を作成する必要があると考えられるため、今後留意する必要があります。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和元年度の第2回を除く安全衛生連絡会及び令和2年度以降の全ての安全衛生連絡会において議事録を作成しており、安全衛生連絡会に欠席した委員等との情報共有や安全衛生連絡会の活動報告等のため、今後も議事録について留意します。</p>		

意見 No. 99	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：自転車事故に対する交通安全対策		
意見事項		
<p>令和元年度においては、人身事故が直営、雇上・資源・粗大等合わせて計7件と過去3年間で最も多かった。その内訳を見ると、幼児の飛出し1件以外は自転車絡みの事故であった。自転車との接触が多いことから、自転車との事故を中心とした安全指導を今後の重点事項として、交通安全対策を行っていく必要があるものとする（結果報告書 P339～344 参照）。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>一般的に自転車との接触事故が増加傾向にある中で、清掃車も例外ではなく、気候的要因や時間的制限がある中で最大限の注意を払っていますが自転車との事故が少なくない状況です。</p> <p>そのような状況を受け、令和2年12月には全ての委託事業者を対象とした「事故防止等に関する説明会」を開催し、啓発用DVDの視聴や令和元年度に発生した事故の振り返りと対策について講習を行い、そこで自転車事故に対する注意喚起も行いました。</p> <p>今後も、定期的に狭小路地の交差点での徹底した確認や徐行、左折時の巻き込み注意などを徹底することで事故防止に努めます。</p>		

意見 No. 100	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：バック時の安全指導		
意見事項		
<p>人身事故には至っていないものの、事故として多いものがバック時の接触である。バック時の接触も万が一後ろに人がいた場合には人身事故に発展することから、意見 No. 99 の自転車の交通安全対策に加えて、バック時の安全指導も今後の重点事項としていく必要があるものと考ええる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
バック時の安全誘導につきましても、意見No.99 の措置内容と同様に注意喚起を行いました。		

意見 No. 101	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：小型充電式電池による火災事故防止の啓発		
意見事項		
<p>スプレー缶等の発生件数は区民に対する注意喚起等により、ここ 2 年間 0 件となっているが、火災事故が発生していない訳ではない。</p> <p>ホームページ等を確認すると「家庭から出る資源とごみ」のサイトにおいて「使い捨てライターの出し方について」及び「スプレー缶、カセットボンベの出し方について」等の項目を設けて火災の原因となる可能性があることについて注意喚起を行っているが、小形式充電式電池については「小形二次電池（充電式電池）・ボタン電池のリサイクル」という項目は設定されてはいるものの、火災の原因となることについては十分触れられてはいない。</p> <p>小型充電式電池による火災の発生が他の自治体でも起こっていることから、こうした他自治体の火災発生要因についてもホームページ上等で紹介し、火災の発生を事前に防止することが必要であるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>小型充電式電池については、区で収集しない廃棄物の一つであり、区民には、(一社) JBRC の紹介を通じて区内の回収協力店への持込をお願いしています。こうした小型充電式電池の排出方法については、区ホームページや広報誌「清掃だより」等でお知らせしているところです。</p> <p>今後も、清掃車や分別作業施設での火災防止の観点も踏まえ、様々な媒体を使って普及啓発を進めていきます。</p>		

意見 No. 102	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：イベント等における啓発活動の企画内容の検討		
意見事項		
<p>結果報告書 P349～352 のイベント等における啓発活動について、一定の効果が期待できるものであると考えられるが、毎年同様の活動を行っているように感じられる。</p> <p>ごみ発生抑制・リサイクルの促進を進め循環型社会の実現を目指すに当たり今後ますます啓発活動を充実させていく必要がある。OTA ふれあいフェスタの「ごみと資源のクイズ」では、収集現場での意見等も踏まえ、重点的に普及啓発したい内容に変更する等、毎年クイズ内容やイベントの詳細について見直しを行っているとのことであり、今後もこのような対応を進めることが必要なものとする。</p> <p>ただし、集客という観点を考慮すると区民が興味を持って参加したくなる企画が必要となるため、結果報告書 P352. 353 表の内容に挙げた項目についても例年と同様との印象を与えないような企画を立ち上げる必要があるものとする。</p> <p>現在、啓発活動を行っている上記のイベントは、主に子ども向けのイベントが中心と考えられる。未来を担う子どもたちへの啓発活動が重要との視点は理解できるが、一方で「大田区一般廃棄物処理基本計画」の中でも謳われている通り、区の現状として単身世帯や外国人人口が増加しているという状況があり、様々なライフスタイルの区民への啓発活動が必要である。</p> <p>子ども向けのイベントと同様に単身世帯や外国人向けにイベントを実施するというようなことは難しいかもしれないが、例えば、スポーツイベントや音楽イベント等でのポスター掲示、リーフレット配布をする等、新たな視点による啓発活動ができないかを検討することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>循環型社会の実現を目指すに当たって啓発活動の充実は不可欠と考えます。OTAふれあいフェスタの「ごみと資源のクイズ」では、子ども向けと大人向けのクイズを用意しています。</p> <p>また、イベントにて小型家電の回収にご協力いただいた方への記念品として、子ども向けミニカーの他、様々な人にご利用いただけるマグカップ、カトラリー等を配布する等、多様なライフスタイルの区民に興味を持っていただける啓発活動を行っています。</p>		

意見 No. 103	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：常設施設による清掃・リサイクル普及啓発活動の検討		
意見事項		
<p>世田谷区における「エコプラザ用賀」「リサイクル千歳台」、江東区における「えこっくる江東」、板橋区における「板橋区立リサイクルプラザ」等、他の自治体では、常設の施設により清掃・リサイクル普及啓発を行っているところが見受けられる。</p> <p>世田谷区の「エコプラザ用賀」は、令和元年度の来場者数は 36,675 人となっており、粗大ごみのリユース等にも役立っているようである。</p> <p>大田区においては常設の施設は無いとのことであるが、同様の施設があれば、各種講座・講習会の開催、リサイクル活動の促進等に役立つことが考えられる。</p> <p>当然、常設施設を設置・運営するとなるとコストが発生することになるため、コストを上回る効果が得られるか検討することが必要であるが、今後の啓発活動の充実のため、清掃・リサイクル施設の開設も検討に値するのではないかと考える。</p> <p>なお、平成 16 年度末まで大田区にも「大森リサイクルセンター」という施設が存在しており、粗大ごみを補修し無償譲渡する事業を実施していたが、区の方針として閉鎖した経緯があるとのことである。それから既に 10 年以上が経過しているため、他の自治体での事業の内容や効果も検証した上で、粗大ごみのリユースに限定せず、循環型社会の実現に沿った事業を改めて検討することが必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在、本庁舎 2 階に環境啓発コーナーを常設しており、環境問題やごみ減量・3R に関するパネル展示、動画上映等の手法により、区民等に対し啓発活動を行っています。</p> <p>環境啓発コーナーの所管である環境計画課と連携を図り、より効果的な普及啓発に努めます。</p>		

意見 No. 104	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：全世帯向け広報物の配布の検討		
意見事項		
<p>平成 29 年度に導入したスマートフォンアプリは、居住地に応じた資源とごみ収集日のカレンダーやごみの分別、出し方が分かるようになっており、適切にごみ・資源の排出を行う上で有益なものになっている。順調にダウンロード数は伸びているとのことであるが、引き続き積極的にアプリの利用促進に努めることを期待したい。</p> <p>一方で、アプリも全世帯に浸透している訳ではなく、紙媒体等による広報活動も引き続き必要である。区においては、高齢者人口、高齢者の割合が増加しているという現状もあり、手軽に利用できる紙媒体によるごみの分別・出し方等の広報も依然として重要であると考え。</p> <p>その点、現状、「資源とごみの分け方・出し方」は転入者向け、「大田区清掃とリサイクル」等はイベントや出前講座での配布を行っている冊子であり、資源とごみの分け方、出し方について全世帯向けに広報するものは存在していない。以前は資源とごみの分け方について、リーフレットの形で全世帯に配布していたが、現在では予算の都合もあり、そのような全世帯向けの広報物は配布していないとのことである。</p> <p>確かに、アプリが普及すれば紙媒体による広報物は不要との考え方もあり、徒にコストを掛けるべきではないともいえる。しかしながら、現在、ごみ・資源の排出が適正に行われないことにより、ふれあい指導による指導業務が少なからず必要とされていることや、分別が適切に行われないことに起因して清掃工場のトラブルにつながっていること等により、追加のコストが発生しているという現状を考えれば、普及啓発活動の成果が出れば、トータルでのコストの削減につながることも見込まれる。</p> <p>現在も、転入時に限定せず希望者には「資源とごみの分け方・出し方」その他の広報物の配布を行っているが、リーフレットのような手軽なものを使用してより幅広い層を対象とした広報活動を行うことにより、一層の普及啓発効果が得られないか、検討することが必要なものと考え。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご意見のとおり、資源とごみの適正排出の促進により、清掃工場等での故障リスクが低減すれば、事業トータルのコスト削減につながることから、こうした視点からも適正排出に向けた普及啓発活動は必要であると考えます。</p> <p>現在は、ホームページ、ツイッター、アプリ等の電子媒体とパンフレット、区設掲示板用ポスター、清掃だより等の紙媒体を効果的に組み合わせながら普及啓発を行っています。</p> <p>今後も、こうした普及啓発を継続するとともに、一層の普及啓発効果が得られる手法について検討します。</p>		



意見 No. 105	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課								
項目：小学校における資源循環学習教室開催数増加に向けた体制										
意見事項										
<p>小学校における資源循環学習教室は、小学校学習指導要領に定める「総合的な学習の時間」のカリキュラムの一つとしてとして行われており、カリキュラムの選択権は小学校側にある。</p> <p>大田区の小学校は館山さざなみ学校を含めて 60 校あるが、その約半数がこの環境学習を選択している状況である。普及・啓発活動の観点からは、選択してくれる小学校数をより一層増やすことが必要であり、その増加に伴って希望者全員が受講できる環境を同時に整備することが必要である。このため、区の教育委員会等への働き掛けや人員体制の整備を検討することが望まれる。</p>										
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）										
<p>資源循環学習教室の実施にあたっては、前年度中に校長会を通じて事業の周知を図ることで利用を促進し、小学校からの要望に応じて清掃事務所が可能な限り対応しています。</p> <p>令和 2 年度以降、コロナ禍の影響もあり、資源循環学習教室の実施を希望する小学校は大幅に減っていることから、今後の実施方法についても多角的に検討していきます。</p>										
<b>【実績】</b>										
	R2	R元	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23
計	2校	28校	29校	30校	24校	20校	17校	19校	8校	11校

意見 No. 106	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：小学校、児童館・保育園、自治会等における環境学習、出前講座でのアンケート調査の実施		
意見事項		
<p>小学校、児童館・保育園、自治会等において環境学習、出前講座を実施しているが、実施した内容がどのように受け入れられているか、アンケートの回収等による評価は実施されていない。アンケートの回収等により、事業の評価及び今後の改善に努めることが必要なものと考えらる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>小学校等を対象に実施している環境学習では、令和元年度において清掃事務所統一の様式でアンケートを実施しました。</p> <p>また、清掃事務所と小学校等は実施前後に十分な打合せ等を行い、学校側の要望にできるだけ応じています。</p>		



意見 No. 107	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：自治会や町会等における出前授業の普及		
意見事項		
<p>平成 28 年度より実施している児童館・保育園における環境学習は、拡大に取り組み年々実施回数が増加している。一方で、自治会や町会等における出前授業について過去 3 年の実施回数は減少しており、令和元年度では、目標は年間 21 回であったが 10 回の実施に留まったとのことである。自治会等からの希望に応じて実施することになっており、希望がなければ実施されないとのことであるが、幅広い層への普及啓発活動がごみの適切な分別・減量のために重要であると考えられるため、積極的な働き掛けを行う等、自治会等を対象とした出前授業についても一定数実施するよう検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>自治会・町会等を対象とした出前講座については、小学校等を対象とした環境学習とともに資源とごみの適正排出に向けた普及啓発事業として重要であると認識しています。令和 2 年度以降、コロナ禍の影響により、出前講座の開催は困難な状況となっておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、出前講座の再開に向けて調整していきます。</p>		

意見 No. 108	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区清掃・リサイクル協議会における委員定員数の改定		
意見事項		
<p>委員の構成について、P362 に記載の通り、本来合計 24 名の委員で協議会を構成することになっているが、現在の委員数は 17 名となっている。過去 5 期の委員数の推移は委員名簿によると次の通りである。</p> <p>過去には定員数の変更を行い 24 名→21 名→24 名以内と変遷しているとのことであるが、過去 5 期は現在の定員であり、実際の委員数は想定を下回る状況が続いている。委員数が減少している理由は、関係団体ごとに 1 名ずつの定員を設けていたが、同じ代表者が複数の団体を兼任する可能性があることや団体の合併があったこと等によるものとのことである。</p> <p>区では、このような状況の変化により、現在定員数について実情を踏まえて改定作業中とのことである。現状において、必ずしも要綱に沿った委員構成が妥当という訳ではない状況になっているのであれば、要綱の定員数の削減も含めて、その改定作業の中で実情に応じた改定が検討されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>委員定員数について、状況の変化や実情を踏まえ、協議会のより効果的な運営や円滑な開催を図るため、委員の人数を見直しのうえ削減することとし、「大田区清掃・リサイクル協議会設置要綱」の改正手続きを行いました（令和 3 年 3 月 1 日部長決定、令和 3 年 4 月 1 日施行）。</p>		

意見 No. 109	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区清掃・リサイクル協議会の議事録における発言者の特定		
意見事項		
<p>議事録を査閲したところ、委員の発言について、過去に委員の意向を受けて委員名を特定しないことにした経緯があり、議事録では「委員」とのみ記載されていた。区民や業界団体等、各方面から委員を選出しているが、どの委員からの発言であるという情報も有用な情報であると考えられる。議事録は、協議会の活動や効果等の説明責任、協議会内部及び庁内関係部署での情報共有の観点からも重要な文書であり、その効果を高めるためにも発言者の特定は必要であると考えられるため、改善が望まれる。</p> <p>なお、区としては、非公開にすることによって委員が制約を受けることなく自由に各自の意見を述べられるメリットがあるものの、今後は、協議会の活動や効果等の説明責任、協議会内部及び庁内関係部署での情報共有の観点も考慮し、発言した委員名の記載の是非について検討する方針とのことである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ご意見を踏まえ、清掃・リサイクル協議会の活動や効果等の説明責任、協議会内部及び庁内関係部署での情報共有の観点から、第 11 期より議事録に発言した委員名を記載することとしています。ただし、議事録を外部へ公開する必要がある場合には、個人情報保護の観点から委員名は非公開とします。</p>		

意見 No. 110	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部清掃事業課
項目：大田区清掃・リサイクル協議会への事務局の参加メンバー及び人数		
意見事項		
<p>第 10 期の議事録のうち、施設見学の第 2 回及び書面会議の第 4 回を除く、第 1 回と第 3 回の参加者を見ると、第 1 回は委員の参加者 16 名に対し事務局の参加者 12 名、第 3 回は委員の参加者 15 名に対し事務局の参加者 13 名となっており、委員の人員数と比較して事務局の参加人数が多くなっている。</p> <p>委員からの質問への回答を目的として、環境清掃部長から各課の担当係長までが出席しているとのことであるが、質問への回答の一部が後日となっても会の進行に支障を来すとは考えられず、また、部内での情報共有の観点からも議事録の回覧等により対応可能であるものと考えられるため、経済性や効率性を考慮して、事務局の出席メンバーを厳選する必要があるものと考ええる。</p> <p>なお、区としては、会議内での区からの説明責任の観点から現在の体制で臨んでいるものの、削減の余地があるか、実情を踏まえて検討しているとのことである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>事務局については、委員からの質問に対してできる限りその場で回答する必要があるため、より多くの関係者が出席して対応しています。</p> <p>しかし、ご意見を踏まえ、第 11 期より会議の運営に関与する事務局の出席者は必要最低限とし、事務局以外の区側の出席者は、当日の議題に関与する説明者のみとしました。</p>		

意見 No. 111	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：「大田区食べきり応援団」登録事業者にとってのメリットを高めるための施策		
意見事項		
<p>登録事業者へのPRとして、200社程度を当面の目標にステッカー等を作成しているが、令和元年7月に募集を開始して以降、令和2年10月現在で42社の登録に留まっており、募集より1年以上経過した段階で、作成したステッカー等の2割程度しか利用されていないことになる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、募集活動が抑えられているとのことであり、その点では致し方ない面があることは理解できるが、一方で、事業者にとっての登録の誘因としては、現状、区のホームページ上での一覧表による登録事業者及び取組内容の公開のみとなっており、あまりメリットが感じられないものとなっているのではないかとと思われる。</p> <p>登録事業者を増加させることは、区民・事業者双方の食品ロス削減への取り組みを促進させることにつながるものであり、区民への食べきり応援団の活動の一層の周知を図ること等により、事業者にとっても食べきり応援団への登録を魅力あるものとする必要があるものと考えらる。</p> <p>このため、食べきり応援団登録事業者の紹介チラシを作成し、イベント時に区民に配布することや、区のホームページの掲載についても、現状、食べきり応援団登録事業者の一覧は、ごみ・リサイクルのカテゴリーから閲覧するようになっており、区民の目に触れる機会は限定的になってしまうものと考えられるため、区のホームページのポータルサイトから直接登録事業者の一覧サイトに移動できるようなバナーを設置する等、食べきり応援団の知名度を高めることにより、消費者の立場からの食べきり応援団登録事業者の利用を促すとともに、登録事業者にとってのメリットを高めるような施策を講じていくことが必要なものと考えらる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>登録事業者の増加は、事業者及び消費者（区民等）の双方に対し、一層の食品ロス削減の機運醸成をもたらすものと考え、区としても大田区商店街連合会や大田区産業振興協会などの関係団体の協力を得て、区内事業者に対して登録の働きかけを行っています。</p> <p>また、事業者が登録を魅力と感じてもらえるよう、区のPR力の拡充を図っています。区ホームページに個々の事業に係るバナーを設置することは運用上できませんが、登録事業者の一覧を含む食品ロスのページは「ごみ・リサイクル」に加え「住まい・まちなみ・環境 &gt; 環境・地球温暖化対策・公害」のカテゴリーからもご覧いただけるよう、見やすくする、目に留まりやすくするために構成を改めました。</p> <p>これに加え、フードドライブ時に食品を持ち込みいただく区民の方や関係団体事業利用者等に食べきり応援団を含む区の食品ロス削減事業についてのチラシを配布するなどして事業認知度の向上に努めています。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からイベント・行事が中止となる傾向にありますが、引き続き、「食べきり応援団」の登録事業者拡大に努めていきます。</p>		

意見 No. 112	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：「大田区食べきり応援団」登録事業者数の具体的な目標設定		
意見事項		
<p>登録事業者数の目標について、他の自治体等を参考にまずは 200 社程度分のステッカー等を用意し、できるだけ登録事業者を増やしていく方針とのことであるが、目標数の設定はされていない。</p> <p>登録事業者数と食品ロス削減量の関係を定量的に把握することは困難ではあるものの、最終的な目標は食品ロスの削減であるため、それを念頭に置き、対象業者の何割の登録を目指すか等、具体的な目標を設定することが必要なものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>食べきり応援団については、登録事業者の増強で家庭系・事業者系双方の側面から食品ロス削減の機運醸成へとつなげられるものとして考えています。</p> <p>なお、当制度では、登録事業者を飲食店や食品小売業等の食品取扱事業者に限らず、例えば食品ロス削減に係るポスター・POP を掲示して普及啓発の協力先も登録対象者としています。このため、対象事業者は特定の業種、業態によらず広範なものとなり、その点では何割の登録という占有率を測るような目標値の設定には向かないものと考えられます。</p> <p>なお、令和 3 年 7 月 31 日時点の登録は 44 事業者となっています。他の自治体では、例えば登録事業者数が 100 などに至った場合に、冊子等の普及啓発資材を作成するなどの事例もみられるようであり、当区としても、まずは登録事業者数 100 などの大台を目指して登録拡充に努めます。</p>		

意見 No. 113	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：出前授業委託先との契約金額の妥当性の検討		
意見事項		
<p>出前授業の実施について、区は委託業者と随意契約を行っている。その契約総額 869,000 円（税抜）のうち最も大きな金額が「事業全体企画」440,000 円となっているが、その内容が明確でないように思われる（結果報告書 P376 内訳参照）。</p> <p>固定費的な内容で、授業の実施回数にかかわらず発生する費用とのことであるが、内容が明確でなく当該金額の妥当性の判断がつきにくいように感じられる。</p> <p>もし「事業全体企画」に含まれる項目の中に、本来実施される授業ごとの単価に含めるべきものであれば、内訳上、現状のような項目ではなく、単価に織り込まなければならない。その判断のためにも契約金額全体の妥当性に限らず、内訳書や見積書の項目のより一層の精査が必要であったものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>事業企画費用については、令和 3 年度の授業委託に係る見積時に事業企画の内容明示、過去 2 か年度の実績に基づく企画内容の精査を事業者に求めました。その結果、事業企画の内訳が示され、必要とする企画内容であり、各授業の実施内容と重複がないことを確認しました。</p> <p>また、これまでの企画実績の活用し、事業企画費用についても金額の見直しを図りました。</p>		

意見 No. 114	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：出前授業におけるアンケートの実施		
意見事項		
<p>事業の評価に関し、授業には常に職員が帯同し、学校からは好評を得ているとのことであるが、報告書については詳細な内容が不足しているように見受けられる。</p> <p>また、アンケートの入手も行っていないため、今後当該事業をどのように展開するか検討するためにも、事業の成果をしっかりと評価することができるだけの報告資料を作成又は入手し、今後の事業の改善に反映していくことが必要なものとする。なお、令和 2 年度からは、アンケートの入手は開始しているとのことである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>当事業委託先事業者からは、授業の実施ごとに実績報告書を提出してもらい、実施日や実施場所といった授業概要や当日の流れ、授業の主な内容、授業を行った事業者としての所見について、授業風景の撮影画像とともに報告を得ており、委託元として特段報告内容に不足を感じているところはありません。</p> <p>アンケートについて、令和元年度の出前授業においては未実施でしたが、2 年度からは学校の教諭、生徒の双方に実施しており、いずれからも授業について高評価をいただいています。生徒からの意見や質問などは、今後の授業の在り方や実施方法などの参考としています。</p>		



意見 No. 115	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：出前授業の普及		
意見事項		
<p>総合学習の時間に何を取り上げるかは各校ごとで決定するため、現在の実施校は希望のあった数校に限定されている。食品ロスを減らす啓発の意味では幅広く啓発活動を行うことが望まれるため、幅広く実施するための早急な検討が望まれる。今後、区の職員や学校の教員による授業の実施も検討しているとのことであるが、そのためにも同種の内容の授業が総合学習の時間に取り込まれるような学校に対する広報活動も展開することが必要なものと考え。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>当出前授業の利用については、各学校の総合学習の活用の考え方などにより希望先に対して行うものとしており、令和元年度は試行的なところがあったものの、令和2年度以降は希望いただいた学校に授業を実施することができています。利用希望の確認にあたっては、年度当初に行われる小・中学校校長会のご案内や各校への一斉通知の方法によって行っています。</p> <p>今後の実施方法については、現在、調整中ではありますが、利用を希望される学校にお応えできるような方法等について検討、調整を進めていきます。</p> <p>なお、食品ロスに係る普及啓発等については、出前授業のほかにも、啓発資材「7日チャレンジ食品ロスダイアリー」の全小学5年生への配布、大田区ホームページにおける環境学習コンテンツとしての情報提供、環境啓発コーナーでの情報発信等を行い、環境学習の機会の確保につながるよう図っています。</p>		



意見 No. 116	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：「平成 30 年度地産地消型未利用食品の有効活用に向けた需給調査委託報告書」の活用		
意見事項		
<p>報告書の内容は、区内の未利用食品提供事業者となり得る事業者及び受入側として想定されている福祉団体等へのアンケート調査、ヒアリング調査に基づく需給調査の結果、マッチングシステムの検討、需給調査の過程で実施に至ったマッチング事例（結果報告書 P378 表中「平成 30 年度（試行）」の内容）の紹介等である。</p> <p>需給調査の内容から伺えることは、提供者の視点からは、廃棄せざるを得ない商品は当日消費期限を迎える生鮮食品であり寄付に向かない、消費期限が迫ったものは値下げして売り切る等食品ロスはあまり発生しない、消費期限が迫ったものを提供して品質に問題があった場合の責任問題が心配等の意見があり、受入側団体の視点からは、保管場所がない、運送コストを負担できない、期限が迫っているものは処理が間に合わない可能性が大きい等の意見があり、事業者間のマッチングの機会はそれ程多くないようである。</p> <p>しかしながら、このような議論はある程度予想されるものであり、現在はスタートアップ期ということはあるものの、現時点の実績からするとその調査結果によって活発なマッチングには至らなかったとの結論になりかねず、1 千万円を掛けて調査を行ったことの妥当性について疑問を感じてしまうため、調査の必要性及び調査結果の有用性について、支出額も考慮した上で説明する必要があるものと考えます。</p> <p>なお、食品ロスを回避し、福祉団体等へ提供するという理念については、いずれの事業者においても賛同が得られており、品質管理の問題、運送コストの問題等が解決すべき課題として残る。調査の過程で提供先及び受入先の候補をリスト化する等の成果はあったとのことであるため、これらの課題を克服することを念頭に置いて、事業の目標である地産地消型食品マッチングがより有効に機能するようなシステム構築を検討することが必要なものと考えます。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>当報告書で検討内容の一つとされている需給マッチングのための情報システムの構築を行うことは考えていませんが、当調査により、食品提供者、受領者、区及び調整役を担う関係団体等との食品や情報の流れを伴う事業スキームの構築を果たすことはできたと捉えています。</p> <p>今後は、区内事業者等に対して地産地消型未利用食品マッチングに係る一層の認知度向上に努め、未利用食品の有効活用へとつなげていきます。</p> <p>なお、ご意見のとおり、当調査を通じて未利用食品の有効活用の実現へと結びつけることができ、調査対象が食べきり応援団制度への登録につながるなど当初想定した以上の事業効果もあったと考えています。</p>		

意見 No. 117	措置状況：参考扱	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：フードドライブに関する常設した受付窓口の拡充		
意見事項		
<p>フードドライブは平成 29 年度に生活展においてブース出展、平成 30 年度区役所本庁舎で実施したのち、好評を得て令和元年度に特別出張所 4 所を追加して年 3 回実施しているが、令和 2 年度も同様の時期、受付場所で実施する計画となっている（一部新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止）。</p> <p>リピーターとなっている区民がいること、各地域のバランスや収集する食品の保管場所を考慮して現在の 4 所としていること等から、前年度と同様の計画としたとのことであるが、現在の参加者以外にも、自宅の近くで受け付けていれば参加しようという区民は他にも存在するものと考えられる。</p> <p>運送の手配等の負担もあり、やみくもに拡大することはできないとのことであるが、食品ロスを減らす啓発の観点からも幅広い区民が参加できることが望まれ、可能な限り受付時期を広げたり、他の出張所でも循環的に実施したりする等、さらなる拡充ができないか検討することが望まれる。</p> <p>なお、他の特別区では、世田谷区、文京区、杉並区、渋谷区等、常設の窓口を設けている区も多く、清掃事務所や区民センター等も利用して、数多くの常設窓口を設けている例も見受けられる。身近に常設の窓口があれば、区民の参加する機会は非常に増えると思われ、可能であれば常設化も目指したいところである。</p> <p>江東区の例では、令和 2 年 12 月より、株式会社良品計画との協定により無印良品の店舗に隣接して古着のリサイクルと合わせたフードドライブの常設窓口を設けている。大田区では、フードドライブの実施に当たり、社会福祉法人大田区社会福祉協議会と連携しており、当協議会には常設窓口も設置されているが、さらなる事業者との協力による常設窓口の拡充も検討に値するのではないかと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区民の利便性を考慮すれば、より身近な受付場所が常設されていることが是とされるものとは考えられます。これにより未利用食品が廃棄されずに有効活用される取扱量は拡大し、食品ロス削減の一助となることは否めません。</p> <p>しかし、区としての収集、配送に係る必要な経営資源などの制約、食品受領者となる福祉団体等の倉庫等の確保難の問題などからも、安易な拡大路線をとることは難しい状況にあります。</p> <p>その一方で、フードドライブ等による未利用食品の活用は 3R でいうところの Reuse（再利用）に該当するものとなり、資源の有効活用を考えるにあたっては、この前の段階の Reduce（発生抑制）の推進も不可欠と考えます。このため、Reuse の活用機会の拡大となるフードドライブ受付窓口の拡大常設化の検討に際しては、発生抑制のための普及啓発の促進と併せて考慮すべきものと考えています。</p>		

意見 No. 118	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：食品ロス削減実践講座に関する YouTube 配信動画の広報活動		
意見事項		
<p>本年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、これまでのところ講習会は実施されておらず、代わりに YouTube による動画配信を行っている。当該動画の視聴回数は令和 2 年 10 月に配信を始めて 2 週間程の時点で 150 回程度であり、特段目標回数を定めてはいないとのことである。その後、区報や区施設でのチラシ配布による周知に加え、区民が目にしやすい場所として区内小売店や地域金融機関の協力を得てポスター掲示やチラシ配布をする等の露出度を高めるための手立てを講じているとのことであるが、支出の伴う区の正式な事業であるから、引き続き、視聴数が増えるためのより一層の広報活動を検討する必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>当動画は「家庭の身近なことからはじめる食品ロス削減」との観点から「冷蔵庫整理と食品ロス削減」をテーマとして、主に家庭向けを想定して作成、配信しているものです。公開は 10 月の食品ロス削減推進月間に向けて 9 月 29 日から行いました。</p> <p>普及啓発効果を高めるべく、動画公開を区民の方に知っていただくため、公開と同時期に区報や区ホームページ、区施設でのチラシ配布等にて広報を行いました。</p> <p>また、より多くの方にご覧いただけるよう、対象層の集客が見込まれる小売店、地域金融機関など 9 事業者計 75 店舗の協力を得て、各店にポスター掲示、チラシ設置等を 10 月 1 日から行いました。</p> <p>当動画は、食品ロス削減推進月間以外でも継続的に普及啓発に活用できるものであるため、食品ロス削減事業の一つとして、来庁者へのチラシ配布や環境啓発コーナーでのパネル掲示などにより、今後も情報発信を行っていきます。</p>		

意見 No. 119	措置状況：措置済	部課名：環境清掃部環境計画課
項目：学校給食生ごみリサイクル処理業務委託先との契約単価の妥当性の検討		
意見事項		
<p>株式会社アルフォとの学校給食生ごみリサイクル処理契約に当たり、税抜 23 円の単価での契約を行っている。この単価の妥当性について質問したところ、他区でも同様の単価との感触を得たとのことであったが、随意契約を行う以上、単に他区と同様の感触というだけでは不十分と考える。近隣に同様の事業を依頼できる事業者はないとのことであり、他の事業者の単価と比較すること等は難しいかもしれないが、単価の根拠資料を入手する等、単価が妥当であることを説明できるようにする必要があるものとする。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>処理単価については、生ごみ飼料化処理費 14.0 円/kg（税抜）、生ごみ分別作業費 9.0 円/kg（税抜）の内訳となっています。当事業における給食生ごみは一般廃棄物として取り扱われるため、廃棄物処理手数料は「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」及び「東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例」で定められている上限を超えてはならないものとされます。これによれば、処理手数料は 15.5 円/kg（税込）が上限となり、上記内訳はこれに適合したものとなっています。</p> <p>また、給食生ごみリサイクルにあたっては、食品残渣以外の異物混入により適正処理に支障が生じるものであることから、処理以外に分別作業の必要が生じ、このための費用が別途発生するものとして捉えています。</p> <p>なお、当社を処理委託先として選定するにあたっては、当社が東京都環境局のスーパーエコタウン事業に選定され区内で唯一の飼料化による食品リサイクル処理事業者であることにも鑑みています。搬入先が区内となることで、輸送時の CO<sub>2</sub>排出などの環境負荷軽減につながり、収集運搬に係る費用も低廉化される可能性を考慮したものです。</p>		

令和2年度包括外部監査結果における  
「指摘及び意見」に対する措置状況

発行：令和3年12月16日

事務局：大田区総務部総務課内部統制推進担当  
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号  
電話：03-5744-1160 FAX：03-5744-1505